

予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和6年3月12日（火）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席議員（18名）

委員長	浅田	保雄
副委員長	のぐちけんたろう	
理事	ほかり	吉紀
理事	依田	翼
理事	山田	ひろこ
理事	沢田	けいじ
理事	宮崎	こうき
理事	岡崎	義顕
理事	西村	修
理事	板倉	美千代
委員	吉村	美紀
委員	千田	恵美子
委員	豪一	
委員	宮本	伸一
委員	金子	てるよし
委員	田中	としかね
委員	上田	ゆきこ
委員	山本	一仁

4 欠席議員

なし

5 委員外議員

議長	白石	英行
副議長	田中	香澄

6 出席説明員

成澤 廣修	区長
佐藤 正子	副区長
加藤 裕一	教育長
大川 秀樹	企画政策部長兼保健衛生部・文京保健所参事
竹田 弘一	総務部長兼保健衛生部・文京保健所参事
渡邊 了	危機管理室長
鵜沼 秀之	区民部長
高橋 征博	アカデミー推進部長
竹越 淳	福祉部長兼福祉事務所長
鈴木 裕佳	地域包括ケア推進担当部長
多田 栄一郎	子ども家庭部長
矢内 真理子	保健衛生部長兼文京保健所長
澤井 英樹	都市計画部長
吉田 雄大	土木部長
木幡 光伸	資源環境部長
長塚 隆史	施設管理部長
内野 陽	会計管理者会計管理室長事務取扱
新名 幸男	教育推進部長
吉岡 利行	監査事務局長
横山 尚人	企画課長
諸岡 君彦	政策研究担当課長
進 憲司	財政課長
日比谷 光輝	広報課長
武藤 充輝	総務課長
渡部 雅弘	生活福祉課長
中島 一浩	国保年金課長兼高齢者医療担当課長
篠原 秀徳	子育て支援課長
奥田 光広	幼児保育課長

永尾真一	子ども施設担当課長
大戸靖彦	子ども家庭支援センター所長
佐藤武大	児童相談所準備担当課長
熱田直道	生活衛生課長
田口弘之	健康推進課長
小島絵里	予防対策課長
内宮純一	新型コロナウイルス感染症担当課長
大塚仁雄	保健サービスセンター所長
佐久間康一	都市計画課長
前田直哉	地域整備課長
吉本眞二	住環境課長
川西宏幸	建築指導課長
福澤正人	管理課長
村岡健市	道路課長
村田博章	みどり公園課長
橋本万多良	環境政策課長
有坂和彦	リサイクル清掃課長
岩田雅治	文京清掃事務所長
松永直樹	施設管理課長
五木田修	保全技術課長
大畑幸代	整備技術課長
宇民清	教育総務課長兼真砂中央図書館長
中川景司	学務課長
宮原直務	教育推進部副参事
赤津一也	教育指導課長
鈴木大助	児童青少年課長
木口正和	教育センター所長

## 7 事務局職員

事務局長	小野光幸
議事調査主査	長田高志

議事調査主査 杉山大樹

## 8 本日の付議事件

(1) 議案第54号 令和6年度一般会計予算

ア 一般会計歳出

・5款「民生費」～10款「教育費」

---

午前 10時00分 開会

○浅田委員長 おはようございます。

それでは、予算審査特別委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですが、委員は全員出席でございます。理事者は、関係理事者に御出席をいただいております。

なお、西村委員につきましては、午後1時より家族看護のため欠席となります。

それでは、昨日に引き続き、予算審査を行います。

一般会計歳出の5款民生費の4項児童福祉費から6項国民年金費まで、予算事項別明細書の208ページから227ページまでの部分です。

それでは、板倉委員の質問に対する答弁からお願いをいたします。

永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 令和4年度の指導検査における指摘事項に関する御質問にお答えいたします。

まず、1点目の保育室が基準面積を下回っているということにつきましては、設置認可後に柵等が設置されたため、基準面積を下回っている事例であり、柵等を撤去して、定員に対して必要な面積を確保する、認可定員を引き下げるなどの改善がなされているところでございます。

2点目の事故報告が行われていないという部分につきましては、当該行われてなかった事項について、区に対して事故報告書を提出していただくと。あと、今後は、事故発生時には区に対して速やかに報告をするというような改善を図っているところでございます。

最後、3点目の保育士が適正に配置されていないという部分につきましては、保育園ではお子さんの安全を確保する観点から、常に2人以上の保育士を配置するという事になってはいるんですけども、体調不良等により、朝の時間帯に急遽出勤ができなかった事例でございまして、そのような場合に備えて、連絡体制の構築ですとか、サブの当番を置くなどの改

善がなされているところでございます。

○浅田委員長 板倉委員。

○板倉委員 改善がなされているということで、保育士さんの配置については、瞬時的というか、そういうことだということで、子どもたちの何よりも保育の質の向上ということと、安心の場にしていくということが大事です。

あと、会計経理のところ、ちょっと基本的なことが決められていることがなされていないのかなというふうに、特に前期末支払資金残高については、基準があるそこがきちっと守られていないようですし、契約についても、当然のことがされていないという点では、やっぱりこの辺が指摘されるところだというふうに思います。

それで、この指導検査を行った結果について、文京区はこういう形で結果の公表をしているわけですが、自治体によっては、全部の園を出していたり、あるいは指摘のあった施設、そこが公表されて、どういうことなのかという、そういう仕方がされているようですが、文京の場合は、現在のような形でこれからもあれするのか、改善がなされたということは、改めてそういう形で公表をしていくのか、そういうことも含めて、これからいろいろ保護者の皆さんから御意見があつて、このようにしてほしいみたいな要求があれば、ぜひそれに応えていってほしいと思いますけれども、その点は、まだこれから検討の余地があるということでしょうか。

○浅田委員長 永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 指導検査の結果につきましては、委員の御指摘のとおり、他の自治体では、園名も含めて公表している事例のほうを把握しているところでございます。今後、文京区として、指導検査の結果のほうをどのように、区民の方等も含めて、お知らせをしていくのかということにつきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

○浅田委員長 板倉委員。

○板倉委員 はい、分かりました。ぜひ、まだ検討の余地もあるということですから、先ほども言いましたように、本当に保育の場が安心の場ということで、子どもたちの安全が守られるような、そうした体制をぜひつくっていただきたい。

最後に、これは要望ですけれども、この間、保育委託費の弾力運用ということで、委託費用の流用ですね、については、引き続き検証を求めていくということを要求してきましたし、これについては中止をすべきだということを、改めてこれは意見として言っておきたいと思います。

以上です。

○浅田委員長 では続いて、沢田委員。

○沢田委員 私からは2点です。保育の質と、あと子どもの権利について伺います。

まず、1点目が211ページ、5款、4項、1目保育園費の18番、保育施設指導事業についてです。

今のやり方で本当に私立園の保育の質を向上できるのかという問題です。例えばですが、国のこども誰でも通園制度がスタートするんですが、先行する文京モデルの質を維持できるのかと。具体的には、予算や配置基準の問題もありますし、現場の保育士のストレスや不安、つまり保育士の質の問題もあるわけです。保育士の質の最大の課題というと、早期退職なんですよ。全国の保育士の平均勤続年数は7.7年、これは民間企業平均の12.4年を大きく下回りますし、離職した後、復職できない元保育士が大勢いる現状です。これはなぜなのか。退職理由のトップが常に人間関係、そして昨今はメンタルヘルスの問題もあるからです。以前に伺ったときは、長期的な視点で巡回指導を強化して対応するという御答弁でしたが、それで本当に改善できるとお考えか、伺います。

○浅田委員長 永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 保育の質の向上につきましては、文京区は指導検査と巡回指導の両輪で、保育の質の向上を図っているところでございます。巡回指導につきましては、基本的には園長から話を聞くことが多いわけなんですけれども、ただ、保育室内散歩の同行などの際に、現場で保育に従事する職員から話を聞くこともございます。

また、園運営や保育の内容について、保護者や実際に現場で保育に従事している職員から区に相談があった場合については、必要に応じて保育従事者の意見を直接聞いた上で改善を図っているところでございます。

こうした取組を繰り返す中で、区も当事者意識を持って、園運営の課題を改善していくことで、保育園や保育事業者との信頼関係を築いて、保育の質の向上を図ってまいりたいと考えております。

○浅田委員長 沢田委員。

○沢田委員 何度もお伺いしたお話なんです。指導検査と巡回指導の両輪と。現場の保育士に、それで本当にいいのかどうか聞いたことはあるんですかね。元ですけれども、現場の保育士として言わせてもらいますが、区が強化してきた巡回指導、この担当は基本、退職園長ですよ。これは区の職員の皆さんに置き替えると、ほかの区の管理職が指導に来るようなもの

です。それで本音が本当に言えるとお考えなのかと。何で現場の保育士の生の声を直接聞かないのでしょうか。これまでの答弁だと、私立園の運営管理は第一義的には運営法人の責任という消極的なものだったんですけれども、一方で、こんなに積極的に巡回指導に入っているわけですよ。おかしくないかなと。

私、5年前からずっと同じことを言っているんですが、このままでは、元保育士の沢田のまるで独りよがりみたいだ。ぜひ、一度でいいので、現場の保育士自身にアンケートや調査が有効かどうかを聞いてみていただきたい。特に、来年度から子ども権利条例の検討が始まりますので、子どもには意見表明権がありますが、保育園の子どものは半分は自分で意見を表明できないわけですよ。保育士には代弁者としての大切な役割があるので、当然、この検討の中では、現場の保育士の意見を聞く機会もあると思うので、一緒に聞いていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○浅田委員長 永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 現場の保育士の意見を聞くという部分に関しましては、先ほど委員のほうからお話がありました、今年度、区のほうで実施をしている未就園児の定期預かりモデル事業に関して、実際に保育に従事している職員の方からアンケートを取って、意見を聞いているところでございます。

また、退職園長のほうが巡回指導することで、本音が言えないのではないのかという御指摘に関しましては、逆に、私たちが巡回指導をしている中では、実際、保育現場のほうで苦労や経験を重ねてきた職員だからこそ、いろいろとごつくばらんに相談ができるというようなお話も聞いているところでございます。

あと、区と保育の運営事業者の役割分担というところにつきましては、あくまでも区としては、保育の実施義務、あるいは保育の質の向上の役割を担っているわけですが、私立保育園につきましては、当然、運営は保育事業者のほうで運営をしております。保育事業者のほうで、職員のやりがいや働きやすさというところは、改善をしていく役割を一義的には担っておりますので、区のほうは、それをサポートしていくような形を考えております。

あと最後に、子どもの権利条例に関する部分で、現場の保育従事者のほうの意見をという部分につきましては、子どもの権利条例にかかわらず、いろんな場面で機会を捉えて、現場の保育従事者の方の意見は聞いてまいりたいと考えております。

○浅田委員長 沢田委員。

○沢田委員 いろんな場面でというと、御答弁だと、具体的にどういう方法でというところを

お聞きしたかったんですね。全員にアンケートを配って聞くという方法をどうしても取りたくないというような御答弁なんです。実際、保育を支えている現場の一人一人の保育士ですし、声が届かない組織や、言いたいことが言えない組織では、実際、本来の力を発揮できないわけですから、ぜひ、現場の一人一人の声を聞いていただきたいと思います。

これは、先日、区の人事制度に多面評価をと提案したときにも、やりたくないのは管理職だけじゃないかとお聞きをしたんですね。これは保育現場でも同じじゃないかと思うんです。誤解のないよう言っておきますが、現場の声を聞くのは管理職のためでもあるんです。陰で部下に何を言われているかと不安や不信感を持つことのないように、何でも言い合える風通しのいい職場風土をつくるためなんです。

今が絶対のチャンスなんです。待機児童を解消して、量から質に保育の軸足を移すチャンスは、今しかないので、ぜひ今、保育士全員にアンケート調査を実施して、現場の声を基に、次回は議論をさせていただければと思います。

あと、開設を控えた児童相談所の職員もそうなんです。就業環境は保育士同様厳しいものと想定されますので、チームビルディング、これからだと思いますが、初めが肝腎ですので、現場の声を生かして、風通しのいい職場風土をつくる取組を進めていただきたいと思います。これは要望です。

もう一点、217ページ、5款、4項、5目児童福祉事業費の18番、子どもの権利条例制定に関してなんですが、これ条例の立てつけは18歳までとのことなんですが、一方で、国の子ども基本法は、子どもの権利条約に定める子どもの権利を、広く、心と体が成長の段階にある若者にまで保障をするものです。先日の総務区民委員会でも、若者の所管がないとの指摘がありました。これら若者の権利を保障し、子ども政策の延長ではない、若者計画を実現する体制整備を要望いたします。

以上です。

○浅田委員長 では次に、田中としかね委員。

○田中（と）委員 224ページ、225ページの国民年金費に関わります、公的年金基金の運用について伺ってみたいのですが、このスキームですね、余剰分を積立てして、運用して、増やして、財源を確保するというやり方ね。現役世代は減少していくわけでございまして、年金保険料の不足分を補っていかねばならないわけです。そうした50年後、さらには100年後を見据えた、長期的な計画なんですね。

日本の公的年金を運用するGPIF、この運用パフォーマンスが過去最高を更新していま



す。現在、220兆円という資産を運用するGPIFは、「資本市場のクジラ」の異名を持つ世界最大の機関投資家という位置付けにもなります。

このGPIFが年金の資金の市場運用を開始した2001年、2001年度末の資産運用額がまだ38兆円だったわけなんですよ。ざっくり言うと、そのスタートから100兆円積立てして、運用益が100兆円超えているわけなんですよ。

2015年には、ちょっと損失を出したというのは、さんざんたたかれていましたよね。私たちの年金がアベノミクスの犠牲になっているというふうに言われてですね。それでも、アベノミクスから10年たちまして、成長に投資していくとスタンスは、ようやく最近、国民の皆様にも理解が広がってきていると思われま。一般的にもオール・カントリー、全世界の成長に投資するのがベストだよみたいな選択が、認識が広まってきていると思いますので。

それで、国保年金課長、広域連合でも活躍され、特別会計のエキスパートでもあります国保年金課長にも、その点、年金の積立てによる、運用による財源確保というスキームについて、ちょっと教えていただければと思うんですけども。

○浅田委員長 中島国保年金課長。

○中島国保年金課長 今、委員から御指摘いただきましたGPIF、こちらについては、2001年から新しく仕組みとしてつくられまして、この間ずっと年金及び——当然、厚生年金も含めて、様々な年金の運用をしていただいているところでございます。特に今年度については、過去最高の、今の段階でも既に24兆円ぐらいの利益が出ているという御報告もいただいているところでございますけれども、この間につきましては、やっぱり株価がある程度堅調に上がってきたというところが一つの要因ということで、GPIFも一つ分析しているというところでございます。

従来は、株式よりも債券を重視ということだったんですけども、この間、働き手が減っていて、高齢者も含めて高齢者が増えていく中で、年金の、要は掛け金だけではなくて、それを運用していくということの重要性について、GPIFのほうも舵を切って、当然、投資になりますので、多少凸凹はありますけれども、この間は堅調にしっかりと財産を殖やしていただいて、将来の年金に備えているというふうに認識しているところでございます。

○浅田委員長 田中委員。

○田中（と）委員 ありがとうございます。この基金の積立てで運用するというのは、事ほどさように重要な観点なわけなんですけれども、せっかく文京区の会計管理者がいらっしゃっているんで、この文京区の基金の運用についてもちょっと伺いたいんですけども、よろし

くお願いします。

○浅田委員長 内野会計管理者。

○内野会計管理者 本区の基金の運用でございますけれども、本区の基金の運用につきましては、文京区の公金管理運用方針及び隔年の公金管理計画に基づいて行っております。昨今の状況でございますけれども、金利の動向の影響も大変受けるわけでありましたが、令和3年度の運用益、果実としてはおよそ3,400万円、4年度としては4,300万円、そして今年度については、見通しですけれども、6,000万円余を予定してございます。

○浅田委員長 田中委員。

○田中（と）委員 ありがとうございます。着実に増えているということでございまして、このスキームですね、余剰分を積立てして、運用して増やして、財源を確保するというのは、積極的にというか、当然やってほしいということで、よろしく願いいたします。

以上です。

○浅田委員長 では次は、金子委員。

○金子委員 まず、213ページの児童館費のところでは、育成室の待機児解消に向けて、引き続き実現してほしいと、解消をね。それはお願いをしておきます。

それから、220ページ、221ページの生活保護の総務費とかの話になるというふうに思うんですが、これについては、生活保護の申請権の保障という点については、国会での首相答弁で、ためらわずに相談くださいといった答弁が2020年6月15日にありまして、それ以降、各自治体で申請権の保障をどういうふうに住民の皆さん、国民全体に周知をするか。ポスターの作成なども執り行われているというように承知をしています。

その中で、私が今日聞きたいのは、年末の閉庁時に相談体制がどのようになっているかということでもあります。

昨年 of 年末に、たまたま私、相談が閉庁時にありまして、その際にいろいろ電話連絡する中で、東京都から東京都が行っているチャレンジネットを御紹介するという流れを、区は東京都から連絡を受けているということをお聞きしました。これは、具体的には申請権を保障するということで、東京都から連絡があったのかどうか、確認をしたい。

なお、1月にもまた別の事例なんですけど、今、ハッピーマンデーということで、3連休が結構あるんですね。3連休の初日に相談があった場合に、同様に、この生活保護の申請権というのはどのように保障されているのか、御説明をいただきたい。

○浅田委員長 渡部生活福祉課長。

○渡部生活福祉課長 生活保護の申請権でございますけれども、委員からお話がありましたTOKYOチャレンジネットにつきましては、年末年始に閉庁時におきまして、生活支援ですとか居住支援、それから就労支援等の相談に乗る場所でございます。こちらのほうで、生活保護の申請のほうがありました場合につきましては、TOKYOチャレンジネットのほうでは受け付けのほうは行わず、TOKYOチャレンジネットにつきましては、原則、前夜に居住していた場所のあります福祉事務所のほうに申請に行っていたいただきたいということで、開庁日を待ってということになってございます。開庁日を待って、申請に行っていました方々につきましては、状況をよく把握しまして、状況によりまして、遡及をしながら、そういった状況に陥った日を開始日ということで、遡及するような形で、申請のほうを受け付けているというところでございます。

なお、休日についても、同じような取扱いを行っているところでございます。

○浅田委員長 金子委員。

○金子委員 ということになりますと、事実上、開庁日を待ってとなりますと、お正月明け、もしくは連休明け、3日後、4日後という話になりますので、相談に来た事例というのは、この寒さの中ですので、やっぱりやむを得ず相談に来られたという事例であります。一昨年の年末については、閉庁日の初日については、区の生活福祉課で相談員を常駐させるという対応が取られたというふうに承知をしておりますけれども、私は、そうした対応は、少なくとも年末年始、それから3連休についてはどうするかというのは、検討は必要だと思うけれども、同様に対応が求められるということが必要だというふうに思いますので、そのことを指摘しておきたいと思います。これは要望として指摘をして、ここでは終わるということがあります。

○浅田委員長 では次に、ほかり委員。

○ほかり委員 まず、211ページの5番の未就園児の定期的な預かり事業についてなんですけれども、春日臨時保育所の事業が3月で終わりということで、今、後楽のグループ保育室こうらく、これが10月から始まっていて、定員28名に対して203人の応募で、かなり多くの応募があったというのを聞いているんですけれども、追加で、区内の保育所9施設と区内の私立保育園2施設で、それぞれ2月以降順次募集をかけてということなんですけれども、この現状の募集がもし始まっていたら状況とか、あと一個気になったのは、このこうらくのほうに応募した203人で、定員に入れなかった170何人、お待ちの方というのは、この追加の施設の申込みはできるのかどうか、そこがちょっと気になったので、そこも併せて教えてください。

い。

○浅田委員長 永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 令和6年度の未就園児の定期的な預かり事業の実施予定の施設につきましては、今現状、私立の保育園のほうで合計7園が現時点では実施を予定しているところでございます。7園合計で1週間当たりの利用定員としては、延べ65人、私立幼稚園については、2園が現時点で実施予定で、1週間当たりの利用定員としましては、延べ94人という状況でございます。グループ保育室こうらくの28人と合せると、全体で、現時点で1週間当たり延べ187人の利用枠という状況でございます。

グループ保育室こうらくにつきましては、既に来年度の募集の抽選等を行っているところでございますけれども、こちらの抽選で残念ながら抽選に外れてしまった方につきましては、こちらの私立保育園ですとか私立幼稚園のほうの申込みをしていただくことはできる形になっております。

○浅田委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。定員についても今、伺ったんですけれども、区内の保育所7か所でやるということなんですけれども、やっぱり保育所ですと、定員に空きがある枠に限られるというのを伺っていて、この2園実施する私立の保育園に関しては、定員がそれぞれ8名と6名で、1週間に換算すると40人、30人で、合せて70人の枠ということなので、2月の子ども・子育て委員会でも議論になったんですけれども、この受皿として、私立の幼稚園のほうに、令和7年度に向けてこの事業の働きかけというのをしていくのがいいんじゃないかなと思ってまして、私立幼稚園さん、定員が割れているところも結構今、多いというふうに聞きますので、経営努力として前向きに取り組んでくださる園が全部で15園、区内に私立幼稚園さんがあるので、そこの働きかけをぜひいただければと思います。何か御答弁あれば、お願いします。

○浅田委員長 永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 まず、私立幼稚園で実施を予定している2園の詳細な内訳についてでございます。

1つの園につきましては、2歳児クラスのお子さんを1日当たり定員8人で、月曜日から金曜日まで受け入れる予定になっております。もう一つの園につきましては、1歳児クラスのお子さんを水曜日に定員6人で受入れをして、他の月曜日、火曜日、木曜日、金曜日の4日間で、2歳児クラスのお子さんを1日当たりそれぞれ定員12人で受け入れるということに

なっております。それで、合計2園で1週間当たり延べ94人というような受入れ枠になっております。

私立幼稚園での今後の展開という部分につきましては、先ほど委員のほうからお話がありましたように、私立幼稚園は私立保育園と違って、定員の空きを活用するというわけではなく、空き教室を活用して実施をすることが見込まれますので、比較的多い人数の受入れが可能となっております。ただ、令和6年度に初めてこの事業のほうを実施する形になりますので、今後につきましては、実施をした私立幼稚園と、実施状況や課題等について共有、改善を図っていく中で、利用ニーズを受け止められるよう、事業のほうを進めてまいりたいと考えております。

○浅田委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。この未就園児の件は分かりました。大丈夫です。

次に、213ページの学童保育事業のところなんですけれども、育成室待機児童解消加速化プランについて。

今年度、まずはスピード感を持って、年度内に実質360人分、育成室を整備していただいたということと、あと、委員会、一般質問でも私のほうで御提案したんですけれども、空きがある育成室に送迎をするというところにも予算を計上いただいたということで、ありがとうございます。2月の子ども・子育て委員会的时候は、まだ入室の調整中で、スケジュールに関してはまだこれからですということだったんですけれども、その後、進捗があれば、利用規模がどの程度あったのかとか、実際、実施するのかどうか、そのあたりを教えてください。

○浅田委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 久堅地区ですね、学校でいうと、主に窪町小学校になりますけれども、そこで待機児童が約20名出てしまったため、窪町小学校と定員に余裕のあります、新設される水道の第二・第三育成室、こちらを結ぶ事業で実施をする予定でございます。利用規模、現在も受け付け中でございますけれども、現時点で5名程度の申込みがあったため、4月1日からスタートに向けて、今、準備を進めているところでございます。

○浅田委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。申込みがあったということで、まずやってみると思うんですけれども、この送迎に関しては、いろいろ安全面ですとかそういったところで、賛否いろいろ御意見があるのは承知しているんですけれども、引き続き新規の育成室を整備して

いただくのと、放課後全児童向け事業アクティの拡充、あと児童館へのランドセル来館、その辺のいろんな選択肢を含めて、その選択肢の一つとして、この空きのある育成室への送迎というのを新たな取組として、やってみないと分からないところもあると思いますので、個人的にとっても応援していますので、試行錯誤しながら、ぜひ続けていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

（「関連」と言う人あり）

○浅田委員長 豪一委員。

○豪一委員 私からもエールを。私は昔、サントリーでサラリーマンをしているときに、会長だった佐治敬三がやってみなはれと、やってみなきや分からないということが、よく名台詞で言われていまして、ずっとその後、佐治信忠会長も、新浪さんも、今、そのやってみなはれ精神を受け継いでいると。

文京区は、特に職員の皆様は、やっぱり文京区民の多彩な御意見に気を遣うので、結構、消極的で、石橋を叩いても渡らないぐらい安全な道を行っているような気がするんですけども、それはそれで、安全な区政運営ということでよいかもしれませんがね。確かに、私の子どもの頃なんかというのは、親が家にいて、僕らは外で遊びましたよ。いろんな公園で遊んだりしてね。それで、帰れば、家にいたけれども、今は共働きをこれだけ国で支援していますし、両親がいない中で、責任のある場所で子どもを預かる義務も社会的にあると。そういうところで、大変気を遣うところですよ。

確かに、費用対効果なんていうのを気にしたら、我々の時代とは全く違いますからね。賛否両論あるのはよく分かりますけれども、まずはやってみて、その中にはトライ・アンド・エラーもあると思います。私もサントリーに恩返ししようと思って、飲食店を3回やったけれども、3回とも駄目で、つぶしました。その中から学んだこともたくさんありました。ぜひ、行政の皆様、縮こまらずに、思い切ってやってみて、それをしっかりと検証していただきたいと思います。

以上です。

○浅田委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。

あと、これは要望になるんですけども、2点ありまして、1つが215ページの7番の放課後全児童向け事業についてなんですけれども、児童青少年課さんのほうでも、時間の延長ですとか1年生の4月からの受入れとか、いろいろやっただけでいるんですけども、

結構保護者の意見として多いのが、長期期間中の学校都合による休業日というのがぼつぼつあると、ちょっとスケジュール的に組みにくいというところがあるので、そのあたり、事業者さんは学校がスペースでオープンしてくれればできますという話は聞いているので、所管の部署から学校への働きかけというのをぜひしていただければなというところが1点。

あともう一点、要望なんですけれども、219ページの児童相談所準備関係のところ、去年、豊島の児童相談所も見学させていただいて、いろいろ業務されているのも見たんですけども、課長から伺っているところだと、東京都のやり方を踏襲すると、紙ベースになって、業務がかなり大変になるというのは伺っているので、せっかく新規でスタートするので、子ども家庭支援センターとも場所が離れますし、離れた場所でも業務がうまくようなシステムをつくっていただければなと思っています。

以上です。

○浅田委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 放課後全児童向け事業アクティでございますけれども、主に特別教室ですとか、校庭、体育館等で活動しておりますけれども、どうしても学校行事ですとか委員会活動、こういったものでやむを得ず事業を休止する場合がございます。現在、このアクティは、利用児童数が年々増加をする傾向にございますので、可能な限り、多くの日数で事業が実施できるよう、引き続き各学校ですとか、アクティにはP T Aを含めた各運営委員会がございまして、こういったところにも働きかけて、児童の安全・安心な居場所確保に努めてまいりたいと考えております。

○浅田委員長 佐藤児童相談所準備担当課長。

○佐藤児童相談所準備担当課長 今、委員からございました児童相談所の執務スペースというところにつきまして、委員のお話がありましたとおり、この全国的な児童相談所の対応件数の増加に伴うところでの、まず業務量が増えているという部分と、それからそれに対応する児童福祉法改正等に伴う対応についても、児童相談所は、新しい対応が求められているというところで、質量ともに非常に児童相談所業務が変化しているというところがございまして。

その上で、新たな区児童相談所につきましては、D Xの推進というところにおきます、例えば常時接続会議システムのデジタル機器の導入等の検討というところでありまして、あるいは中核をなす児童福祉司、児童心理司等の働き方、動き方の部分を踏まえた、使いやすい、効果的な執務スペースの活用を検討しているところでございまして。

○浅田委員長 よろしいですか。はい。

では次は、宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。

まず、209ページ、211、213ページのところにも関連してはいますけれども、保育士の待遇改善、また保育士の確保について、お伺いしたいと思います。

子どもたちのためにも、保育の質の向上という意味では、この待遇改善、また保育士の確保が大変重要であると思います。現場の保育士の方のお声をお伺いすると、やはり待遇改善してほしいというお声が大きくございました。

令和6年度の予算においては、国におけるの公定価格改善が図られていることで、増額をしているところもあり、また、区としても、引き続きキャリアアップ事業、宿舍借り上げ、加配促進などを実施していくというふうに思いますけれども、こうした取組を通して、来年度に向けて、待遇改善がどのように図られるというふうに行っているのか、お伺いしたいと思います。

それと、保育士確保の取組としては、潜在保育士の確保ということが一つの課題ということでしたけれども、国としての方針が昨年変わったということで、こちらの取組については、区としてどのように実施をしていく予定なのか、お伺いしたいと思います。

○浅田委員長 永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 まず、1点目の保育現場で働く職員の方への待遇改善というところにつきましては、委員のほうからお話がありましたとおり、児童の保育委託のほうで約4,760万円の増額という形になっております。（3月13日予算審査特別委員会にて訂正発言あり。）これは、国のほうの令和5年の人事院勧告に基づきまして、保育士等の人件費のほうで5.2%引上げをされたことに影響するものでございます。

国の通知におきましては、今回の公定価格の増額分というのは人件費であって、職員の方への賃金の支払いか、法定福利費の事業主負担分に充てるようにということにされております。

また、次年度以降の給料表とか給与規定の改定にも計画的に取り組むようにということになるので、通知がなされております。

区におきましては、この国の通知を受けまして、今回の公定価格の改定の趣旨を保育事業者等に周知するとともに、処遇のほうにしっかり反映されているかどうかというところを給与簿等を含めて確認して、保育人材の処遇の向上を図ってまいりたいと考えております。

もう一点の潜在保育士の確保というところにつきましては、211ページの14番の保育補助



者雇上強化事業、こちらのほう、今年度までは、いわゆる保育士の資格を持っていない方を保育補助者として雇い上げた場合に、各保育園のほうに補助ができるというものでございましたが、令和6年度からは新たに潜在保育士の再就職支援ということで、保育士資格を持っていらっしゃる方を保育補助者として雇用した場合に、補助が出るというようなことになっております。こうしたことで、ブランクの長い保育士の方が再び保育現場のほうに復帰できるように、必要な支援のほうを区としても行ってまいりたいと考えております。

○浅田委員長 宮本委員。

○宮本委員 はい、分かりました。ありがとうございます。しっかり給与に反映されるように確認をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

また、潜在保育士の確保についても、これまでの資格のない方に補助していたものを、今後は持っている人にも補助をしていけるようになったということでしたので、こちらも活用していただいて、保育士の確保にもつなげていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、211ページの未就園児の定期的な預かり事業のところでございます。

先ほどもほかり委員からも質問されていまして、状況を確認できました。多くの申込みがあって、当選した方もいらっしゃるということで、地域の方からも、前回、グループ保育室こうらくとか春日臨時保育所、落選したんですけれども、今回当選できましたというお声を昨日、おとといでしたかね、いただきまして、喜ばれておりまして、よかったなと思っていました。入れなかった方も多くいらっしゃると思いますので、ぜひ、まずは、先ほどおっしゃっていた私立保育では7つ、私立幼稚園で2つということなので、こうしたところに使っていただけるように、おつなぎをしていただければと思うんですが、この7つと2つの場所なんですけれども、地域偏在がないようになっていけばいいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○浅田委員長 永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 この7つの私立保育園につきましては、比較的、区内全域にばらけているといたしますか、分かれています。ただ、唯一、本郷三丁目、湯島駅周辺のところだけは、ちょっと実施予定園がないという状況でございます。

○浅田委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。比較的ばらけていることでよかったと思いますが、本郷三丁目周辺のほうですね、ぜひ、私立認可保育園など働きかけをしていただいて、拡充につ

なげていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、213ページの児童館維持管理費の育成室の待機児童解消については、総括質問でもお伺いしましたし、岡崎委員からも今後の取組について質問させていただいて、引き続き区内大学との連携なども検討されているということもございましたし、またランドセル来館事業、また放課後全児童向けの事業の拡充も含まれているということですが、このランドセル来館事業と放課後全児童向けの事業は、もう4月からスタートするというふうに聞いていますけれども、現状の状況をお伺いしたいのが1つと。

あと、先ほどばかり委員からも質問がありましたけれども、窪町地区のお子さんを水道のほうの育成室に移動するという取組ですね。これ以前は、やっぱり予算的に難しいんじゃないかということが大きな課題だったんですけれども、今回、国からの補助金が出るということで、大きく前に進んだというふうに聞いているんですけれども、この辺の国の補助金がどうだったのか、お伺いしたいと思います。

○浅田委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 まず、4月から始めるランドセル来館の状況でございますけれども、初めての試みでございますので、4月の開始に向けて、今、直営の児童館13館のうち児童館長のいる8館において、1館当たり5人程度受け入れる計画でございます。現在、利用の申請は受け付けているところでございます。

また、放課後全児童向け事業の拡充でございますが、5月からの実施だったアクティが、4月から前倒しで開始する学校が5校、それから夏休み等の学校休業日、これまで午前10時の開始がほとんどでしたが、午前9時から開始する学校が13校に増える予定です。また、終了時間も18時だったところが18時30分まで延長する学校が7校となっております。今後も、利用実態や利用者のニーズ等を踏まえて、順次拡大をしていく予定でございます。

続けて、タクシーの送迎ですけれども、駕籠町じゃなく、窪町の地区で実施をする予定でございますが、これに関連する区からの補助金があるかないかについては、今、確認をしているところでございます。

○浅田委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。まずは、ランドセル来館事業、放課後全児童向け事業のほうに拡充していけるということで、よかったと思いますので、円滑な実施に向けて進めていただきたいと思います。

あと、補助金もしっかり活用していただきたいと思いますので、よろしく願いいたしま

す。

215ページ、都型学童クラブ利用料の所属者世帯助成についてでございます。

昨年の予算委員会でしたでしょうか、この場でも様々な意見・要望がございましたけれども、都型学童クラブは、利用料が約3万円ということで、低所得の世帯の方々においては、大きな負担ではないかということで、私、公明党にも、ひとり親の方々からそうしたお声もいただいています、今回、予算を計上していただいたということでございました。来年度に向けて、どのように検討されてきたのか。また、進捗状況などもお伺いしたいと思います。

○浅田委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 都型学童クラブの利用料の助成でございますけれども、委員の御認識のとおり、家庭の収入状況にかかわらず、放課後の居場所を自由に選択できることは大変重要だというふうに認識をしております。このことから、この助成に関しましては、負担割合ですとか利用される仕組み、こういった助成制度にするのがよいか、こういったところで多角的な検討を進めて、都型学童クラブ利用料の低所得者を対象とした減免を決定したところでございます。詳細なスキームですとか要綱、こういった作成については、これからになりますけれども、育成室の保育料の減免と同様に、生活保護世帯ですとか住民税非課税世帯の方に対しては、利用料の全額免除を予定しているところでございます。

○浅田委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。具体的に現在検討を進めていただいているということで、より多くの方が活用できるように、特に低所得の世帯の方々、保護者の方が活用できるように、よろしく願いいたします。

続きまして、215ページの子育て支援の部分全般なんですけれども、昨年6月の本会議、一般質問で、岡崎議員から質問をしたんですけれども、こども基本法が施行されまして、自治体こども計画の策定についてお伺いしました。今、様々検討していただいていると思うんですけれども、まだ区では子ども・若者計画が策定されていないということで、若者世代の声を聴取する仕組みがまだないんですけれども、こうした計画策定を検討すると同時に、若者の声を聴取する取組を実施していったらどうかというふうに考えますが、見解をお伺いしたいと思います。

○浅田委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 次年度、次期子育て支援計画の策定に取り組んでまいります、同時に、子ども・若者計画の策定の着手は重要な課題であると考えてございます。国は、自治体

こども計画の策定プロセスや、子どもへの意見聴取の手法など、全国の事例調査をまとめる自治体こども計画策定ガイドラインを策定中でございます。その状況も踏まえまして、子ども・若者計画やこども計画の策定について、総合的に区においても検討するとともに、今後の若者に関する調査についても、調査項目等含め、速やかに検討してまいります。

なお、計画の策定に当たりましては、当事者からの御意見を伺うプロセスを丁寧に行いながら、取り組んでまいりたいと考えてございます。

○浅田委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。計画策定に向けて準備をしていただくと同時に、計画がない間も何らかの取組があればありがたいなと思います。公明党として4人の議員で、ユース・トーク・ミーティング、また若者会議というのも実施をして、特に20代の若い方々から様々な御意見もいただいて、その声を区政にその都度反映できるように頑張っておりますけれども、ぜひ、議会、区として、そうした取組が実施できるように、よろしく願いいたします。

そうしたお声をいただく中で、特にいただくお声、御意見の中で、なかなか行政との接点が、若い方から少ないということで、行政情報になかなか触れる機会がないということで、今、文京区では、当然、LINEなりフェイスブックなりXなりやっただいていましてすけれども、若い方が言うには、インスタグラムが一番よく使うということで、文京区はまだ公式インスタグラムの開設がされていないというふうに聞いたんですけれども、これを検討していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○浅田委員長 日比谷広報課長。

○日比谷広報課長 インスタグラムという、今、SNSの話が出ましたが、委員のおっしゃるとおり、SNSは今、LINE、フェイスブック、Xの導入をしているところでございます。インスタグラムが、より若者の世代に情報発信のツールとしては有用だということは、私も認識しているところでございます。SNSの情報発信の強化というところで、様々な取組というところは今後考えていきたいなというふうに考えております。

○浅田委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。ぜひ、よろしく願いいたします。

続きまして、217ページのベビーシッター等子育て支援事業のところでございますが、ここにはベビーシッター利用料助成、また多胎児家庭サポーター事業利用料の助成、また産後家事・育児支援などの予算も計上されておまして、昨年度よりも大きく予算を増額していただいております。さらなる子育て支援につながるものと思うんですけれども、利用状況な

どが増加しているというふうに思いますけれども、そうした状況をお伺いしたいと思います。

ベビーシッター利用料については、初めのほうはちょっとやり方を変更して、文京区を取組から東京都の取組に移行したことで、利用しづらいというお声も多くて、初めはなかなか伸びなかったと思うんですけれども、こういった変化があったのかなども併せて、お伺いしたいと思います。

○浅田委員長 篠原子育て支援課長。

○篠原子育て支援課長 ベビーシッター利用料助成をはじめとする、様々な子育て支援サービスの提供でございますけれども、委員の御指摘のとおり、かなりの使われようで、以前にも少し御答弁申し上げましたが、23区中1位、2位を争う利用率となっております。これは、かねてから文京区が行っております、様々な保育サービス等の一時預かりサービスなどを含めた利用が、多くの区民の方に認知されているものと思っております。

一方で、今般行った実態調査によりますと、認知度はあるんですけれども、利用される方はさほど多くないことは、今、傾向として見て取れておまして、この部分については、もう少し利用率を上げるだとか、あるいは認知度を上げた上で、取り組んでいく必要があるかなと考えてございます。

また一方で、利用のやりやすさについても、委員のおっしゃるとおり、東京都の仕組みを使っているがゆえに、様々な弊害がございますが、この部分についても区としては認識してございまして、東京都とも、何とかより利用者の方々に使いやすい制度ができないかということで、常に議論を重ねておまして、次年度以降も東京都と協議をしながら、より使いやすい制度の取組に邁進してまいりたいと考えてございます。

○浅田委員長 宮本委員。

○宮本委員 はい、分かりました。ありがとうございます。引き続きニーズを捉えて、拡充などしていただきたいと思ひますし、使い方も利便性が高くなるように御尽力をよろしく願ひいたします。ありがとうございます。

最後に、221ページの母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業のところでございます。

高等職業訓練促進給付金等事業ということで、この予算は約倍増していただいておりますけれども、ひとり親の御家庭の保護者の方が、親御さんが、より待遇がよい就労に就くことを応援する事業ということで、とても重要だと思っております。予算を約倍増していただいたということは、利用する方が増えているのかなと思ひますが、その状況をお伺いしたいと思ひます。

○浅田委員長 渡部生活福祉課長。

○渡部生活福祉課長 こちらの事業につきましては、委員の御指摘のとおり、就職を女性の方が行う上で有利になる資格ということで、例えば保育士ですとか、あるいはパソコン関係のプログラム、こういったことの専門学校等に通われる方の授業料等の補助ということになってございます。

こちらのほうは、年々増加の傾向にございまして、なおかつ2年、3年と専門学校に通われる方がいらっしゃいますので、継続的に支援のほうをしていくということもございまして、人数につきましては相当数増えてございますので、今後、来年度につきましては、増額したところでございます。次年度以降も、こちらの様子を見ながら、こういった事業を積極的に活用していくような取組を続けていきたいと思っております。

○浅田委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。本当に寄り添っていただいているということだと思うんですね。なかなかひとり親の家庭は仕事を切り替えるとか、そういった時間もなかなかなくて、そうした意味においては、そういった状況も含めて、いろいろ相談に乗っていただいて、こうした取組を紹介していただいていることだと思いますので、引き続きしっかり支援につながるように、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○浅田委員長 では次は、吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。

私からは、219ページの2の女性相談支援員等活動費について、質問させていただきます。

DVや生活困窮等の困難な問題を抱える女性に対して、自立に向けて、安全で安心した生活を送ることができるように、関係機関、民間団体等との連携・共同による支援の在り方の検討やネットワークを構築し、切れ目のない相談・支援を行うことを目的とした、女性のほほえみ支援ネットワーク事業において、令和6年度より女性のほほえみ支援ネットワーク事業協議会が設置されますが、代表者会議と実務者会議を置いて、双方の連携を図り、よりきめ細かいフォローアップをしていこうとする姿勢を評価しております。

個別ケース会議では、相談内容の振り分け等も必要となってくると思われそうですが、女性相談支援員の研修等も引き続き行っていただきまして、高い専門性を維持していただけるよう取り組んでいただければと思っております。

私や山田委員も所属しております文京区政策研究女性議連は、3月5日に区の関係部署に

対して要望書を提出させていただきました。今後も女性議連所属議員間で連携を図りながら、困難な女性への対策についてもしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますが、ところで、代表者会議には、法律の専門家である弁護士も構成員に入っているんですけども、実務者会議では、弁護士は入っていないように見受けられます。困難な女性を取り巻く問題は複合的であり、法律家の意見というものも必要になってくる場面も多々あると思われるんですけども、実務者会議の場合、そのような場合にはどのような御対応をされていかれるおつもりでしょうか。

○浅田委員長 渡部生活福祉課長。

○渡部生活福祉課長 文京区の女性のほほえみ支援ネットワーク事業でございますけれども、重点施策として、今年度、来年度に向かって行っているものでございます。委員の御指摘のとおり、来年度からは、こちらの支援のための会議体を設けてございます。いわゆる管理職級の方を委員として呼び出す代表者会議につきましては、新法につきましても困難な問題を抱える女性の人権擁護ということがうたわれておりますので、弁護士の委員の方をお招きするという事になってございます。

一方、実務者会議のほうでございますけれども、こちらは実際に現場で実務を担当する職員等による会議体になりますけれども、こちらにつきましては、法律等専門的な見地から、その場で即時確認が必要なケースを、今のところ特に想定はしていないため、常駐的な弁護士等の専門委員の配置のほうは行っておりませんが、新規に開設する会議体でもありますことから、会議の参加者につきましては、柔軟な体制を取っているところでございます。したがって、今後の状況を見ながら、専門家の会議への招集依頼等につきまして、検討していくものと考えてございます。

○浅田委員長 吉村委員。

○吉村委員 ありがとうございます。今、代表者会議では、新法の検討とかも含めて、その場で法律の素養のある方の意見というものが重要になってくるということで、実務者会議は、実務に関する連携強化ですとか情報共有とかがメインになっておりますし、その場ではすぐには法的な判断というものが、後日、その専門家に連携していただいて、聞くとかそういった感じで解決できるものもあるのかなとは思うんですけども、実際に年に3回、実務者会議もございますが、運営を実際に始めていただいて、それで内部でいろんな会議体の中で、そういった課題とか、その場でいろんな疑問とかがもし発言とかで出てきているようでしたら、そういった方を中に――先ほど、構成メンバー、構成員は、これから始まるものですの

で、柔軟に御検討いただけるという感じでしたので、その状況に応じて柔軟に行っていただければと思います。

また、ケース会議も、高度な振り分け力といいますか、高い専門性を持っている職員さんがいらっしゃると思うんですけども、問題というのは、多角的な側面から、1人の方に対する事案でも複合的に絡んできて、いろんな問題点がございまして、それを随時、いろんな適所、部署といいますかね、いろんなところに振り分けることが重要になってくると思いますし、令和7年度から重層的支援体制整備事業とかも始まりますので、そういった相互の連携をしっかりと図っていただいて、女性に——男性もとても支援は継続してやっていく必要がありますし、特に困難な女性ということで、今回こういった事業を立ち上げられますので、そういった女性にしっかりと寄り添っていただいて、そういった方々が本当に1人で何もできなくて困ってしまうという状態がないように、特に女性は、ちょっとDVの被害とかも受けやすかったりとか、いろんな弱い部分というもの——弱いといたら、ジェンダー的な感じで語弊もあるかもしれないんですけども、そういった特徴もございまして、今後いろいろと、こういった取組が始まったことは評価しておりますので、しっかり取り組んでいただければと思っております。ありがとうございます。

○浅田委員長 渡部生活福祉課長。

○渡部生活福祉課長 委員がおっしゃったとおり、今後、会議体につきましては、柔軟な対応をさせていただきます。また、新しくこういった女性の支援が始まりますので、こういった困難を抱える女性に寄り添う形で、取りこぼしがないように、こういった困難を抱える女性の方が将来微笑むことができるよう、女性支援のほうの拡充に努めてまいります。

○浅田委員長 では次は、依田委員。

○依田委員 あんまりかぶらないように。219ページの児童相談所の準備のところ、(4)番、社会的養護推進というので、こちらは里親の普及・啓発・開拓などが含まれているというふうに聞いているんですけども、児童相談所は、様々な問題のある家庭を取り扱うわけなんですけれども、子どもはおおむね家庭に戻すというのが基本ではあるとは思いますが、さはさりながら、それでは無理ということになれば、施設で引き取ったり、さらによりよい家庭環境を求めて、別の御家庭にという選択肢もあるんだろうと思います。そこで、この里親ということになるんですけども、里親になるに当たっては、まず児童相談所に問い合わせ、登録してみたいな仕組みになっているかとは思いますが、児童相談所が都から区に移管されるに当たって、そういった里親と子どもを結びつけるようなところも、区が主



体的に担うというところになるのかというところが1点。

そのための普及・啓発・広報というところなんですけれども、これはもちろん来年度の予算ですから、実際に児童相談所が開設される前から取り組むということだと思うんですが、どのようなことをしていくのかというのを教えてください。

○浅田委員長 佐藤児童相談所準備担当課長。

○佐藤児童相談所準備担当課長 今しがたの社会的養護に関するこれからの区児相への展開というところでございます。

今、国から発出されている新しい社会的養育ビジョン、またその後の児童福祉法の改正というようなところに伴いまして、今、委員がおっしゃっていただいた家庭養育の重要性、それに伴う里親制度の一層の開拓というところが求められているところでございます。これも、前に御答弁申し上げたとおり、今後、区児相として、国への児童相談所を設置するための政令指定の要請というところに進んでいくに当たりまして、その後、東京都からこの里親部分についても適切に引継ぎを行うというところにしてございます。

もう一つのところの東京都との関係で申し上げますと、里親施策というところでは、区児相ができたときには文京区の圏域というところでしっかり進めていくというところなんです。が、里親に関しては、非常に広域的な部分もありまして、言わば東京都、あるいは関東のネットワーク等も今まで培われたものもございまして、そうした広域的な部分については、東京都としっかり連携を図っていくと。

もう一つの、その中で区の中の里親の周知啓発というところで行きますと、里親担当の児童福祉司と共に、フォスタリング機関というような形で、里親に関するリクルート、また研修、または里親養育への支援というようなところを、児童福祉司と里親さんとチームになって一貫して行っていくというところを児童相談所運営計画でお示しをしているところございまして、来年度、引継ぎとともに、その具体化を図ってまいりたいと考えてございます。

○浅田委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。その里親の開拓に関しては、もちろん国の要請もありという話もありましたが、やはり区が担うことによって、これまでよりも住民に近い目線で、より開拓というんですかね、しやすくなるのかなと思っておりますので、ぜひ頑張っていたらと思います。

それに対して、もちろん人材育成等々も進めていかれるかと思いますが、その点もよろしくお願いいたします。

それで、文京区民が里親になるポテンシャルがきっと高い方が多いと思いますので、ぜひその点、よろしくをお願いします。

先ほど、広域でも考えていくというお話がありましたけれども、当然、1つの区の中で需給というか、それがマッチするとも限りませんので、広域で情報共有しながらやっていくということは非常に納得できました。

では、引き続きよろしくをお願いします。ありがとうございます。

○浅田委員長 では続いて、千田委員。

○千田委員 私からは1点だけなんですけれども、211ページの20番、保育園費の災害用備蓄物資整備です。

令和5年度当初132万9,000円で、今回779万9,000円と647万円、何と587%という増額なんですけれども、これは何をどのように整備したのでしょうか。多分、食糧の備蓄も含まれていると思いますが、この食糧備蓄分が何日分になったのかも含めて、お伺いいたします。

○浅田委員長 奥田幼児保育課長。

○奥田幼児保育課長 こちらの保育園災害用備蓄物資整備でございますけれども、主に区立園における幼児用ヘルメットの更新と、2つ目に段ボールトイレの配備、3点目に職員用の寝袋、4番目に職員用の食糧を購入する経費といたしまして、5年度当初予算より647万円積み増しているというところでございます。

こちらの幼児用ヘルメットの更新につきましては、耐用年数がございますので、それに対する定期的な入替えということでございます。

2番目の段ボールトイレに関しましては、新規でございます。大地震が起きて断水した場合、水洗トイレが使用できないため、園児や職員が使用する想定で新規購入いたします。

そして、職員用の寝袋と職員用食糧、こちらも新規でございますけれども、仮に大地震が起きた場合は、一斉帰宅抑制の基本方針で、保護者が勤務先でしばらく待機すること、また事業者側では3日分の食糧を従業員に対して配備することというのが求められてございますので、3日間お迎えに来れないことを想定しなければならないということが課題だというふうに考えていたところです。そこで、園児用の食糧は既に3日分は園に配置しておりますけれども、職員の食糧は1日分しかございませんでしたので、園児と併せて3日分、要は2日分を配備するような形で予算計上しているところでございます。

○浅田委員長 千田委員。

○千田委員 ありがとうございます。職員の食糧備蓄を1日分から3日分に増やしたというこ

とは、本当に非常に評価します。ありがとうございます。共産党は、備蓄3日分をずっと要望しています。ぜひ、この防災課でも、この取組を学び、避難所の食糧備蓄が3日分になることを要望しておきます。

以上です。

○浅田委員長 では、宮崎委員。

○宮崎委員 私からも1件なんですけれども、先ほど依田委員のところからも出ておりました、私からも219ページの25番、児童相談所準備関係事業の(4)の社会的養護推進について、お伺いいたします。

こちら、先ほどからも出ておりますけれども、里親推進の事業ということで、1,758万円の予算もついておりまして、里親の認定基準としても、基本要件が9つぐらい、たしか様々なことがある上に、さらに家庭及び構成員の状況、あと家庭家屋及び住居地の状況などの条件も、こういうのをいろいろクリアして、里親になるということで、一言で里親になるといっても、人を1人育てていくという、その責任というものは大変大きいものであり、現実的には簡単な話ではないものともこちらは認識しております。

そこで、先ほど、どのような形でこれを周知・推進していくのかは、依田委員が聞いていただきましたので、分かりましたが、ちょっとほかに質問がありまして、今まで里親に関しての問合せなどは、区のほうに來たりしていたのか。その実績と問合せに対してどのように対応してきたのか、分かれば教えていただければと思います。

○浅田委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 今、お伺いいたしました、啓発活動につきましては、先ほど児童相談所準備担当のほうから御説明させていただいたとおりでありまして、現在、御相談、お問合せにつきましては、委員のおっしゃられたとおり、まさに条件がありまして、個々個別相談が大変大切だというふうに認識しております。その中で、今現在行っている事業といたしましては、養育家庭の里親の体験発表会というのと、それから東京都と共催で行っております、児童虐待防止推進月間・里親月間企画展があります。そのところで、実は個々個別相談を行っておりまして、実績といたしましては、体験発表会につきましては3組、それから虐待防止推進月間・里親月間企画展におきましては2組行ったところでございます。その相談を受けた、今後の対応につきましては、現在、区児相がありませんので、東京都児童相談センターにつきましては、対応をお願いしているところでございます。

○浅田委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。やっぱり今までもそうやって関心を寄せていただいている方が何人かいたということで、その対応も東京都のほうと連携してやっていたということで、本当にありがとうございます。

社会的養護というものは、保護者のない児童や、保護者に看護させることが適当でないという児童を公的責任で社会的に養育して、保護するとともに、その養育に大きな困難を抱える家庭の支援ということで、社会的養護というのは、子どもの最善の利益のためと、あと社会全体で子どもを育むという、そういったこの事業に関しまして、今後、どうぞ分かりやすく、関心がさらに寄せられるような推進事業にしていただきたいと思いますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○浅田委員長 はい、ありがとうございます。

では次に、のぐち副委員長。

○のぐち副委員長 では、私のほうから、211ページの医療的ケア児支援事業について、1点、お伺いいたします。

テnderラビング関口のほうで取組をされているかと思えますけれども、来年度の予定人数と、それからいわゆる支援を望まれている方たちへの周知と、それから基本的には啓発という形、どのように取り組まれているのか、教えてください。

○浅田委員長 永尾子ども施設担当課長。

○永尾子ども施設担当課長 来年度につきましては、今現在、在宅人工呼吸器を利用しているお子さんがお1人利用していらっしゃいます。来年度につきましては、もう一人、在宅人工呼吸器を利用しているいらっしゃるお子さんのほうの受入れをするという予定になっております。

周知につきましては、文京保育パンフレットの中で、保育園で医療的ケアの実施を希望する場合は、実施園が限られていることから、入所申込み前に幼児保育課に御相談いただくよう御案内をしているところでございます。実際に、保育園での医療的ケアを希望する御家庭に対しましては、幼児保育課に配属された看護師の職員も含め、お子さんの医療的ケアの状況ですとか、御家庭のニーズ等について確認をしながら、入園に関する御相談を進めているところでございます。

○浅田委員長 のぐち副委員長。

○のぐち副委員長 ありがとうございます。本当に望まれる家庭の方々に支援が届くような取

組、これからもぜひ続けていただきたいというふうに思っております。

続きまして、213、215ページのところで、児童館のエリアマネジャーの新設について、お伺いいたします。

私も去年の代表質問で、要するに館長業務は別にして、職員の現場業務と館長を分けて、管理職として取り組んでもらいたいというふうに、兼業をやめてもらいたいというふうに質問、要望を出しておりましたところ、エリアマネジャー制度の新設によって、その分がいわゆるカバーされるということなんですけれども、具体的に人数とどのような業務になるのかということをお教えください。

○浅田委員長 鈴木児童青少年課長。

○鈴木児童青少年課長 まず、人数でございますけれども、地区館長8名のうち、来年度からはまず2名からスタートいたします。将来的には、全ての地区でエリアマネジャーを配置できるように、今後調整をしていきたいというふうに考えております。

具体的な職務内容でございますけれども、主には、この5年間で50人の職員が採用されましたけれども、まずはこの若手職員の指導育成に当たっていただきます。そのほか、児童館・育成室でも様々課題がございますけれども、児童館でいえば、相談機能の拡充ですとか、地域との連携強化など、育成室では、活動場所の拡充ですとか、各小学校ですとかアクティとの調整など、こうした様々な役割を担っていただくことになっております。

○浅田委員長 のぐち副委員長。

○のぐち副委員長 ありがとうございます。本当に現場の先生方、子どもたちに向き合うというのが一番の仕事なわけですから、それに向き合っていただくように努力していただく。そして、管理職の方は別にしていただいて、職員の皆さんのケアというか、管理をしていただくようにするというのは、とてもよい兼業だと思いますので、ぜひ、これからも、エリアマネジャー制度の課題点もこれから出てくるかと思っておりますので、それも整理しながら、今後につなげていただきたいというふうに思っております。

最後に、要望なんですけれども、児童館の部分につきましては、先ほどほかの委員からも質問がありましたけれども、待機児童が出やすい地域と出にくい地域があるかと思ひまして、私も地元が窪町の辺りですから、あの辺はどうしても密集するから出やすいだろうなどは思うんですけれども、配慮いただいているということなので、確認しながら、これからも引き続き用地の取得であるとか新設、待機児童の解消について努めていただきたいと思ひます。

また、職員の皆さんの待遇改善につきましては、新しく始まる児童相談所の職員の皆さん

につきましても、この児童相談所の職員の人数が少ないという状況の中、文京区に来ていただいたわけですから、これからも研修とかケアをしていただいでやっていただきたいと思えますし、また、沢田委員も言っていましたけれども、保育園の先生のケアにつきましても、私は公立にいたんですけれども、私立の保育園の先生たちも含めて、文京区として取り組んでくださいますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○浅田委員長 要望ですね。はい。

以上で、5款民生費の4項児童福祉費から6項国民年金費の質疑を終了いたします。

続きまして、6款衛生費の質疑に入ります。

事項別明細書の226ページから245ページまでの部分です。

財政課長の説明を求めます。

進財政課長。

○進財政課長 それでは、6款を御説明いたします。

226ページをお開きください。

6款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費13億9,117万7,000円でございます。

230ページをお開きください。

2目生活衛生事業費5,363万3,000円。6番、ネズミ・衛生害虫駆除対策、実績による増でございます。

232ページをお開きください。

3目保健予防事業費31億4,857万3,000円。新型コロナウイルスワクチン接種の終了に伴う減でございます。

238ページをお開きください。

4目障害者総合支援事業費11億4,539万7,000円。2番の(2)障害児通所支援等事業費、実績見込みによる減でございます。

240ページをお開きください。

5目保健サービスセンター管理費2,974万2,000円。1番、保健サービスセンター管理運営費、備品購入の減による減でございます。

2項公害保健費 1目公害健康被害補償費 4億4,080万2,000円。243ページの2番の(4)遺族補償一時金、実績見込みによる増でございます。

6款の説明は以上でございます。

○浅田委員長 それでは、御質疑のある方は挙手を願います。

それでは最初に、山本委員。

○山本委員 231ページのネズミ対策駆除ということで、ここだけ質問させていただきたいと思います。

代表質問でも触れさせていただいて、区内の繁華街に対するネズミの対策ということで、早々にやっていただきまして、本当にありがとうございました。地域の方のお声も聞いておりまして、特にあまり関わりのない地域の方からも、非常にありがたいというお声も届いておりまして、この対策についての今後の効果が本当に期待されるところでございます。今現在の取組の最新状況として、まずちょっとお教えいただきたいと思っております。

○浅田委員長 熱田生活衛生課長。

○熱田生活衛生課長 湯島三丁目のネズミ対策の現状の取組の状況でございますが、2月29日の時点で、毒餌の餌箱を設置して、71か所中17か所で喫食があったというところで、その食べた量からの推定で、86匹のネズミが駆除できたという状況でございます。

それ以外に、町会に配布した粘着シート、いわゆるネズミ捕りでかかったネズミも一定数いたり、あるいは殺そ剤も配布していますので、そういったところも一定効果が上がって、実際には、先ほどの86匹以上の数は駆除できているのかなというふうに考えております。町会等の方からも、最近ネズミが減ったというような声を伺っているところで、効果については、一定上がっているものというふうに認識しております。

○浅田委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございました。生息調査から、さらに駆除のほうに今、進んだということで、具体的な80数匹が駆除されたということでございますけれども、今、この時期的にですけれども、秋冬、この寒い時期は、ネズミの行動もちょっと停滞しているのかなということもあると思うんですけれども、以前聞いたところでは、見えないだけで、きちんと巣穴には戻って生息しているということでございまして、専門の調査会社、生息調査をやっていただく中で、今このような状況になっているということは、今後、夏に向けて暖かくなつれて、だんだんとそういったまちの被害が大きくなってくると思いますので、引き続き様々な対策を惜しみなくやっていただきたいというふうに思っております。

いろんなやり方の中で、1つは、ネズミ捕りシート、これまでは家屋や一般家庭、お家のところに関しては無料で配布されていたというところ、今回は繁華街に関しても商店街に関しても御要望があれば配布するというところでございまして、これは粘着シートですから、あ

る意味生け捕りというか、そういう形になると思うんですけども、ただ配布をするというだけではなく、取扱いの仕方ですとか使用方法ですとか、ちょっと1点気になるのは、そういった声はないんですけれども、捕まえた後にどういう処理をして、どういう処分をしているのか。その辺の方法については、きちんとまちの人に伝わっているのか。その辺だけちょっと教えてください。

○浅田委員長 熱田生活衛生課長。

○熱田生活衛生課長 死んだネズミの処理につきましてですけども、チラシを作りまして、ネズミ捕りで捕まえた場合は、その後どうしたらいいかというところを、チラシを配布して周知をしているところでございます。

また、場合によっては、委託事業者のほうで回収もしておりますので、そういったところも地域の方には御案内をしているというところでございます。

○浅田委員長 山本委員。

○山本委員 なかなか、捕まえることができても、非常に衛生上の問題もはらんでおりまして、扱うときにはちょっとビニールの手袋をするですとか、何かにくるんで直接触らないようにするですとか、その辺もぜひ、二次的被害じゃないですけども、捕まえたはいいですけども、全くの素人の私たちが変に手を出すことによって、そういった衛生的な問題で被害が起こる可能性もありますので、ぜひその辺も丁寧に説明をしていただきながら、進めていただきたいというふうに思っております。

隣の千代田区ですとか、たしか条例化をしたと聞いているんですけども、そこまでのところまではいくというふうには思っていないんですけども、他区の、特に区境になります繁華街、湯島もそうですけれども、台東区との連携、千代田区との連携、この辺はどうのようか考えておりますでしょうか。

○浅田委員長 熱田生活衛生課長。

○熱田生活衛生課長 他区との連携ということでいいますと、今、湯島三丁目と隣接する台東区とは、連携をいたしまして、同じような類似の事業を同じ時期に行っているということで、このエリア全体として面的にネズミ対策を行うというところになっております。

それ以外の区とは、今のところ特段連携という形は行っておりませんが、それぞれ千代田区をはじめ、様々な取組をしている自治体がありますので、そういった事例も研究しつつ、場合によっては、また連携をして、ネズミ対策に努めていきたいというふうに考えております。



○浅田委員長 山本委員。

○山本委員 今後、区境、湯島もそうですけれども、そこに限らず、そういった要望がある商店会や場所に関しては、積極的に取組を進めていただきたいと思います。

文京ガーデン、再開発、春日、後楽は再開発はできましたけれども、あの立派な地上何百メートルの高層タワーの中でも、真ん中の通路をネズミちゃんがちょろちょろと通る姿を見ることがあるんですよ。よく工事の解体をしたときに、近隣の人たちがちょっとネズミが出てきたとか、そういった被害をよく聞くんですけれども、決して、新しいから、きれいだからないということではないということがちょっと私も実感としてあるので、ぜひ、その辺は専門家の人もよく分かっていると思いますけれども、ネズミの駆除対策につきましては、引き続き御努力をいただきたいと思いますというふうに思っております。

ありがとうございます。

○浅田委員長 では続いて、上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。

235ページのがん検診の受診率については、コロナ流行中の在宅ワークなどの普及により、近年高まっておりますけれども、コロナ5類移行による経済活動の復活とともに、今年度などは微減傾向というふうに伺っております。受診率向上のために、土日・夜間など受診しやすい検診時間を増やしていただきたいと思いますというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

また、新たな保健医療計画において、更年期や女性特有のがんの理解啓発などについて、詳しく進めていくというふうにされております。若年層向けには、総務部のほうでピア・アクティビスト育成事業等を通じて啓発を行っておりますし、今日もシビック1階でWomen's Health in Bunkyoが開催されていることを評価いたしますけれども、男性更年期や前立腺がんなどの男性特有の疾病についても啓発を要望していたところですが、検討状況を伺います。

また、237ページ、239ページの母子保健については、新規重点の妊活相談事業をはじめ、母親学級、両親学級の回数や対面・オンライン・YouTube配信などの開催方法の工夫、ファーストパスデーサポート事業、産後ケアの経済的負担軽減、デイサービスサロンなど様々な母子保健事業により、妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない支援に取り組まれております。

ところで、特定妊婦の支援については、困難女性支援法の施行も踏まえ、女性のほほえみ支援、要保護児童対策地域協議会や重層的支援体制整備とも関わってまいります。ネウボラ等との母子保健と子ども家庭支援センターとの連携が特に必要になると考えます。今後の

取組を伺います。

239ページの新生児発達健康診査と目の健康について、伺います。

令和6年4月から、視機能の発達を知る大切な時期である3歳児健診の視力検査に、スポットビジョンスクリーナーという検査機器により、目のピント、近視、遠視等を確認する屈折検査を追加すると聞いております。この3月は、試験運用もされているとのことですが、状況や保護者の声などを教えてください。

また、目の健康については、学齢期タブレット学習、子どものスマホやゲーム機器等の影響で、裸眼視力1.0未満の子どもが増えていると聞いておりますので、区内医療機関等と連携し、目の健康を守る取組が必要と考えます。さらに、白内障や緑内障など、加齢に伴う高齢期の目の健康についても、区民の関心が高い健康課題でございます。

10月10日は目の日、10月第3木曜は世界アイデーだそうですが、10月の健康フェスタにおいて、目の健康に関する啓発などをさらに詳しく取り入れてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○浅田委員長 田口健康推進課長。

○田口健康推進課長 まず、がんについての幾つかの御質問ですが、がん健診なんですが、やはり委員おっしゃったとおり、コロナ禍におきましては、こちらが想定したより、思いのほか受診率は下がらなかった、横ばいだったんですが、令和5年度になりまして、やはり令和4年度より若干下がりそうだとこのところでございます。

それで、がんの受診率向上のためにということで、受診機関に、夜間にも受診できるとか、そういったところもお願いしているところでございますが、令和6年度から新しい取組といたしまして、この年度にあなたの場合はどのがん健診が受けられますかというのを一覧にしたはがきですね、こういったものをお送りして、それでがん検診を受診していただくための日程調整とか、そういう準備に入っただけならと考えております。

それから、女性のがん検診の関係ですけれども、ちょうど本日、女性の健康展というのがあります、その中で、女性特有のがんということで、乳がん、子宮がんについても啓発をさせていただいているところです。

やはりがん検診、受けてくださいという受診勧奨するばかりではなく、やはり周知啓発活動が重要と捉えておりますので、今後もこういったイベントを通じまして、区民の方に周知啓発をしていきたいと考えております。

○浅田委員長 大塚保健サービスセンター所長。

○大塚保健サービスセンター所長 委員の御指摘をいただきました、特定妊婦等の子ども家庭支援センターの連携の部分でございますが、こちらは、両保健サービスセンターのほうに統合支援員という保健師を配備させていただきまして、子ども家庭支援センターと連携を密にする準備を進めているところであります。

また、システムの、今、母子保健システムと子ども家庭支援センターのシステムが別のシステムになっておりますので、端末を一応2台用意させていただいて、両方で見れるような環境をつくとともに、4歳、5歳、いわゆる保健サービスセンターの健診部分から外れた後に出る、いわゆるDV関係の部分に関しては、過去の情報をすぐさま子ども家庭支援センターのほうで確認できるような形の体制は進めているところでございます。

さらに、この案件につきましては、児童相談所のほうも十分考えられるところがありますので、3者が常に連携が取れるような形で、通信環境全てにおいて、今、準備を進めているところでございます。

次に、スポットビジョンの部分ですけれども、3月、実際に保健サービスセンターのほうでやらせていただいたところ、30人、今回やらせていただいたところ、実際に検査で異常が出たのは2名という形で出ております。

最初、我々が懸念していた部分としましては、子どもが怖がる暗さというところが非常に注目ポイントかなというふうに思っていたところだったんですけれども、実際にやった部屋の明るさにつきましては、ちょうど映画館の始まる前の、いわゆる入場時の明るさぐらいで十分対応できるということが分かりましたので、子どもは誰一人として泣かなかったというところ。

それからあと、検査に関しましては、1人頭大体5秒ぐらいで終わるというところがありましたので、非常にスムーズにできたというところであります。

明日も本郷支所のほうで試験運用しますので、ナレッジのほうは収集してまいりたいと思っています。

さらに、白内障、緑内障の、いわゆる大人の部分の目の検査の部分につきましては、健康イベントがあるのは認識しているところですが、やはり機械の部分がまだ不慣れ部分もありますので、まず子どもの部分でナレッジのほうをしっかりと収集した上で、今後の展開については検討してまいりたいと思います。

○浅田委員長 田口健康推進課長。

○田口健康推進課長 先ほどの答弁でちょっと漏れてしまいまして申し訳ありませんが、男性

の更年期障害ですが、今回、女性の健康展で初めて扱います。ただ、これが女性の健康をテーマにしたものですので、そんなに大きく取り上げているわけではないんですが、何かの機会があるたびに、男性のそういった健康、更年期のことについても触れる機会があれば、そういった周知啓発をしていきたいと思います。

○浅田委員長 では、上田委員、よろしいですね。はい。

続いて、千田委員。

○千田委員 質問の前に、最初に、総括で触れた232ページの保健事業予防費に意見を述べておきます。

新型コロナ対策の終了で、前年比で5割超えの減でしたが、コロナは制度上5類になっただけで、ウイルスが変わったわけではありません。むしろ、感染症業務の職能を育成し、保健所2か所体制に戻す力を取り戻すことを教訓にすべきと申し上げておきます。

それで、質問に入ります。

先ほど上田委員からもがん検診の質問があったんですけども、上田委員の質問に対して、令和5年度の受診率が下がっているということだったんですけども、対策は、はがきとかイベント、あと検診メニューを分かりやすく周知するなどのことだったんですけども、これからどれぐらいの目標で受診率を回復させるのか、また、その受診率の目標を伺います。

○浅田委員長 田口健康推進課長。

○田口健康推進課長 単年度の目標というのは、特にはまだ設定はしていないんですが、少なくとも前年より上回る。それで、今度4月から策定になります新たな保健医療計画、その中では、がん検診の受診率は60%、これは国のほうが第4次のがん計画ですか、そちらのほうでうたっておりますので、それに合せる形で、目標はちょっと大きく設定をさせていただいているところです。

○浅田委員長 千田委員。

○千田委員 60%というのは、かなり大きな目標だと思いますけれども、乳がん、子宮がん検診では、令和4年度の受診率は乳がんが39.1%、子宮がんが41%ということで、この2つのがんに関しては、年々受診率は伸びていました。ただ、伸びてはいても、まだ4割しか検診を受けていません。やはりがんの中でも乳がん、子宮がんというのは、早期発見で治癒率も非常に高い病気です。なので、まさにがん検診を向上させる必要があります。対策としてはやはり同じお答えになりますでしょうか。

○浅田委員長 田口健康推進課長。

○田口健康推進課長 がん検診を受診していただくのは、あくまでも区民の方ですので、やはり区民の方の積極的なそういった取組というのにも必要不可欠になっております。そのためには、私たちのほうも、今後ともより一層周知啓発のほうにも力を入れていくことが必要だと考えております。

○浅田委員長 千田委員。

○千田委員 がん検診の受診率が下がっていく中で、文京区データヘルスで、がんは死因の第1位なんですけれども、その死因の割合でも文京区データヘルス計画では、令和2年度49.5%、令和3年度52%、令和4年度53.4%と徐々にがんでの死因の率が増えています。このことを保健所としてはどう捉えていらっしゃいますでしょうか。

○浅田委員長 田口健康推進課長。

○田口健康推進課長 データヘルス計画のほうで、実際がんでお亡くなりになった方の数値を基に、そこから予測を立てていることをごさいます。やはり日本人の死因の3大要因のうちの1つでございまして、また、日本人の場合、人生の間に、2人に1人は何らかのがんにかかるというデータもございまして、やはりこちらのがん検診に対しては、区としても一層力を入れていかなきゃいけないと考えております。

○浅田委員長 千田委員。

○千田委員 乳がん検診は、年齢と隔年という縛りがありますがけれども、希望する全ての区民を対象に毎年できるように、また子宮がん検診も通年で行うことを要望します。

もう一点、質問なんですけれども、採血による腫瘍マーカー、今現在、こちらは精度が上がってまして、陽性率は肺がん40%、胃がん60%、大腸がん70%、膵臓がん60%という報告があります。腫瘍マーカー検査は、胃がんのように胃カメラを飲んだり、子宮がん検診、乳がん検診もそれなりの受診者の負担がありますけれども、受診者の負担が少ないということで、非常にがん検診受診率の向上になると思います。

それと、発見しにくい膵臓がんも60%の割合で陽性だというので、非常に腫瘍マーカー検査も重要になってくると思います。この検査を項目に入れるべきだと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○浅田委員長 田口健康推進課長。

○田口健康推進課長 がん検診は、国のほうもそうなんですけれども、科学的根拠があつて、それで治療効果の高いがん検診ということで、5大がん検診ですね、現在やっている乳がん、子宮がん、肺がん、胃がん、大腸がんと決まっております。それで、今、おっしゃった膵臓

がんですか、こちらにつきましては、検査をすることによって、死亡率減少効果が上がるかどうかというところまでは、まだ効果としては確認されていないと聞いています。ですので、こちらについては、国もがん検診の指針の中に含めていないということもありますので、区としても、そちらの検査をすることによって、エビデンスとして死亡減少効果が得られるというふうなことになるれば、また検討の俎上に上がるかと思えます。

また、腫瘍マーカー検査につきましては、やはりこれも国のほうで検査の指針というのがございまして、その中にはまだ含まれておりませんので、こちらも今後技術の向上等がございまして、そういったものを見て、国のほうの指針が変われば、同じように区でも導入に向けて検討してまいりたいと思えます。

○浅田委員長 千田委員。

○千田委員 私、前、薬剤師の法人で仕事をしていたんですけども、保険は薬業健保を使用しておりました。そして、職員検診では、腫瘍マーカーが含まれていました。このように、やはりぽつぽつと腫瘍マーカーを検診で入れているところも増えてきています。そのような流れもあるので、ぜひ、入れていただきたいと思えます。国の出方を待つ前に。これは要望です。

それと、先ほどがん検診が6割目標ということで、ぜひ、その目標に向かって頑張っていたいただきたいと思えます。がんは早期発見・早期治療が何よりも重要ですので、がん検診のさらなる充実を求めます。

○浅田委員長 では次に、宮崎委員。

○宮崎委員 私からは、まず一番最初に、233ページ、精神保健福祉対策の(4)うつ病・自殺対策について、お伺いいたします。

こちら、本区での直近5年間の中で、自殺の方の自殺者数は18人から26人で推移しているということで、そしてその原因の一番トップにあるのが健康問題ということで、自殺対策については、様々な対策を今までも講じてきていただいておりますが、今回、こちら756万円の予算がついておりまして、その中で自殺対策の啓発周知としてもいろいろやっていく中で、自殺対策強化月間での啓発などもあると思うんですけども、この自殺対策としての自殺対策強化月間での啓発というのは、何を強調して啓発していくのか、まずお聞かせいただけますか。

○浅田委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 3月は自殺対策強化月間となっております、先日3月8日の金曜日に

後樂園の駅前にて、文京区のほうでも自殺対策の啓発ということで、相談先のリーフレットや「こころの体温計」の案内が入ったものなどを入れたものを広く配布をいたしました。相談先があるということを知っていただくということ大きな目的としております。

○浅田委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。相談先の周知ということで、そういった強化月間に関しましては、引き続き、どうぞ周知のほう、よろしく願いいたします。

もう一つなんですけれども、今までも実施していただいております、ゲートキーパー養成講座のことでちょっとお伺いいたします。

こちらのゲートキーパー養成講座の今までのやってきた成果、そして今後の展開を今、考えていらっしゃるいましたら、ぜひ教えてください。

○浅田委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 ゲートキーパー研修につきましては、本年は3月1日には一般区民向けにオンラインZoomで36名の御参加、先日の3月8日には民生・児童委員の方を対象に対面で38名の参加で実施をいたしました。相談を受ける身近な人がリスクがある人に気づくということが出来ることに、感度を高めることができたと思います。

また、いつでも見られるゲートキーパーの動画配信もホームページで御案内してございます。

今後の展開といたしましては、区職員、専門職、区民の対象に向けて、対象別の講座を継続実施し、人材の育成を図ってまいります。来年度よりは、全職員を対象に、ゲートキーパー研修を行う予定としております。窓口にいらした区民の方の困りごとに気づき、寄り添う、適切な機関につなぐ。また、職場の同僚内の変化なども気づくという効果を期待しております。

また、支援者を支援するというのも重要と考えており、組織内の複数の人が支援の必要性を認識するため、相談機関の中に複数のゲートキーパーがいることを目指す必要があるとも考えております。

○浅田委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。今の御説明を聞いたとおり、様々な角度から自殺対策のほうを進めていただいているということで、こちらは人命が関わってくる、大事な取組であることから、そうした自殺対策を今後推進していく上で、基盤となる人材育成を、これからは継続的にぜひ実施していただきたいと思っております。ありがとうございました。

続けて、もう一つの質問ですが、237ページの保健予防事業費の11番、がん検診の中の(9)がん対策関係経費について、お伺いたします。

このがん対策関係経費については、今回2,590万円、昨年は659万円でしたので、約4倍近くの今回予算がついておりますが、こちらのほうに関しましては、がん知識の啓発のほうも含まれておりますけれども、そのがん知識の啓発について、今後どのように推進していくのか、お聞かせください。

○浅田委員長 田口健康推進課長。

○田口健康推進課長 がん知識の啓発ということなのですが、具体的に申しますと、例えばこれまでがんに関する講演会というのを開いていたんですが、これがコロナ禍の3年間で開催することができなくなりまして、それで動画配信というのに切り替えたりしました。区民チャンネルであったり、ユーチューブのほうで載せたり。その流れで、イベントのほうに少しシフトを変えまして、それで、例えば10月に乳がん月間にそこに合わせまして、ピンクリボンの活動ということで、区内の浴場組合に協力をお願いしまして、ポスターを貼っていただいたり、ピンクリボンの色ということで、ピンク色の湯にさせていただくということでやりました。

それから、ちょっと具体名を出して申し訳ないんですが、大黒湯さんのほうに日曜日に伺いまして、職員のほうがそのパネル展示をして、乳がんについて、15分程度の講話をしたとか、そういうことも行っております。

それからあと、2月が国際小児がんデーということで、先月、こちらのアートサロンのほうで、小児がんの子どもたちの絵画展というのを行いまして、そこでも小児がんをはじめ、がんについての啓発のほうを行わせていただいたところです。

これからもこうしたイベント、あるいは出前講座とかもございまして、そういったところも含めて、がんの知識について普及啓発のほうを進めてまいりたいと考えております。

○浅田委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。こちらも様々な周知方法を取りまして、このがんの知識の啓発について進めていただいているということはよく分かりましたので、引き続きどうぞお願いします。

先ほど上田委員や千田委員からも出ていましたが、がん検診につきましても、検診するということは本当に大きな予防の一つだと思います。私も父ががんで亡くなっておりますので、そのときに思ったのが、これ早期発見だったらまた展開が変わったかなということで、高齢



の方など、やっぱり病院が苦手だとか、あとそういった検診を受けたくないとか、自分は元気だから大丈夫といった方も見受けられますが、そういった方たち、本当に元気だとしても、しっかりとがん検診をすることによって、予防の一つにこちらはつながってくると思います。引き続き、このがん検診の受診率向上のためにも、周知啓発のほう、お願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○浅田委員長 では、関連して、西村委員。

○西村委員 こうやって私が物を言わないと、どんどん、議会だけじゃなくて、話の内容が西洋医学一辺倒にいつてしまっていて、私は保健所を助けるわけじゃありませんけれども、一つ言っておきましょう。

ずっと言っていますのが、では一つ血液検査にしたって、私自身のがんもそうでした。血液検査に出ないのも山ほどあるんですよ。その人によって症状は全部違う。同じ胃がんでも、症状はもう山ほど違う。受診率、では上がらなければ、死亡者はどんどん出て、それが保健所がたるんでいるからだ、もっと受診率を上げなきゃみたいな論調になっていますけれども、ここで東洋理論の考え方となると、もう全て、そもそも人のせいじゃない。全部自分のせいにあります。がんになるのも自分のせい、食生活が間違っているから、生活習慣が間違っているから、体質改善が間違っているから。そこに気づいて、何を直さなきゃいけないか。直すのも自分、がんになるのも自分なんです。保健所でも、病院でも、薬でもないんですよ。ワクチンもそうなんです。もう全部、それを、西洋理論の、世の中全てそういう考えです。全ての人々のせい。

そこで、私が言いたいのは、初めて手を組むかもしれないけれども、保健所さんと。区民を健康に、予防に持っていくという到達姿勢はもう同じ道を歩いているわけですから、西洋と東洋で過去水かけ論というのはやってきましたけれども、もう水かけ論はしません。お互いのいいところを採って、要するに区民を守らなきゃいけないわけ。予防医学、早期発見・早期治療、お父様は本当に申し訳ございませんでしたけれども、予防医学、早期発見・早期治療のもっと前からあるんですよ。早期発見で見つかったときには、もうがん患者なんです。がんができちゃっているわけ。だから、それを毒を入れて、またたこうとするし、切ろうとするし。だから、それをできない部分にするためには、間違った食生活、生活習慣というもので、大体4年から5年のスパンで腫瘍ができるというように大体言われていますから、その時点をもっと強化していきましょうねという部分を、私たちいつも保健所と連

絡取り合って協議している部分ですので、私が釘を刺しませんと、どんどん、下手すれば、区のせい、保健所のせいみたいな風潮になってまいりましたので、ちょっと一言言わせていただきました。もうとにかく体によい食事を摂りましょうということを一言言わせていただきます。

○浅田委員長 意見の開陳ということで。

では次に、岡崎委員。

○岡崎委員 231ページの6のネズミ・衛生害虫駆除対策ですけれども、先ほど山本委員からも質疑というか、一定の効果があつたというお話もありましたけれども、いわゆる昨年の夏頃から、猛暑だったせいだと思ふんですけれども、湯島の天神下でネズミが大量発生したという、それまでは各店舗あるいはビルで対応はしてきたんですけれども、それではもう賄えないというので、業者に頼んだりしてきたんですけれども、いわゆる、さっき課長もおっしゃっていましたが、もう点での対応では限界があるというので、面的に対策をしないともうどうにもならないというようなことで、担当課のほうにもお願いをしてきたわけですが、何でもかといひますのも、何でも湯島三丁目地域限定なんですとかかというお話もあるものですから、だから地域でしっかり自助努力というか、対応してきたけれどもということで、今回、湯島三丁目ですべての店舗にやっていただくことになって、たまたま先週の土曜日も商店街の役員会があつたんですけれども、さっき課長も言っていましたけれども、本当に大きな効果がありますという話もされておりました。

そういった意味では、町会とか商店会の方の御協力というのは、もちろんのことですけれども、そういった形で、区のほうで緊急で対応していただいたというのは本当にありがたい話なんですけれども、今度、来年度予算が令和5年度より500万円増えて、もう一度4月からやっていただくみたいなんですけれども、その辺はどのように取り組まれるのでしょうか。

○浅田委員長 熱田生活衛生課長。

○熱田生活衛生課長 令和6年度の取組でございますけれども、令和5年度の3か月間行ったものを基本的には継続して、4月から6月まで実施をするということを考えております。業者委託の部分というのは、基本的に実施内容は変わらないんですけれども、物品の配布につきましては、いろいろこの3か月間やっていく中で、地域の方からこれがいい、あれがいいというような、いろいろお声をいただいているので、そういったところも踏まえて、より適切な、効果的な物品の配布、それから周知啓発というようなところもしっかり行って、これから暖かくなるとネズミも活性化してまいりますので、そこを抑制するというようなところ

をしっかりと、まずは3か月やっていきたいと考えております。

○浅田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 はい、分かりました。物品の配布ということで、その辺も結構、現場の知恵じゃないんですけども、いろんな地域の声も聞きながら、結構業者の方も丁寧にいろいろ教えてくれるそうですので、細かなところまで、そういった形でまた4月から3か月間、さっき山本委員も言っていましたけれども、台東区とどう連携していくかというところが非常に大事なのかなというふうに思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○浅田委員長 熱田生活衛生課長。

○熱田生活衛生課長 台東区とも引き続き連携をして行っていきます。台東区さんの場合は繁華街がいっぱいありまして、令和6年度もっといろんな幅広いところでやるということも伺っていますけれども、この湯島三丁目に隣接する地域も、来年度もまた台東区さんも行うというふうに聞いておりますので、その意味で、これからも連絡を取り合って、お互いに連携して効果的にやっていければというふうに考えております。

○浅田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 ぜひ、よろしくお願いいたします。

235ページの6番の予防接種の任意予防接種なんですけれども、来年度から男性へのHPVワクチンの接種費用の助成を始めるということで、昨年の6月に一般質問でも要望させていただいて、宮本委員も委員会などでも質問させていただいて、ちょうど東京都が来年度から費用助成をするということで、文京区も実施していただくことになりまして、ありがとうございます。

しかしといいますか、いわゆる女性のHPVワクチンの接種費用の助成というのは、結構世間でも知られているんですけども、男性のこの接種費用の助成というのは、まだまだ認知度が低いのかなというのが実情かと思います。去年から実施している中野区さんでは、勸奨はがきを送付したり、あと学校にこういった小学校6年生から高校1年生相当の、これは中野区ですが、中野区在住の男子へということで、ポスターを学校に配布したり、またリーフレットも配布しているそうですけれども、文京区でも周知が必要かなと思うんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○浅田委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 男性のHPVワクチンの周知につきましては、3月中にホームページに、4月1日から助成制度が開始になることを記載しようというふうに考えております。また、

3月25日の区報に掲載する予定にしております。

区内の接種指定医療機関のほうでも、予診票を配置していただいて、準備を進めていただいております。

特に、任意接種になりますので、勸奨はがき等については考えておりません。

○浅田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。あくまで任意接種ですから、それでもホームページや区報でもお知らせいただいて、様々な形で周知啓発をお願いしたいと思います。

それと、松丸議員の一般質問でもちょっと取り上げさせていただいたんですが、いわゆる新型コロナワクチン接種の公費負担がこの3月で終了するというので、来月というか、来年度からは一部自己負担になるわけですが、やはりこれも5類に移行して、任意という形にもなると思うんですけれども、やっぱり高齢者の方の健康と暮らしを守るためにも、ぜひ、インフルエンザの高齢者の助成とともに、やっぱり新型コロナワクチンを今後、国の動向も見据えてということになると思うんですけれども、ぜひ、費用助成もしていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○浅田委員長 12時なので、1時まで休憩いたします。1時から岡崎委員の答弁をいただきます。

では、休憩とします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○浅田委員長 それでは、予算審査特別委員会を再開いたします。

審査に入る前に、理事会の開催についてお諮りいたします。

これまでの進行状況を踏まえて、今後の委員会の進行について協議するため、午後3時の委員会休憩時、理事会を開催したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○浅田委員長 それでは、午後3時から第2委員会室で理事会を開催いたします。よろしくお願いたします。

それでは、引き続いて、答弁をいただきますが、その前に、補足の答弁で、小島予防対策課長、お願いします。

○小島予防対策課長 先ほどの岡崎委員のHPVワクチンの周知についてですけれども、ホームページと区報と申し上げましたが、接種医療機関におけるHPV男子のチラシも置かせ

ていただいて、周知に努めてまいります。

以上です。

○浅田委員長 内宮新型コロナウイルス感染症担当課長。

○内宮新型コロナウイルス感染症担当課長 コロナワクチンの接種費用についてのお尋ねですが、けれども、現在、3月に、また厚生労働省のほうで自治体向けの説明会が開催される予定でございます。そこで、情報提供が今後あるかなと今、考えているところなので、引き続き情報を注視しているという状況ではございます。

なお、区のほうでの接種費用の助成につきましては、今後示されるワクチンの費用というのはもちろんなんですけれども、加えて、ウイルスは変異を続けておりますので、その変異の状況、あと感染のリスク、重症化のリスク、あとその他の感染症との同時流行のリスク、この辺を全て総合的に判断しながら、助成の考え方を整理する必要があるというふうに考えてございます。

今後、WHOも継続して情報提供していくというふうに言っておりますので、情報を注視しながら、秋に向けて検討を進めてまいります。

○浅田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 ありがとうございます。男性のHPVワクチンの周知につきましては、チラシも置いていただけるということですので、よろしくお願いいたします。

それと、新型コロナワクチン接種の費用助成につきましては、総合的に判断されるということでもございますし、WHO、また国の動向、東京都の動向等もありますので、あくまで任意ですので、その辺も活用できるような形になりましたら、ぜひともよろしくお願いいたします。

それと最後に、239ページの9、10の精神障害者（児）への福祉タクシー券配布と自動車燃料費助成、これにつきましても、昨年の6月の一般質問で要望させていただいて、早速、来年度から新規事業として実施していただきまして、ありがとうございます。

対象者が利用しやすいように、しっかり、こちらも新規事業ですので、周知等の取組をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○浅田委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 こちらの事業につきましては、精神1級の方に適用させていただくものとなっております。

周知につきましては、区報、ホームページ、SNS等で行ってまいります。

あと、家族会等でも、情報提供していきますし、個別接種のできる方については、していきますので、ということになります。

○浅田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 ありがとうございます。ぜひ取組のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

○浅田委員長 では続きまして、依田委員。

○依田委員 私からも、男性向けのHPVワクチンのことで質問させていただきます。

東京都の補助制度が開始になりまして、文京区もそれに合せて始めていただいて、ありがとうございます。こちら、私が所属しています都民ファーストの会が強く東京都に対して要望していたものが取り入れられたというふうには聞いております。

女性の接種に関しては、開始から10年超が経過しまして、途中、非科学的な非難もいろいろありまして、紆余曲折がありましたけれども、現在、積極的勧奨が復活しておりますので、これは女性の視点からいいますと、年間1万人が罹患して3,000人が死亡するという子宮頸がんがほぼ確実に予防できるということで、非常に大きな意味があるワクチンであるということ、ある意味分かりやすいんですけども、今回、男性の接種が始まる、任意ではありませんけれども、始まるということで、主には10代とかの男子が対象になるかと思うんですけども、先ほど岡崎委員の質問に対して、広報の手段とかチャンネルに関してはお話があったかと思うんですけども、この男性の接種に関して、その意義付けというか、意味というものは、どのように区民に対して説明していくおつもりでしょうか。なかなか、女性と比べて、男性への接種というものの意義というのが、ちょっと難しいというか、分かりづらいところはあるかと思うんですが、いかがでしょうか。

○浅田委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 今回、男性にも拡大適用されましたHPV、4価のワクチンにつきましては、HPVの型の6、11、16、18というウイルス型による肛門がん及びその前駆病変、尖圭コンジローマの予防効果があるとされています。

HPVワクチン接種を希望する男性の保護者の経済的負担を軽減し、その接種により、HPVウイルスの持続感染を防ぐことで、HPV感染症による疾病を予防し、かつ女性への感染及び子宮頸がんの発症を防ぐための一助とするために助成いたします。

○浅田委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。今、御説明あったように、男性の幾つかのがんに関して

も、ヒトパピローマウイルスが原因であるということで、まずそれを防げますよという、男性自身に対しての効果がありますよということで、まずはそれを説明していくということかと思えます。

この制度に関しては、恐らく、今回は任意接種ということで、数も限られているとは思いますが、東京都等々の狙いとしては、やはり最終的にはもっと拡大させて、男女を含めた集団免疫というんですかね、そういうことで、ヒトパピローマウイルスは性交渉を通じて、お互い男女にうつし合うような関係にあるわけなんですけれども、それを防いでいこうということかと思えます。

ですから、今回の数としては限定的ではあるんですけれども、今、最後のほうにおっしゃったように、女性の子宮頸がんを防いでいくという意義もあるんだよということも含めて、いろいろ広報いただければ、さらにこのワクチンを受けたいと思う人も広がっていくかと思えますので、ぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○浅田委員長 では、宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。

233ページ、うつ病・自殺対策のところでございます。

今年度、文京区の自殺対策計画を策定したということで、来年度予算は減というふうになったということで理解しております。様々、これまでも取組をしてきていただいております。ゲートキーパーの育成などもしっかり取り組んでいただいていると思えます。

うつ病については、様々な理由でそういうふうになる可能性もあるんですけれども、ストレス、疲労などが大きくなることがまず出発のところじゃないかなというふうに私も、素人なんですけれども、そういうふうに考えています。

その意味で、ストレスマネジメントや体調管理というのが当然大事になると思うんですけれども、特に若い頃、10代、20代のときにおいては、なかなかそういったところに配慮もできないまま、特に10代の頃なんかは学業、受験、そういったところもありますし、20代は社会人になってというところで、本当に頑張って、頑張ってということで、根を詰めて、学業なり、仕事に一生懸命取り組むということが多いと思うんですね。そうしたうちに、知らず知らずのうちに、体調に変化があるといったことが私の知人でも何人かいらっしゃいまして、やはり体調管理を自分でどう自覚していくのかということも大事だと思います。

大人になれば、ある意味、自分を見詰める力なりが養われてきて、こうやったら自分のス

トレス発散、リフレッシュができるとか、そういった考え方も身につけてきて、ある程度体調管理もできてくると思うんですけども、やはり若いときのそういった意識なりが大事かと思えますし、また10代の子どもの周りの大人の意識、また職場なりの上司の方々のやっぱりケアですね、そういったことも大変に重要になってきて、お声かけをしていくことが大事なのかなと思いますけれども、この点を一つ見解をお伺いしたい。

あと、自分で管理をする上で、ストレスマネジメントのアプリと申しますか、ホームページを文京区も導入していただいています、「こころの体温計」というものですね。大分前に導入していただいて、活用も多いというふうに以前お伺いしました。ちょっとこれ、内容がいいんですけども、非常にシンプルなものなので、もう少し充実をしていくといいのではないかなというふうに思います。

そうしたところ、名古屋市では、こういった取組に非常に一生懸命力を注いでいまして、名古屋市メンタルヘルスケアアプリとか、また「こころの絆創膏」の専用サイトを設けるなどして、そこに一元的に情報なり自分のストレスマネジメントの方法なり、そういった情報を非常に多く盛り込んでいて、重層的にと申しますか、もちろん相談先をここに紹介していたり、非常に多角的に取り組んでいることがよく分かります。こうした取組を区でも導入を検討していったらいいかなと思いますけれども、見解をお伺いしたいと思います。

○浅田委員長 小島予防対策課長。

○小島予防対策課長 ストレスや心の問題につきましては、10代の頃から「いのちとこころの授業」であったりとか、20代向けの啓発冊子の作成・配布を、各課連携していただいております。

また、自分のメンタルのサポートという点では、心のサポーター養成講座というものを開催しております、そちらのほうを在勤・在学・在住の方で受けていただけるという研修も行っております。

また、職員や働く年代につきましては、産業医などがいらっしゃる場所ですと、ストレスチェックというようなものも活用されているかと思えます。そういったところも活用しながら、御自身のストレスの程度というものはかれるかなというふうに思っております。

御指摘のありました当区で活用しております「こころの体温計」につきましては、簡単に御自身のメンタルの状態をはかれるというところで、アクセス数もかなりいただいているところでもありますけれども、他自治体の取組等も参考にしながら、ほかにも何かないかというのは研究してまいりたいと思います。



以上です。

○浅田委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。ぜひ、力を入れていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから次に、237ページの女性の健康についてというところなんですけど、更年期障害についてなんですけれども、既にこれについては、いろんな知識や情報、また理解も進んでいると思うんですけれども、ちょうど私の年代が50なんですけれども、50周辺の方々、私の身近な方もやはりちょうど更年期障害の症状じゃないかというお声を、悩んでいらっしゃるお声など幾つかいただいております。だから、なかなか、対応にも困っていらっしゃるようなこと、早くから病院で診察されて、様々な処方をしていただいているケースもあるんですけれども、やはり症状の重い、軽いもあったり、また様々な形で更年期障害の症状が出るということで、これもそうなのかなという、そんな場合もあったりして、やはり身近な方々の理解、また御本人の自覚とか、相談体制、そういったことを引き続き区でもぜひ御尽力いただきたいと思うんですけれども、この点について、取組をお伺いしたいと思います。

○浅田委員長 田口健康推進課長。

○田口健康推進課長 女性の場合は、生涯を通じて、男性と比べますと、ホルモンバランスで、ホルモンの変動が激しいので、そういった影響で、節目、節目で体調の不調を訴える、先ほどの更年期障害等もそうでしょうけれども、そういったものがあるかと思います。

それで、私どもでは、そういった女性の健康に関する啓発ということで、女性の健康展というのをやっております。現在、今日、明日と2日間やっているんですけれども、そういった中で、ライフステージを通じて、思春期であったり、成熟期、更年期、老年期等に分けて、女性の様々な体調不良のことを周知しまして、それでももしかしたら自分が今、体調が悪いのは、こういったものかもしれないというのを気づいていただいて、それで医療機関とかそういうところにつないでいただいて、その症状を和らげていただくとか、うまく付き合っていくために、こういった周知啓発というのをやっております。

○浅田委員長 宮本委員。

○宮本委員 分かりました。ぜひ、そうした取組を継続していただきながら、より多くの方に知っていただけるように、拡充も必要ならばしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○浅田委員長 以上で、6款衛生費の質疑を終了いたします。

続きまして、7款都市整備費の質疑に入ります。

事項別明細書の244ページから249ページまでの部分です。

財政課長の説明を求めます。

進財政課長。

○進財政課長 それでは、7款の御説明をいたします。

244ページをお開きください。

7款都市整備費、1項都市整備費、1目都市整備総務費4億4,389万4,000円でございます。

246ページをお開きください。

2目都市整備事業費7億7,455万3,000円。6番の(5)緊急輸送道路沿道建築物等耐震化促進事業、実績見込みによる増でございます。

3目市街地再開発費505万9,000円。防災・省エネまちづくり緊急促進事業助成の皆減による減でございます。

4目住宅対策費5,067万2,000円。区立住宅の管理運営の皆減による減でございます。

248ページをお開きください。

2項建築費、1目建築指導費2億2,042万円。3番、指定道路図等整備、道路等管理システムの改修に伴う増でございます。

7款の説明は以上でございます。

○浅田委員長 それでは、御質疑のある方は挙手をしっかりお願いいたします。

それでは、板倉委員。

○板倉委員 247ページの住宅対策費の住宅政策審議会も含めて、お伺いしたいと思います。

私も住宅政策審議会のメンバーですから、要望が強いかなとは思いますが、今後のスケジュールということで、この住宅政策審議会の新たな住宅マスタープランをつくるための検討会がこれから開かれるわけですが、この3月に、住環境の検討委員会と、住宅政策審議会の小委員会が開かれ、この令和6年という中でかなりの時間を割いて検討会が開かれるわけですが、住環境検討委員会のメンバーというのは、示されております住宅政策審議会の幹事会という方々が、この検討会のメンバーということによろしいのでしょうか。

○浅田委員長 吉本住環境課長。

○吉本住環境課長 委員の御指摘のとおり、幹事の集まりで、庁内で行うのが検討会としてご

ございます。

○浅田委員長 板倉委員。

○板倉委員 はい、分かりました。それで、これを見てもみますと、住環境検討委員会、住宅政策審議会小委員会、こうした幹事会と小委員会が開かれて、その後、住宅政策審議会が開かれるという点では、学識経験者の方々と庁内の幹事会の部課長クラスの皆さんとが話し合いをしながら、大枠というか、そういうのを固めていって、その後、住宅政策審議会にこうした方向でということが示されるわけですが、そうしますと、やはり審議会に内容が示されたときには、もうかなり固まった形でお示しをされるという点では、なかなか審議会の中でのそうした議論が届かないというか、そういう状況がこの間生まれているというふうに私は考えておりますので、その辺については、審議会の状況だとか、パブリックコメントは秋までしかないわけですが、その間にやっぱり区民の方々から様々な意見を出していただける機会をつくるべきだというふうに思うので、その辺はこれからどのようなあれになっていくのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○浅田委員長 吉本住環境課長。

○吉本住環境課長 今、委員がおっしゃったとおり、庁内の検討会、学識経験者の方々の小委員会をはじめとして、その後、住宅政策審議会に内容についてお諮りするところでございます。ただ、もう審議会にかけるときで固まっているという形ではないので、そこで議論していただいて、当然修正すべきところは多数出てくると思いますから、次回かける骨子案にしる、その後の素案にしる、いろいろ修正するところは出るとは思ってございます。

また、区民の方々の御意見につきましても、パブリックコメントもそうですし、公募区民の方も委員の中に入れていただいておりますので、いろいろ幅広く意見をいただいて、いいマスタープランの改定に進めたいと考えてございます。

○浅田委員長 板倉委員。

○板倉委員 先だって金子議員が居住支援協議会の中での議論の内容も紹介いたしましたけれども、やはり住宅を確保するのに困難な方々がいっぱいいらっしゃるという点では、新しい住宅白書、これからつくってさらに住宅マスタープランをつくっていくわけですが、その中に、やはり文京区内で賃貸住宅に住み続けていきたいという皆さんのそうした思いを入れられるように、私はこの議論の中にそれを取り入れていただきたいというふうに思うんですね。

この間の区の調査を見ましても、文京区内には賃貸用住宅として8,720戸あって、そのう

ち破損だとか普及だとかないというのが9割ということですから、約7,800戸、文京区内には賃貸として使える住宅があるということですから、区としても、これらの住宅については、さらに調査をしていただいて、居住のために改修が必要ということであれば、その費用を支援して、区が借り上げて家賃補助をする。そうした制度をつくることをこの間求めているんですが、なかなか区側は、そうした私たちの要望に答えていく中身、内容をいただいているんですが、住宅基本条例の中には、きちっとそのことが盛り込まれているわけですね。住宅ストックの活用による手法ということですから、その中の9条に区立住宅の供給等ということと、第11条には家賃助成等の責務、こういうものがしっかりと盛り込まれているわけですから、今のこの住宅基本条例に基づいた住宅マスタープラン、ぜひともそうした方向になるように、議論のほうも区側からもそうした要求をしていただきたいというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○浅田委員長 吉本住環境課長。

○吉本住環境課長 住宅マスタープランの改定におきましては、当然、福祉部門と情報共有しながら改定していくものと考えてございます。委員が御指摘のところの区立住宅については、昨年度で事業が終了してございますし、中堅所得者のところの範囲でございますので、特に家賃助成というところについては今、考えてはございません。

○浅田委員長 では次は、沢田委員。

○沢田委員 私からは1点です。245ページ、7款、1項、1目都市整備総務費の6番、都市マスタープランの見直しについてです。

これからのまちづくりの方針は、転入促進よりも転出抑止じゃないかという御質問です。先日の世論調査の議論で指摘してとおり、転入促進に偏ると、反対に転出者が増え、入れ替わりが激しくなって、住民が振り回される危険があると考えますね。そもそも区長は、全ての区民が住んでいてよかったと実感できる区政運営を目指しているんですよね。一方で、既に区政運営の屋台骨である子育て世帯から、子育て環境が悪化するから転入を進めないでほしいという声まで出ているわけです。誰のためのまちづくりなのか。マンションデベロッパーのためではないはずですが。本会議で指摘したとおり、住宅の量ではなく、質を重視した供給規制が必要になっているのではないのでしょうか、伺います。

○浅田委員長 佐久間都市計画課長。

○佐久間都市計画課長 都市マスタープランについてのお尋ねですがけれども、こちらについては、基本的な考え方として、転入される方、転出される方ということではなくて、区民の方

皆さんに対してよりよいまちづくりをしていく、ハードの面からになりますけれども、そういったものを目指した計画としてございます。

○浅田委員長 沢田委員。

○沢田委員 それは前にも聞いて分かっているんですよ。でも、都市マスタープランのサブタイトルは、協働で次世代に引き継ぐなんですよ。何を引き継ぐのか。歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまちなわけですよ。高層ビルとタワーマンションが立ち並んで、子育ての環境や地域コミュニティが壊されて、地価と家賃が暴騰して、住み慣れた人が出ていくまちじゃないわけです。今、住んでいる住民のためのまちづくり、改めて誰もが住んでいてよかったと実感できるまちづくりを要望します。

以上です。

○浅田委員長 佐久間都市計画課長。

○佐久間都市計画課長 今回の都市マスタープランの見直しでは、拠点として、高度利用を図っていくところを増やしていくというのがありますけれども、新たに緑ですとか低層の住宅地も拠点化したりして、魅力を保全していく、継承していくものと創出していくということを両方の観点で強化を図っているものでございまして、委員の御指摘になっていることについても、見直しの中で盛り込まれているものと考えてございます。

○浅田委員長 では次、依田委員。

○依田委員 249ページの空家対策事業のところ、お願いします。

空家対策事業の一つに、管理が不全の空家を区が補助して取り壊して、かつその後10年間借り上げて、公共的な目的で活用するという事業があるかと思います。幾つか実際にやられていると思うんですけども、その中に例えば大塚四丁目に憩いの広場というのがありまして、こちらが2014年12月から10年間ということで、2024年12月にその期限が切れるということかと思えます。

ほかにも幾つかあるんですが、それはその広場的な空間にはなっていないくて、消火器置場とかそういったものになっているかと思うんですが、この憩いの広場、もうすぐ10年たつんですけれども、この事業をどのように評価しているのかというのをまず教えていただければと思います。

○浅田委員長 吉本住環境課長。

○吉本住環境課長 空家の利活用についてのお尋ねでございます。

今、委員が御指摘になった大塚の憩いの広場については、今年10年間になって、当初撤去

の作業のときには、上限の200万円の補助をして、憩いの広場としたものでございます。

この事業につきましては、面積的に狭いところについては消火器置場として利用してございますが、唯一この憩いの広場については、近隣の方々の休憩であったりとか、談笑であったりとか、いろんなスペースとして使っていただいた10年間でございますので、今後、こういった場所が増えるように、啓発について努めていきたいと考えてございます。

○浅田委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。広場となっているのはここだけで、ほかのところは確かに、接道とかも含めて、あまりいいところではなく、敷地も狭いので、取りあえず何かを置くような場所になっているということかと思えます。

制度の主な目的は、空家を取り壊してもらおうということだと思えますので、それはそれで理解するんですけども、せつかく公共的な目的で利用するという、一応、一石二鳥的なところを狙っているということを考えますと、この憩いの広場というのが何かあまり憩えるような場所じゃないんですよね。例えばというと、そもそも砂利敷きでありまして、砂利を敷き詰めて、そこに何か申し訳程度に机や椅子が置いてあるみたいな、そういうことで、あまり住民、区民に対して親切的なスペースではないなというのは、常々感じているところです。

ですので、10年たつのを機にというわけじゃないんですけれども、今後もそういった事業を続けていくのであれば、仮に取り壊した後に、どういったものを設置していくのが望ましいのかということのを改めて考えていただけたらありがたいと思えますが、いかがでしょうか。

○浅田委員長 吉本住環境課長。

○吉本住環境課長 委員の御指摘のとおり、憩いの広場にしても、近隣の方々に使っていただいているところがまず第一でございますので、今後、マスタープランの改定も含めて、そういうところも議論しながら、どういった形で使えるものがあるか、御意見も含めて、考えていきたいと考えてございます。

○浅田委員長 いいですか。はい。

では次、上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。

私からは、247ページの都市マスタープランのところで、地理情報システム（GIS）について、伺いたいと思います。

GISの活用による業務の効率化や、行政サービスのさらなる高度化を進めるため、文京区では、これまで用途地域等の計画図をGISで作成されてまいりましたが、GISは防災

D Xやきめ細かな都市計画等について、先進自治体での導入事例が様々出ております。今後、統合型GISや公開型GIS等、GISのさらなる活用・拡大について、方針をお聞かせください。

○浅田委員長 佐久間都市計画課長。

○佐久間都市計画課長 都市マスタープランの見直しでも、デジタル技術の活用ということは掲げてございます。GISについても、現在、都市計画の検索システムなどを運用して、区民の方に利用いただいているところでございますけれども、さらなる活用に向けて、行政サービスの向上ですとか業務の効率化の観点から、国や都の動向なども含め、引き続き研究していく必要があるというふうに考えてございます。

○浅田委員長 はい。では、よろしいですね。

以上で、7款都市整備費の質疑を終了いたします。

続きまして、8款土木費の質疑に入ります。

事項別明細書の250ページから261ページまでの部分です。

財政課長の説明を求めます。

進財政課長。

○進財政課長 それでは、8款の御説明をいたします。

250ページをお開きください。

8款土木費、1項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費7億1,753万4,000円でございます。

2目道路維持費8億4,947万7,000円。4番、道路アセットマネジメント整備工事、工事実績に伴う増でございます。

252ページをお開きください。

3目道路新設改良費8億6,566万2,000円。3番、区道無電柱化事業、実績に伴う増でございます。

4目橋梁維持費8億8,028万7,000円。2番、神田川橋梁補修補強工事負担金、施工規模の縮小に伴う負担金の減による減でございます。

5目街路照明費1億6,779万7,000円。1番の(1)諸料金、街路灯などの光熱水費の高騰に伴う増でございます。

6目受託事業費4億1,283万2,000円。3番、公共下水道枝線整備工事、施工規模の減に伴う減でございます。

254ページをお開きください。

7目交通安全対策費3億7,463万3,000円。8番、交通安全施設整備、施工規模の増による増でございます。

256ページをお開きください。

2項河川費、1目河川総務費12万1,000円。1番、東京河川改修促進大会等実績に伴う減でございます。

2目河川維持費4,020万7,000円。1番、神田川護岸・法面維持、労務単価及び工事追加に伴う増でございます。

3項公園緑地費、1目公園総務費2億7,483万3,000円でございます。

2目公園管理費11億1,340万円。259ページの1番の(7)目白台運動公園、指定管理料の増に伴う増でございます。

258ページを御覧ください。

3目公衆便所管理費2,450万2,000円。1番、公衆便所維持、労務単価上昇等に伴う増でございます。

4目公園新設改良費10億7,777万6,000円。2番、元町公園整備事業、施工規模の増に伴う増でございます。

260ページをお開きください。

5目緑化事業費1,536万6,000円。緑地実態調査の終了に伴う減でございます。

8款の説明は以上でございます。

○浅田委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑のある方は挙手をお願いします。

それでは、山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。

ちょっと早口になりますが、私から、みどり公園課のところで、259ページの1番の公園再整備事業のところで伺います。

竹早公園と小石川図書館の一体整備というところでお聞きしたいと思います。まずは、これまでに行われてきた区民との意見交換会や、それからワークショップ、また公園や図書館に置かれたアンケートなどで、幅広く区民の皆さんの声を拾ってきていただいたことに、努めてくださったこと、本当にありがとうございます。

私も、どういう声があるのかを聞きたくて、意見交換会、それからワークショップに出席させていただきましたが、やはりそういったところに来られる方というのは、その施設に愛



着を持った区民の皆さんが出席されているということが非常によく分かりました。

そして、そういう方たちがたくさんの意見を出してくれたことというのは、非常によかった、有意義なワークショップ、意見交換会だと私は思っております。

また、職員の皆さんにも、休日だったりする中、また夜遅くだったりとか、本当に感謝しております。ありがとうございます。

それですが、今回、中間のまとめを受けました。議会のほうで報告がありました。やはりこの竹早公園と小石川図書館の一体整備は、誰もが期待していた改修事業だったと。私自身もそのまとめを楽しみにしていたのですが、ただ、御報告をいただいたとき、図面を見たときに、ちょっと私は、あ、残念だなというのが私の第一印象だったんですね。

都市公園法の扱いにすることによって、図書館も一緒に公園の中のものとして組み込んで、一体化して考えられるようになったわけだけども、図面を見たときに、今までのものがそのまま書かれているだけで、変わったのが、敷地が一体化しただけじゃないというのが、私が直感的に感じたものでした。思わず、これってコンサルが書いたものなのかしらというふうに思ったので、失礼ながら、役所のほうにはその質問をさせていただきました。

そうしたら、これはあくまでも基本設計上のことであって、そのボリューム感を見るものであって、これが最終図面ではありませんということ。あ、そうなのかと。たくさんの区民の方も慌てたと思うんですね。やはりこれからが設計に対して、皆さん、区民の意見を集約したものだったりとか、議会で揉まれた意見なんかも、そこにやはり集約して出していくという意味では、今回また非常に期待を持っている事業であります。

ここからが質問なんですけれども、この立地で、この広さでの整備というのは、そう区内にこれからあるものではない。やはりこの一体整備については、50年たっても誇れる公共施設であってほしいと願うんですね。そのためには、やはりハード面の整備には工夫やお金をかけたほうがいいのではないかというふうに思います。

ソフト面というのは、時代、時代で更新していけばいい。いいというよりも、していかなければいけないものであるけれども、箱ものに関しては、やはり修理・修繕はあっても、なかなかリニューアルまでは難しいのが現状だと思うんですね。

そういったところで、やはり公共施設だからこうなっちゃう程度ではなく、公共施設なのにすばらしいという、そういった視点というのはぜひ持っていただきたいと思っております。その上で、区民の皆さんからも上がっている意見・要望を、ぜひとも集約したものを設計段階で織り込んで、プロポーザルを募ってほしいというところが1点、お願いです。

次に、私からの質問なんですけれども、それを前提に幾つか御質問させてください。

テニスコートの活用にしては、私は、屋外でなくて、屋内の可能性についてはぜひ検討してほしいと思います。それはなぜかという、今、異常気象で、ヒートアイランドで、もう夏が40度を超える日がすごく続きますよね。そうすると、本当にテニスコートを屋外に置いていいのかというふうに疑問に思うわけですね。ましてや、それを屋外に設けたことで、気温が高くなったときは使えなくなるわけですよね。そうすると、そういう不便を知りながらも、さらに設けるといふ理由がよく分からない。

これからは、どんどん10年、20年たって、40度をもしかしたら超えていくかもしれないし、そういう気温の日がもっと長く続くかもしれない。雨の日もあるかもしれない。そうすると、必然として、屋外にあるテニスコートというのは、使えなくなる現状は多くなっていくと思うんですよ。なので、屋内に置くということもやっぱり一理あると思う。

それから、皆さんが言っているように、屋内に置くことによって、今度ほかの種目のスポーツもやっぱりできるようにすればいい。

ここで、考え方なんですけれども、テニスコートの面をたとえ減らしたとしても、屋内に持っていけば、利用日数というのが、その自然現象に左右されないで、さほど変わらないかもしれないですよね。利用頻度、利用人数とかいうのかな。そういう考え方も私はあると思うんですね。なので、そういったところは果敢にチャレンジして考えていただきたい。

それからあと、音の問題ですよね。これまでは文京区も閑静な住宅街、周りに囲まれていて、低層な住宅に囲まれていたところがテニスコートだったので、そんなに音に対して、皆さん許容範囲の中でおられたとは思いますが、今、先ほどからもお話が出ているように、文京区は人口が増えてきて、本当にマンションがたくさん建っております。この竹早公園の周りにも多くのマンションが建っているわけなんですけれども、そういった立地の中で、やはり上層階に行けば行くほど音というのは響いていくわけなんです。だから、こういった音の問題だったりとか日照の問題とかを考えたら、屋外に今までのように置くということについては、やっぱりそこは考え直していただきたいなというふうに思っております。

もちろん、屋外に持っていったときには、いろんな球技ができると一緒に、私がいつもよく言っている壁当てなんかも、やはりそこでできるようにはしていただきたいと思います。

ここまでにに関して、ちょっと御答弁をいただきたいと思います。

○浅田委員長 村田みどり公園課長。

○村田みどり公園課長 まずは、基本計画の、区民の声をよく聞いて、工夫をした計画を立て

るべきだという御意見でございますが、委員のおっしゃるとおり、この基本計画につきましては、まずどういったサービスが必要で、そのためにはどのくらいの床面積、建物、設備が必要かというところを積み上げて計画してまいったものでございます。一旦これをお示しすることで、またここから区民の皆様にも御意見をいただきながら、改めて検討をさらに進めていくという状況でございます。その段階で、委員のおっしゃいますように、区民がわくわくするような設備ですとかそういった仕掛けなんかも、一つ視点としながら、計画を進めてまいりたいと考えてございます。

また、テニスコートにつきまして、今、屋外、公園のレベルに5面という計画で記載がございます。これを屋内にできないかという検討につきましても、その一つ、今後の検討を進める中で、検討課題として捉えて、ちょっと法令の問題でできる、できないというのはあるようなので、そのあたりどうやったらできるのか、やったら幾らになるのか、そういったことを踏まえながら、検討を進めていきたいと考えてございます。

また、音に関しましても、現状、テニスコートから発生する音につきまして、近隣の方々から苦情と申しますか、音に関する御意見をいただいているというふうには所管のほうからは聞いております。こちらに関しても、この整備に合わせまして、可能な限り音を低減するような設備を設けるですとか、そういった対策は進めていきたいというふうには思っていますが、一つそういった屋内というものも、そういった音の低減効果に効果のあるものと思っておりますので、そこも含めて認識していきたいというふうに思っております。

○浅田委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。ぜひとも、やはり前向きに——前向きにというかな、今、御答弁の中で、テニスコートの屋内というのは、法令もあって、できる、できないかは、それも考えなければいけないというふうに御答弁いただきましたが、こういうものをつくってほしいというのは、出すべきだと思うんですよ。その中で、設計業者がどう仕上げてくるか、そこを見ないと、区民の方たちは多分納得しないと思いますよ。皆さんの意見をこうやって提出したけれども、これが上がってきたんだという幾つかをやっぱりお示ししていただかないと。役所の段階で、できないですというような取られ方、ある程度は仕方ないですが、やっぱりチャレンジしてほしいなと思います。

屋内の例としては、スポーツセンターが地下にありますよね、体育館ね。なので、そういった過去の例も、前例もあるので、ぜひ工夫は設計業者にやっていただきたい。強くそこは申し上げます。

私、全体的な考え方として、やっぱり何を求めるかといったら、豊島区の防災公園ありますよね、もうすごい人気になった防災公園、消滅指定都市になり得るところを、やはり前区長がああいう形で使うことを決めて、今、すごく人気で、子育て世代も集まってきているのが豊島区ですよね。

皆さんどこの区も、やっぱり人口減少を懸念して、次の政策を考えていくわけですよ。そうすると、10年も20年も、同じように今度文京区も人口減少ということは課題になってくるので、そういった愛される施設というものがある意味売りになるといったら変ですけども、そのぐらいなんです。商品みたいなものなんです。

豊島区の防災公園の場合は、高いビルが建てられる敷地のところに、ああやって広場を設けたという発想、物すごいなと思うんです。

また、目黒区では、区の総合庁舎の屋上全体に芝生を敷いているんですよ。そこに子連れが来て利用している。今回は、新年度はそこに遊具を置いたりして、また再整備をするというふうに言っているんですね。そういった自治体も、サードプレイスをどうつくるかというところにやはり力を入れている。

文京区だからこそ、あの場所は、やはり地下に施設を造り、そしてグランドレベルは、私の意見ですよ、全面芝にしてもいいんじゃないかと思うぐらいの発想を持っていただきたい。そして、やはりそういったイメージを掲げて設計するなり、プロポーザルでどういう御提案ができるのか。そのぐらいの、ちょっと夢というのではないけれども、現実から少し離れたところの見方というのは必要になってくると思うので、ぜひそういったお考えを持っていただきたいというふうに思っています。

それから、次の質問は、公園・児童遊園の再整備についてなんです。私はこれまでも、議員になってからずっともう9年間、ボールの使える場所ということで言ってきました。ところが、なかなか整備が進まないという中で、ボールの使える場所が難しかったら、せめて壁当てのできる壁をつくってほしいというほうに見方を変えて、そういう提案もしてきました。今回、千代田区が新年度の予算の中に入れて一つの事業なんです。利用者が少ない一部の公園等について、有効活用すべく、公園・児童遊園、広場の利用実態調査の結果を踏まえ、整備をし直すと言っているんですね。それで、区立公園等における多面的な活用に向けた検討を行っていきますという中で、区内8か所で手持ち花火ができる環境を整備すると言っているんですね。

やはりこれは、従来の使われ方からもう変わってきているんですよ。子どもの遊び方も

そうですし、もちろん住まい方もそうですし。なので、私には、以前にも言いましたように、公園、児童遊園というものをもう一度見直して、やはり利用価値の少ないところには、例えば先ほどから言っているボールの使える場所にするんだとか、自転車が練習できる場所にするとか、ペットを連れていってもいい場所にするとか、筋トレができる器具の置いてある場所にするって、それぞれの特色を持たせてみてはどうですかということ、これまでも言ってきましたので、これに対しては、もう一度御答弁をいただきたいと思います。

○浅田委員長 村田みどり公園課長。

○村田みどり公園課長 公園の整備に関しましてですけれども、球技のできる場所ということでは、利用者の方のニーズ、球技をやりたいという声も公園課のほうには寄せられているという状況は把握しております。

やはり整備するに当たっては、現状の利用方法、現状の公園そのものの使い方が変わってくるというところで、地域の方々との合意を踏まえた形での整備を行っているところでございます。例えば、再整備なんかを行う際には、そういった意見交換会を踏まえて、その中で合意を得たところに関しまして、条件が整ったところについては、球技場を設置するというような形で進めているところでございます。

なかなか、地域の方々の意見で、我がまちにもあれが欲しい、これが欲しいというところで、意見を伺いながらやっているところでございまして、こちらから特色ある公園、これに特化した公園というところを御提案しているところではございませんけれども、地域の方々がこういう使い方をしたいということをお意見をいただきながら、その合意を取りながら、できる場所については、様々な特色を持った公園を整備していきたいというふうに考えてございます。

○浅田委員長 山田委員。

○山田委員 残念なことに、9月の私の一般質問の答弁とさほど変わらないなというふうに今、聞いていて思いました。9月のときにも、私は一つの例を挙げて言いました。区内の野球チームが全国で3位になったと。どうしてこんなボールの使えるところがない文京区でそういうふうになったかといえば、それはそのチームと、あと指導者たち、子どもたちの工夫があったからだというふうに私、お話しさせていただきました。何でそれを言ったかという、工夫をどうして理事者側もしてくださらないんですかというところなんです。再整備のときは、やるのは当然なんです。でも、そういう喫緊の課題があるというところに、どうして工夫やお知恵を出していただけないのかなというところなんです。

そのためにも、総務区民委員会でもお話しさせていただきましたが、総合戦略があつて、それを基に区は、いろいろな事業の進行状況チェックを、PDCAを戦略シート、1年間ごとに戦略シートで回しているわけですが、どこのページを見たとしても、ボールの使える場所の確保という言葉がないんですよ。でも、それは、絶対入れるべきなんですよ。そこに入れないから、あ、みどり公園課がやるな、スポーツ振興課がやるな、では学校のほうではこうやろうというところで、同じような課題をどうやってやっていこうかという工夫とかアイデアがやっぱり出てこないんですよ。今までの、従来の考え方ですしか、やっぱりそこが修正できていけないんですよ。

なので、ぜひ、そういったところは、例えば子どもの体力、学力の増強というところの総合戦略があるのであれば、しっかりとそこは、もう言葉として、ボールの使える場所の確保というふうに絶対入れるべきだと思います。それがやはり区民の方たちも、あ、文京区、これ頑張っているんだなというふうにやっぱり分かるじゃないですか。なので、これは、企画のほうになっちゃって、また同じ御答弁になっちゃうので、御答弁はあえてもういいんですけど、そういったことが大切ではないかなというふうに思っております。

以上です。

○浅田委員長 山田委員は、御自身の持ち時間を超過しました。約5分です。あとは、会派の中で調整をお願いいたします。

続きまして、金子委員。

○金子委員 まず、251ページの街路樹及び植樹帯維持です。

文京区は、決して街路樹がたくさんあるというわけじゃないというふうに思うんです。それで、令和4年度土木現況を見ますと、この予算書に載っている3,053本という植樹等の本数ですね、令和4年度は3,054本で1本減ってしまっているんですね。植樹帯の面積は若干10平米弱ぐらい増えているので、見合いでどうかぐらいの話になっているんですが、今、都市の緑という点でいうと、CO2排出削減だとか、ヒートアイランド現象の抑止という点で、遮熱舗装よりずっと効果あるというふうな話も若干お聞きしたりしますけれども、こういうのは、やっぱり文京区として増やしていくと、街路樹を増やしていくと、そういう方向性について、考えを聞いておきたいということ。

もう一点は、同様の視点で、ちょっと具体的な話なんだけれども、今、日医大の前の通りは無電柱化工事をずっとやっていただいていますよね。坂を下っていきますと、今度は不忍通りにぶつかって、不忍通りは今、あそこはちょうど拡幅工事が事業化されて、ずっと工事

をやっています、ただ、ちょうど日医大の坂下のカーブのアールが少し緩和されて、日医大側のほうの歩道が非常に広がって、空間が生まれているんですよ。ちょうどバス停の手前あたりなんですね。地元の方なんかからは、何年このままずっと放っておくんですかという声はよくあります。

だから、東京都や、道路管理者の区分というのは、それぞれ違うんだろけれども、そういうところとかと連携して、早めに緑を確保して、そういった空間を活用していく、緑で活用していくという方向も必要じゃないかなというふうに思うんだけど、そういう声なんかに応える方向というのは、区としては何か考えていることはあるのでしょうか。

○浅田委員長 村田みどり公園課長。

○村田みどり公園課長 まず、街路樹の整備につきましてですが、委員がおっしゃいますように、区内の街路樹、十分かどうかというところでいえば、多ければ多いほどいいというふうには認識してございます。ただ、区道として整備できるところ、可能な限り、都道なんかよりも狭い幅の植樹帯を設置したりとか、そういった工夫をしながら、可能な限り増やしていくということは努めているところでございます。今後も、当然、緑の保護条例、区、それから区民、事業者、それぞれができることを努力して緑を増やしていくという方針に基づいて、我々、努めてまいりたいというふうには考えてございます。

それから、不忍通りの拡幅事業中の部分の広いスペースというところでございますが、当然、都道になりますので、そういったことができるかどうかというところは、東京都のほうにお伺いを立てるとい形になりますけれども、基本的に、工事中のところはあくまで仮の状態、仮設の状態になるので、植えたはいいけれども、また工事の際に撤去するということになると、それは自然のCO<sub>2</sub>の発生についてちょっと課題があったりとか、そういった問題もあろうかと思っておりますので、一応そのあたりは、東京都のほうには、こういう意見があったということは伝えさせていただきたいというふうには思っております。

○浅田委員長 金子委員。

○金子委員 緑を増やしていく方向でぜひやっていただきたいと思うんですね。中山道でも今、無電柱化工事をやっていますけれども、あそこは街路樹がハナミズキですけども、当初、工事するとき木を伐採する計画だったのが、今、移植して戻すということで、東大農学部側からだんだん完了していますけれども、若干、木が戻りつつあるというふうなことも確認されておりますので、ぜひ緑を増やす方向を生かす方向で取組をしていただきたいことをお願いしておきたいと思っております。

それから、253ページの、今ちょっと触れた無電柱化事業とか、あと自転車通行空間で、ちょっとざっくりした聞き方になりますが、自転車通行空間のほうで聞くと、ナビラインや走行空間そのものを整備していく方向は、自転車活用推進計画が策定されて、取り組まれていると思うんだけど、到達はどのような状況なのかということを確認したいというのが質問です。

あわせて、またちょっと私がよく目に入るところで、先日、千駄木マラソンがありまして、不忍通りは、今、言ったように根津から日医大の坂下までは事業化されているんだけど、その先はまだ当然されていないわけですね。そうすると、自転車のナビライン、これは都道の話ですけれども、白い点々は書いてあるんだけど、白線も引いてあるんだけど、青いラインはないわけですね。

歩道のほうは、私、いつも言うんだけど、ど真ん中に歩道に電柱があつて、これまた人も自転車も走りにくいという、そういう環境があります。だから、これは交通安全の視点や、または自転車活用の推進という点で、いずれにしても、拡幅計画とは切り離れた形での様々な整備、手入れというのが必要になるというふうに、私、従来からお願いし、そしてその点については、第六建設事務所との協議をしますというようなことを時々建設委員会で答弁いただいたりしてきたんだけど、その点については、不忍通りの拡幅や安全対策、電柱の整備といった問題で、何か進展はあるのでしょうか。

○浅田委員長 村岡道路課長。

○村岡道路課長 まず、自転車通行空間整備についてでございますが、昨年度、自転車活用推進計画というものを策定しまして、自転車が安全かつ連続的に通行可能な自転車ネットワーク路線ということで、35.3キロの区道を選定し、令和10年度までにナビラインやナビマークを整備することとしております。

今年度末時点での整備率としましては、41.9%となっております。来年度、計画どおり工事が完了すれば、58.6%の予定となっております。

今後も計画的にナビライン等の整備については、道路工事等の改修機会などと合せまして、推進していきたいと考えております。

次に、不忍通りの拡幅や電柱等の移設についてでございますけれども、委員からもあつたとおり、私どもから道路管理者の東京都のほうには、以前よりお伝えしているところがございますが、なかなか進捗は思うにいけないということは聞いております。

電柱の移設につきましても、移設できるものについてはもう既に移設しているというふう



には聞いておりますけれども、今後も引き続き、区、都と連携しながら、要望をお伝えしてまいりたいと考えております。

最後に、不忍通りのナビマークしかついていないということについてですけれども、道路管理者の東京都のほうで、交通管理者の警察とどういう整備形態にするかというのは協議の上、決定しているものと認識しておりますので、区道も同じなんですけれども、協議の上でそういった整備方法になったものと考えております。

○浅田委員長 金子委員。

○金子委員 自転車活用推進計画は、安全で連続した整備ということで御答弁があったように、道路管理者の別とか、道路の拡幅とナビラインの整備という、そういうことは、それぞれ趣旨とか整備の計画というのは、それぞれ違うんだろけれども、道路はみんなくっついてるわけなので、ぜひ、前まで私たちがお願いしてきたような声というのは、住民の皆さんの声でありますので、第六建設事務所とも引き続き協議していただきたいし、その点については、改めてこの機会をお願いをしておきたいと、電柱の撤去の方向ですけれども、お願いをしておきたいというふうに思います。

最後に、259ページですけれども、目白台運動公園や肥後細川庭園、肥後細川庭園については、直営にするということでこの間報告がされております。そういう方向を私たちずっと求めてきておりましたので、この点については、直営でよりよい公園にということ。

それから、目白台運動公園については、様々な課題が指摘され、廃掃法違反などの事象も起きておりますので、全面的な検証と直営化を改めて求めておきたい。

公衆便所維持については、最後1点、この点だけちょっと聞きたいけれども、浅嘉町の交番トイレとか猫又坂のトイレというのは、非常に老朽化が著しくて、答弁は、道路拡幅の計画があるからできないということだけれども、そのままこれを放置するということになるんですか。これどうなんですか、きれいにする計画というのは早くやるべきじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

○浅田委員長 村田みどり公園課長。

○村田みどり公園課長 まず、肥後細川庭園につきましては、先ほど委員からもありました、1月の委員会で直営化という方向で報告させていただきまして、今回、次年度の予算を計上したところでございます。一定、直営化することで、逆に、指定管理者で行っていた様々なサービスができなくなるという面も、デメリットもありまして、今後、改めてまた民間の力を活用した管理を進めていくように検討していきたいというふうには考えてございます。

それから、目白台のほうにつきましては、今、廃掃法の違反というお言葉がありました、基本的にはその廃掃法違反という事実はなくて、そういった管理に不備な点があったというふうなことでは聞いてございます。このあたりは東京都のほうが事業者からヒアリングしながら、その評価をこれから行うというふうに聞いておりますので、そのあたり確認しながら、事業者がどういうふうに改善していくかというあたりは、確認してまいりたいと考えてございます。

それから、公衆トイレにつきましてですが、まず浅嘉町につきましては、確かに古いトイレでございまして、そもそも面積が6平米しかないところで、改修でバリアフリーといった対応、そもそも改築することが難しい状況になってございます。ここに関しまして、現在の建物を活用しながら、その中の部材を更新しながらという改築を今後検討していく形になるかというふうに考えてございます。

また、猫又に関しましても、今、お話がございましたように、道路の拡幅にあたっている状況でございまして、それが事業が進むときに完全に撤去しなければいけないとなると、丸々更新して使うということは現状考えにくいというところでございます。浅嘉町と同様に、部材の交換などを行いながら、活用していくものと認識してございます。

○浅田委員長 金子委員。

○金子委員 2つの公園のほうについては、目白台運動公園については、汚泥の投棄というのがあったわけなので、そのことは間違いのないと思います。

それで、ああいう日本庭園なんかを含む公園を整備する区の職員の職能ですね、これやっぱり育成するということは必要だということを申し上げておきたい。

それから、公衆トイレの今、挙げた2か所だけではありませんけれども、これだけ能登の地震の結果、トイレが大事だというわけですから、早くきれいにしていきたいということをお願いしておきたいと思います。

○浅田委員長 金子委員は、御自身の持ち時間を超過しました。あとは会派の中で調整をお願いいたします。

では続きまして、宮崎委員。

○宮崎委員 私からも1点なんですけれども、今、金子委員からも出ていました、259ページの(7)番、目白台運動公園のところについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

こちら、前年が5,869万円で、今年、指定管理料の増ということで、9,248万円計上しておりますけれども、目白台運動公園は、東側に1面、あと西に3面、計4面、テニスコートが

あると思うんですけども、こちらのテニスコート、ちょっといろいろ見させていただいても、座るところとかベンチとかもちょっと見当たらずで、夏など、先ほど山田委員からも竹早公園のテニスコートの件で出ましたけれども、本当に暑過ぎて、プレーしていた高齢者の方たちからそういった声が届いているということもありまして、フットサルコートのほうも東に2面あって、こちらは使う方は若い方が多いのかなと思って、でもこちらもそういったベンチなどは置いていない状況なんですけれども、特に高齢者の方たちなど、暑い上に、待っているとき座るところがなくて大変だという声が届いている点に関しましては、区のほうはどういった対応というか、考えているのか、ちょっと教えていただけますか。

○浅田委員長 村田みどり公園課長。

○村田みどり公園課長 目白台運動公園のテニスコートの座るところ、ベンチといったものですが、現状、区の設備として、地面に固定されたベンチ等は設置していない状況かと思えます。代わりに、指定管理者のほうで、移動が可能な仮設のベンチなどを置いて対応しているというふうには聞いてございます。

また、日陰に関しましても、ちょっと法令の基準の関係上で、屋根のついたものが設置できないという状況でございますので、そういった周辺の公園の樹木などの枝が陰になるようなことも考えながら、管理をしていくように指定管理者には伝えたいというふうには考えてございます。

○浅田委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。様々な事情があり、今の現状というところになるんですけども、多目的広場って大きなところには、屋根つきベンチなどがあるかと思いますが、今後、整備などをもししていく際、テニスコート、フットサル場をさらに快適に使えるような整備の検討もお願いできたらと思います。

どうもありがとうございました。

○浅田委員長 次は、では宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。

253ページの街路灯・保安灯維持のところでございます。1億800万円超の予算となっております。日頃から街路灯・保安灯についての維持をしっかりといただいていると思いません。ありがとうございます。

この中に、避難所誘導ソーラー灯32基というのがございまして、停電などのときも、このソーラー灯によって、避難所周辺の街灯がつくということで、区民の方の誘導につながるも

のだというふうにお伺いしました。

地域の方からお伺いした声で、二、三年前ですかね、本郷、本駒込辺りの停電があったときに、やはり夜だったということもあって、非常に怖い思いをしたということで、もしこうしたソーラー灯を、予算もあると思うんですけれども、地域の中に、災害時に備えて、拡充していただけると助かると思うんですけれども、お伺いしたいと思います。

○浅田委員長 村岡道路課長。

○村岡道路課長 ソーラー灯につきましては、平成23年度から平成25年度にかけて、避難所誘導ソーラー灯として、避難所となります区立小・中学校等の入り口付近に1基ずつ設置したものでございます。委員が御指摘の地域の中にソーラー灯を設置するということにつきましては、設置に係る経費が高額であることと、毎年の点検費用を要することから、ちょっと困難かなというふうに考えております。

具体的には、通常の街路灯、例えば支柱ですね、ポールの上に街路灯を設置する場合ですと、設置費用は1基当たり約75万円に対しまして、ソーラー灯は、設置当時の金額ですけれども、約190万円かかるものでございます。また、ソーラー灯につきましては、毎年点検を行っておりまして、必要に応じてバッテリーの交換を行うなど、年間約100万円をかけて点検しているところでございます。

したがいまして、区といたしましては、今、6,500基以上、街路灯がございしますが、適切に維持管理を行っていきまして、例えば不転倒の少ない街路灯の整備など、安全な道路環境の整備に努めていきたいと考えております。

○浅田委員長 宮本委員。

○宮本委員 はい、分かりました。大変に大きな経費がかかるということで、理解しました。ありがとうございます。

次に、同じく道路課のところですが、253ページ、私道下水施設工事費助成です。

私道の対応については、これまでも区では非常に手厚く助成もしていただいております。今回、来年度からは組織も編成していただいて、いくということでもございました。予算も少し上がっているというふうに聞いております。我々公明党も、度々私道の修繕の御相談をお寄せいただいております。ぜひ、より充実した取組にしていきたいと思っておりますけれども、どういった経緯で、どのように取り組んでいきたいのか、確認させてください。

○浅田委員長 村岡道路課長。

○村岡道路課長 委員の御指摘のとおり、来年度から私道補修や私道下水等に関する事業の担

当部署を創設いたします。目的といたしましては、区民等からの御相談や依頼等に対しまして、技術的にも人的にも、より迅速に対応していきたいという目的で設けたものでございます。

今後、私道の所有者の皆さんが日頃どういった点に注意して維持管理をしていくべきなのかですとか、整備する際どういった手順ですとか手続が必要なのかなど、分かりやすく周知啓発をしていきたいと考えておりまして、そのことによって、本事業の理解促進に努めていきたいと考えております。

○浅田委員長 宮本委員。

○宮本委員 はい、分かりました。ぜひ、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

最後に、259ページの公園再整備のところでございます。

これまでも区では、再整備に当たっては、地域の方々との意見交換、またアンケート調査などもしていただいて、そうしたお声を反映してきていただいたということございまして、私も何回か参加をさせていただいたことがあるんですけども、丁寧に聞き取りもしていただいていると思います。

ちょっと気になったのは、いろんなメニューを紹介していただいたりとか、そういった形もあると思うんですけども、区民の皆様にとって、なかなか意識がいかないんじゃないかなと思っていたのが、災害時の災害対応機能について、なかなか御意見がないなというふうに思っておりまして、ある意味、そうした点については、区のほうからお示しをしていただくことが重要なのではないかなというふうに思います。

今回、都市マスタープランの改定なり、公共施設等総合管理計画にも災害対策についても明記されていますので、そういった点について意見交換会の際にお示しいただくのが重要かと思っておりますけれども、お伺いしたいと思います。

○浅田委員長 村田みどり公園課長。

○村田みどり公園課長 再整備の際には、委員がおっしゃいますように、地域との意見交換会、その意見交換会に入る前には、利用者の方のアンケートですとか、そういった結果を基に、こちらからその結果を共有しながら、ここの公園にはどういったものをつくりましょうという提案をしながら、意見を交換しているところでございます。

災害の設備に関しましては、確かに地元の発意を待ってからの設置ということで、これまで進めていたところではございます。特にマンホールトイレですとか、そういった防災井戸については、そういったものが欲しいという声があって、設置していたところでございます。

今後、今回の能登地震の被害の状況なども踏まえて、こういった公園には、こういう設備もつけられますよという提案のほうを、区のほうからも行いながら、意見交換会のほうをやっていききたいというふうには考えてございます。

○浅田委員長 では続いて、上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。

土木費の3大テーマ、自転車、道路、公園については、総括質問で公有地拡大による道路の拡幅、公園の面積の拡大などをお願いしておりますし、区民費のほうで沢田委員から、竹早公園再整備におけるキャッチボール場の設置など、ボールが使える公園の充実をお願いしているところでございます。

253ページの区道無電柱化、自転車通行空間整備については、巻石通り無電柱化工事やその他コミュニティ道路の整備等については、計画がされている道については順調に進捗していると同っておりますので、感謝申し上げたいと思います。

255ページの自転車交通普及広報活動については、ヘルメットの助成も継続されるということです。先日、新聞報道で自転車事故死が8年ぶりに増えており、その9割がヘルメットをしていなかったとのことで、大事な事業ですので、引き続きの啓発をお願いいたします。

そこで、255ページ、放置自転車対策、自転車駐車場運営について、伺います。

特に、一時利用自転車駐車場の整備については、令和6年度は春日、本駒込などの駐輪場を整備されますし、これまでの自転車行政が奏功し、放置自転車撤去台数は目に見えて減ってきております。ありがとうございます。もちろん、放置自転車をさらになくしてほしいという思いもありますが、優先順位もあると思います。今後の公共施設改修等で既に整備が予定されている場所を除くと、私の実感としては、湯島地域などが特に一時駐輪場が少ないかなと思いますが、駐輪場が手薄な地域への新たな整備についてはどのようにお考えか、この1点だけ伺います。

○浅田委員長 福澤管理課長。

○福澤管理課長 自転車駐車場の整備につきましては、様々な機会を捉えて、皆様方が安心して自転車を止めて、道路場に止めないで、安心して止められるような自転車駐輪場の整備に努めているところでございます。なかなか土地がないというところもございますけれども、様々な機会を捉えて、駐車場の整備にこれからも努めてまいりたいと思います。

○浅田委員長 板倉委員。

○板倉委員 東京都の予算ですから、区の予算書の中には出てこないんですけども、関連と

例えば、253ページの神田川の橋梁というところに関わるかなというふうに思うんですが、神田川の護岸整備と併せて、橋梁の架け替えがずっとこの間行われてきたわけですけども、今度、白鳥橋が架け替えと護岸整備ということで行われるのですが、東京都の整備なので、なかなか文京区としては情報というか、そういうのがあまり来ていないのかなというふうに思うんですが、ただ、文京区民がああ場所を使うことですから、区としてもやっぱりきちっと情報を得ていただいて、住民の方々から寄せられた要望をきちっと東京都に伝える窓口というだけではないと思うんですね、文京区が関わるものですから、その辺は東京都とのあれでどういう対応を今しているんでしょうか。

○浅田委員長 福澤管理課長。

○福澤管理課長 東京都とは、私ども定期的に連絡会などで意見交換というようなこともやっております。この白鳥橋の工事についても、先だって第六建設事務所のほうと話をしまして、私どもとしては、地元住民からはこういう意見が出ていますというようなこともしっかり伝えさせていただいております。

また、今回、白鳥橋の工事に当たって、住民説明会も都のほうで実施したということです。そちらのほうについても、事前に東京都のほうから、こういう形で住民説明会を行いますということで、私どものほうにも連絡が来ておりますので、今後もその工事に当たっては、東京都と連携をして、しっかりと区民の声、要望等は伝えていきたいというふうに思っております。

○浅田委員長 板倉委員。

○板倉委員 あの橋は、多くの文京区民は使わないかもしれないんですけども、あの地域の方々にはやはり重要な橋なんですね。私はちょっと説明会に出られなかったので、意見を申し上げる機会がないので、やっぱり区を窓口として、住民の皆さんの声、今、おっしゃってくださったんですけども、そこは積極的に発信もしていただきたいと思うんですね。

それはなぜかという、昨年の10月頃からもう工事は、その前からかな、もう工事に既に始まっているわけですよ。それで、実際には橋が使えなくなる期間が4年ほどあるんですね。その間、白鳥橋を通るバス、小滝橋へ行くバスなんですけれども、小滝橋から上野公園に行くには差し障りないんですよ、新白鳥橋を使うので。けども、上野公園から小滝橋に向かうと、大曲のところから今度1回飯田橋のほうまでずうっと川に沿って行って、新隆慶橋を渡ってまた戻る、そういうルートになるんですね。そうなってくると、バスの時刻表なんかも変わってしまうのかなというふうに思いますし、やっぱり生活に直接関わってくる問題で

もありますから、その辺は区としてもきちっと東京都から情報を得ていただいて、発信していただきたいんですね。

この間見ますと、もう来年度早々には、橋も通れなくなっていくようですけれども、例えばバス停だとかに、今度こういうふうになりますよとかという案内なんかも東京都から出していただきたいということと、バスの中にもこういう迂回ルートになるんですというような案内もやっぱり出していただきたいと思うんですね。

今まで神田川の橋の架け替えについては、文京区が関わっての橋の架け替えでしたから、そういう点では、区は、当たり前ですけども、情報発信もしていただいて、やっていただいたわけですけども、この白鳥橋については、ぜひ同じような形でやっていただきたいと思うんですよ。

それで、この間、橋の架け替え、ずっと華水橋から中野橋に向けて、橋の架け替えをしてきたんですけども、結局、工事期間を示されても、大体、橋の工事って、1年延びるんですよ。1年以上延びるんです。だから、そういう点も含めて、とても不便な期間が長くあるという点では、東京都任せにしないで、ぜひ、文京区としても、当事者としてやっぱり関わっていただきたいというふうに思いますので、部長さん、首を振っていますけれども、ぜひ、そのようにお願いしたいと思います。御答弁をお願いします。

○浅田委員長 福澤管理課長。

○福澤管理課長 東京都とは、この橋の工事については、定期的に進捗状況等を報告していただくことになってございますので、そういったところで区のほうで把握した場合には、それをまた区民等にお知らせをしていきたいというふうに考えてございます。

それから、当然、東京都のほうも、この工事を始めるに当たりまして、様々なところに影響が出るというところは考えているというところでございます。都バスですとか、それから橋の行き来の問題ですとか、そういったことについては、東京都のほうもこれから十分に地域の方々等に知らせるというふうに思っておりますし、私どももそういう情報があれば、区民の方にお知らせを今後もしていきたいというふうに思っております。

○浅田委員長 板倉委員。

○板倉委員 白鳥橋に面した住民の方々だけではなくて、バスを利用する人たちは、ずっと関口一丁目の奥のほうの人たちもみんなバスを利用するわけですから。そういう点では、周知です、東京都に代わってでも、丁寧な周知をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。



○浅田委員長 以上で、8款土木費の質疑を終了いたします。

続きまして、9款資源環境費の質疑に入ります。

事項別明細書の260ページから267ページまでの部分です。

財政課長の説明を求めます。

進財政課長。

○進財政課長 それでは、9款の御説明をいたします。

260ページをお開きください。

9款資源環境費、1項環境対策費、1目環境総務費1億6,033万8,000円でございます。

262ページをお開きください。

2目環境対策推進費1億8,249万8,000円。2番の(3)新エネルギー等利用促進事業、補助金の拡充による増でございます。

3目公害対策費3,540万4,000円。1番の(1)公害防止指導、アスベスト調査等の実施に伴う増でございます。

2項リサイクル清掃費、1目清掃管理費14億184万3,000円。265ページの5番の(1)清掃一部事務組合分担金、実績による増でございます。

264ページを御覧ください。

2目清掃事業費23億6,847万1,000円。2番の(2)収集運搬作業費、会計年度任用職員の勤勉手当等に伴う増でございます。

3目リサイクル事業費2億975万4,000円。267ページの1番の(1)資源回収、プラスチック分別回収に係る普及啓発事業の実施に伴う増でございます。

9款の説明は以上でございます。

○浅田委員長 それでは、御質疑のある方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。

それでは、山本委員、お願いします。

○山本委員 資源環境費、267ページ、リサイクル事業費だと思います。

度々、私もお聞きし、質問をさせて、要望させていただいているところでございますが、いわゆる資源回収のコンテナの回収等についての質問なんですけれども、もちろん、もう御存じだと思いますけれども、様々な団体、また町会・自治会から御要望があるというふうに思っていますけれども、昨今、町会や自治会のほうも、資源回収のコンテナが出し入れをすることが非常に困難な状況になってきたということをよくお伺いしておりまして、その辺は、

区のほうも状況を現在はしっかりと捉えられているというふうに認識しているんですけども、先行自治体、23区でいえば、今、6区ですかね、7区ですかね、文京区以外に、そういった資源回収のコンテナを事前に設置し、そして回収してくれるということを始められたというふうにお聞きしております、私も先般、そういった清掃に関する組合の東京都の説明会にも出席させていただく中で、実は文京区と隣接する豊島区では、もう既に始められているということですが、いろんな大きなハードル、課題があることも認識しているんですけども、各区の取組状況が進んできている中で、隣接する豊島区さんも始めておられますので、文京区も、ぜひ、この問題に対しては積極的に取組を進めていかなくはいけないというふうに思っておりますけれども、他党派からの質疑等も聞いている中で、ある程度取組状況は聞いておりますが、改めて現在の取組状況を聞かせていただければというふうに思っております。

○浅田委員長 岩田文京清掃事務所長。

○岩田文京清掃事務所長 御質問いただいた資源回収の時点でのコンテナのお話かと存じます。

総括質問のほうでも部長のほうから回答させていただいているところではございますが、コンテナの設置回収に関しましては、現状は区民の皆様にお手伝いいただいているところがございます。区としては、この回収方法を始めた当初から、区民の方と区と回収業者と三位一体となって取り組んできたところがございます、このまま続けていきたいという認識でございます。

ただ、委員の御指摘のように、地域地域によっては、いろいろな御意見をいただいているところは存じてございます。その部分につきましては、清掃事務所のほうでふれあい指導班というのがございまして、そういうので、一つずつ、お電話いただいて相談に行って、どういう状況か確認しながら対応させていただいているところがございますので、これからも利用者の負担の軽減が図れるように、一つずつ丁寧に対応してまいりたいと考えてございます。

○浅田委員長 山本委員。

○山本委員 一つずつ丁寧にやっておられることは、別の意味で、ごみの集積場の問題だとか、個別収集の問題だとかということに関しても、区民の方は結構シビアに悩まれている方が多いんですが、所長が言うように、個別で本当に相談に乗っていただいているということは、私も承知してございまして、感謝をしているところがございます。これからもお願いしたいというふうに思っておりますが、今回のコンテナに関しては、もう少しいいお答えを、踏み込んだお答えをいただきたいなと思って質問させていただいているんですけども、もう一回戻

しますけれども、いわゆる何でもそうですけれども、隣接区で始めると、だんだん包囲網が狭まってきて、過去には子どもの医療費の無償とかありましたけれども、文京区も後でやりました。そういった流れがあるので、ぜひ、もうちょっと、恐らくやられていると思うんですけれども、町会・自治会のやり取り、今現在の状況、どれくらいまで進んでいるのか、教えていただけますか。

○浅田委員長 岩田文京清掃事務所長。

○岩田文京清掃事務所長 委員の御指摘のように、近隣区、例えば豊島区さんとか台東区さんですかね、事前に始められているという話を聞いております。また、委員の御指摘のとおり、大塚六丁目とか本駒込の辺りとか、御意見をいただいているところでございます。それぞれのところで御意見をいただいた中で、先ほども申しましたけれども、それぞれ個別にお伺いするふれあい指導班というのを持っておりまして、話をしに行っております。その中においては、一部地域においては、御意見をいただいた中で、こういう状況ですよとお返しをしたところで、え、そうなのというようなところもありまして、今、そこはちょっと話はしているところですので、一つずつ丁寧にやっけていける中では、少し時間はかかってしまうのかもしれませんが、そこは全部一体でやっけていくというよりも、個別で一つずつ対応させていただければと考えてございます。

○浅田委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。課長のその言葉の裏にしっかりと強い思いがあるということをお私に酌み取らせていただきましたので、これは個別ももちろんですが、そういったある程度大きい枠組みの中での御要望ということで、ぜひ捉えていただきたいと思うのと、やっぱり町会が区とまたいでいるんですよ、本駒込の町会は。だから、そういった問題もありますから、ぜひお酌み取りいただいて、早急に清掃担当事業者や職員の人たちともしっかりと議論をして、恐らく、私、実は聞いていますので、できるというふうに聞いておりますので、ぜひ早急な対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○浅田委員長 では続きまして、沢田委員。

○沢田委員 私からは、263ページ、9款、1項、2目の環境対策推進費、2番、地球温暖化対策推進事業について、伺ひます。

これからの区の方針は、次世代に見える、そしてつなげる気候変動対策ではという質問です。

まず、東京都は先日、脱炭素化の加速に2,228億円をかけると予算案で表明をしました。文京区はどう加速するおつもりか、伺います。

○浅田委員長 橋本環境政策課長。

○橋本環境政策課長 文京区におきましても、国の政策、東京都の施策、そういったものと共同しながらますます加速するように、次年度以降、施策を進めていきたいと考えてございます。

○浅田委員長 沢田委員。

○沢田委員 そんなことは当然分かっているんですが、気候変動対策ですので、区民の納得感が大切だと思うんですね。ですので、東京都のように加速が見える形で進めていただきたいというお話なんです。

もう一点なんですが、今のやり方が、意思決定の場に子どもや若者が参加していないので、次世代につながっていない問題があるんですね。子どもたちに身近な対策という点では、学校のゼロエミッションが重要だと思うんですが、来年度には公共施設等総合管理計画が改定されて、学校施設のZEB化の推進が明記される予定ですが、今後、改築に入る学校の設計仕様は、原則ZEB基準ということでよろしいのでしょうか。

○浅田委員長 猪岡政策研究担当課長。

○猪岡政策研究担当課長 委員からお話がありましたとおり、本年度の改定の中で、ZEB化の推進について明記しているところでございます。来年度以降、そのZEBの中でも様々な基準がございますので、こういった形のZEBにするかというところを議論してまいりたいと考えております。

○浅田委員長 沢田委員。

○沢田委員 様々な基準があるのは分かっているんですけども、ぜひ、ZEBですね、つまり100%を目指していただきたいわけです。なぜかというと、東京都は、水素エネルギーの普及拡大やペロブスカイト太陽電池の実用化にも取り組むと今回表明しているんです。特に、このペロブスカイト太陽電池は軽量ですし、フィルム型やガラス型もあって、校舎のZEB化が格段に進むわけですね。これは当然、遠く離れたメガソーラーで発電した電気を使うより、ずっと子どもたちにも身近になるわけです。

あと、身近な対策というと、給食残菜の堆肥化もありまして、区内でも過去にモデル校で実践をしたが、維持管理の負担や堆肥の活用先の不足で中止したと伺っているんです。今なら、地域学校協働本部で地域と共同管理できますし、堆肥の活用方法だって、地域に広く募

集をできるわけです。しかも、昨今の脱炭素ビジネスの進展で、堆肥化技術も向上して、ソーラーエネルギーで攪拌作業を自動化した新しい処理機もあるわけです。現在、区が進めようとしている家庭用生ごみ処理機の啓発にもなりますし、幅広い層の住民が学校運営に関わるインセンティブにもなる。つまり、これから改築設計に入る千駄木小学校や文林中学校以降の学校では、ぜひ、ペロブスカイト太陽電池など、ZEB化も含めて採用していただきたいと思います。

最後に、1つだけなんですけど、子育て世帯は、転入先を通わせたい学校で選ぶとも言われています。つまり、学校づくりの協議の場は、新旧住民をつなぐまちづくりの起点にもなるということなんです。今回のように子どもと学校を中心に希薄化した地域のつながりを取り戻す試みは、ぜひ全庁を挙げて取り組んでいただきたいと思います。要望です。

○浅田委員長 それで終わりですね。はい。

では次は、依田委員。

○依田委員 私からは2点です。1点目は、265ページの普及啓発費の中に入っている、プラスチック分別回収事業に向けた区民周知なんですけれども、これをまずどのような規模で行うかということ伺いたいんですが、なかなかプラスチックのリサイクルに向けた分別収集、区民目線ですと非常に大変でして、プラマークがついている容器包装は、当然、分けてリサイクルに回してくださいというのがまず1点あると思うんですが、それきれいなままということはほぼあり得ないわけで、汚れを落としてくださいということになると思うんですけれども、どの程度の汚れを落とせばいいのかとか、落ちない汚れはどうすればいいのかみたいなところ、かなり曖昧な部分がありまして、非常に区民目線では分かりにくいところがあるのかなと思います。

それからあとは、全部がプラスチックでできているものは、そのプラマークがなかったとしても、リサイクルに回してねというのがまたあると思うんですけれども、これも最初から全部プラスチックでできているものは簡単なんですけど、多少ばらすとプラスチックだけ取り出せますよみたいなのがあって、ボールペンをどうするみたいなこととかもあったりして、非常に複雑であるということがあると思います。

前、建設委員会でも御答弁がありましたけれども、必ずしも100%の区民が、できない人まで含めて、無理やり参加するということではないというような趣旨の御答弁はありましたけれども、無理やり参加すると、逆に回収されるものの質が下がって、リサイクルが成り立たなくなるというところもあるとは思うんですが、そうはいっても、周知自体は区民に幅広

くやって、なるべくしっかり参加してもらってというところが制度の趣旨ではあると思えますけれども、取りあえず、まずこの周知の方法、どのようにやっていくかというところを教えてください。

○浅田委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 今、委員がおっしゃいますように、このプラスチックの分別回収事業を実施するに当たりましては、区民の皆様の御理解と御協力があってこそのものだと考えております。ですので、周知に当たりましては、地域活動センターの管轄9地域での説明会や、区報、SNS、そういったものを使えるものは全て使って周知を行っていきたいというふうに考えております。

また、今、委員がおっしゃいますように、非常に、どういう状態でプラスチックを出していいのかということとは分かりにくいというのは、一昨年行いましたモデル事業の地域でも、そういったお声はいただいております。また、先行自治体でも、様々そういった御意見をいただいているということの情報は、こちらでもつかんでおりますので、そういった分かりにくいところをより分かりやすい形で周知をしていきたいというふうに考えております。

○浅田委員長 依田委員。

○依田委員 他区では、何か動画を作っているところもありましたし、あとは、地域地域の説明会も、ごめんなさい、今、おっしゃられたのだと、どのぐらいの回数を開かれるのか、全部でどのぐらいの規模なのかというのがちょっと分からなかったんですが、伺いたいんですが、かなり細かくやっているところもあると思うんですが、もう一回、もう少し詳しく教えていただけますか。

○浅田委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 すみません、今、どれぐらいやるかというのは、実際どうかはあなんですが、予算上は説明会を100回ほどやる予定をしております。これについては、当然、夜間の開催というもので、それぐらいを考えておまして、そのほかにも昼間、職務時間中にも当然行いますし、こちらが予定しているもののほかに、町会等個別に説明会をしてほしいということがあれば、そういったものにもお応えしていきたいというふうに考えています。

○浅田委員長 依田委員。

○依田委員 地域での要望に応じて、またそれで個別に説明も来てくれるとなれば、それはありがたいことです。あとは、広報資料をどうするかというので、多分、私が見たのでは、動画のやつが一番分かりやすかったかなと思うんですが、そういったこともいろいろ御検討

していただければと思います。

次は、263ページの地球温暖化対策推進費の地球温暖化対策の推進のところなのですが、これは総括質問の中にもあったかと思うんですけれども、宅配ボックスに関する助成を検討していきますということがたしかあったと思うんですが、これの規模感みたいなのを伺いたいんですが、東京都も来年度の予算に、区市町村との連携による環境政策加速化事業というのを新規で24億円つけておまして、これは宅配ボックスなんかにも使えますよというふうに聞いております。ちょっとそことの関係も含めて、どのように検討されているか、教えてください。

○浅田委員長 橋本環境政策課長。

○橋本環境政策課長 宅配ボックスにつきましては、答弁でもお答えさせていただいたように、現状、最も注力しております新エネルギー、省エネルギーの助成事業、それについて、来年度さらに拡充していくというところで考えておまして、その中で、宅配ボックスについてはどんなことができるのかというのは、ちょっと検討はしたいと考えております。

○浅田委員長 依田委員。

○依田委員 分かりました。東京都のほうもわざわざ宅配ボックスにも使えますと言っているので、それなりに推しているのかなと思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。以上です。

○浅田委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 すみません、先ほどの委員の、周知についてなんですが、動画もこちらのほうでは作ることを予定しておまして、モデル事業でいろいろ御協力をいただいた、目白台の町会の方々にも出ていただいて、区民としてどういった意見があるとか、こんな取組をしていたということで、区民目線で、より分かりやすい説明をしていきたい、周知をしていきたいというふうに思っておりますし、また、パンフレットを作成しまして、全戸配布などもする予定でおります。

○浅田委員長 では次は、金子委員。

○金子委員 263ページの有害鳥獣対策とかになると思うんですけれども、先ほど湯島のネズミ対策、保健衛生のがありましたけれども、個人で、ネズミが出たとか害虫が出たときに区のほうに相談すると、専門の業者さんを派遣してくれて、点検してくれるという事業をやっていますよね。やっていて、そこまでは区との委託関係でやっているんだけど、昨年の年末に、その点検は終わったと、で、ネズミがいるというふうになったと、そのときは。点

検は区の事業でやったと。その後、駆除の作業をやりましょうというふうになって、それは契約したんですよ。だけど、そのときの見積りが、粘着板500枚、床下と、たなおろというんですか、1階と2階の間、それから天井裏に入れて、500枚を入れ、総額30万円をちょっと超えるぐらいの見積りで、年内にお支払いということになった事例が起きました。

それで、私、この業者さんがおかしいと思ったのは、まだ業務が全部終わっていないんですよ、だから見積りの段階での値段で請求が出るとこういう事例で、これ指摘をしたところ、請求は引込んで、当然、例えば粘着板500枚だけの見積りについていいますと、実績を報告して、生産があって、それで実績に基づいて請求するというのが普通のやり方ですよ。こういう手順が取られていないということについては、改善をするということで、そういう事例がありました。

私が聞きたいのは、点検までは区の公共事業だと、そこから先は民々の契約だと。確かにそれはそれで整理はつくけれども、しかし、一連の行為であって、こういう見積りと請求、それから業務の報告、こういうものがきちっとやられていない業者がいるということは、今日、お伝えしておきますので、こういう点についての見解を聞くということと、これは民々の契約についてだから、どこまで言うかというのはあるけれども、しかし、少し荒っぽい数字の出し方だと思いますので、改善をすべきだというふうに思うけれども、いかがですか。

○浅田委員長 橋本環境政策課長。

○橋本環境政策課長 区のほうで行っておりますのは、アライグマ、ハクビシンの防除についての相談でございます。この相談を受けて伺ったというところでございますが、結果はネズミだったというところで、そこから先は区のほうでは関知できないところにはなってございますが、やはり相手の心情を考えますと、区から派遣された業者だからというところで、一定の安心感とかそういったものは持っている。そういうところにもし付け込むような、そういった営業というのは、やはりこちらとしては大変遺憾でございますので、そういったところについてはないように、やはり契約の年度の最初にそういったことの話も契約業者としながら、そういう勘違いがされないような、そういったところの区の仕事というところは注意して、実施してまいりたいと思っております。

○浅田委員長 金子委員。

○金子委員 では、それはよろしくお願ひします。勘違いされやすい見積書、契約書を使っているんですよ。見積書と契約書が一体の書式で、そこに公共事業って、丸をする欄もあるんです。公共事業って丸をして、それは終わり。その先は、民々の契約って。これは一つの書



式でそうなっているのね。だから、見たら、一体、公共事業なのか民々の契約なのか分からないという、そういう書式になっておりますので、そういう点も含めて確認をしていただければと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○浅田委員長 次は、岡崎委員。

○岡崎委員 257ページのリサイクル事業費の1の資源回収、先ほど依田委員からもありましたけれども、来年1年間かけて、プラスチックの分別回収を周知していくというお話なんですけれども、これは結構大変な作業だと思いますよ。なかなか周知しただけでは協力してくれないですよ。本当に積極的にもっと知恵と工夫をしてやらないと、文京区民の方、環境に対する意識は高いといっても、これは結構な労力もかかりますし、さっき依田委員も言っていましたけれども、どうやって分別したらいいのかというのもほとんどの方が分かっていない。労力がかかるというような感覚のほうが多いと思いますので、これはなぜ分別をしていくのかということも、やっぱりしっかりそういった形で周知していかないと、ただ令和7年度からプラスチックの分別回収をしますというだけでは、もう惨たんたる結果になるのではないかと非常に僕は危惧しているんですけれども、ぜひとも、よろしくお願ひしたいと思います。答弁はさっきいただいたからいいです。

あと、(4)の食品ロス対策なんですけれども、本年度からいわゆるフードシェアリング事業として、タベスケが始まって、私も登録させていただいております。食品ロスにとっても期待しているところなんですけれども、幾つか、そんな毎日じゃないですけれども、ちょこちょこ見るんですけれども、商品が出てこないんですよね、なかなか。今、どのくらいの店舗で、どのくらいの人が登録しているのか、お聞きしたいと思います。

○浅田委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 タベスケの御登録ありがとうございます。今、登録されている店舗につきましては20店舗、利用者の方の登録は830名となっております。

○浅田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 20店舗の830名、登録しているお店も結構あるんですよ。僕が見ているときになかなか出てこないのか、そうなのか分からないんですけれども、そういった声は出てきていないですか。また、ちょっと課題などあったらお聞かせいただければと思います。というか、このフードシェアリング事業がうまくいっているのかどうか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○浅田委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 このフードシェアリング事業につきましては、特に大きな課題というものはなく、進捗しているものと考えております。

また、委員がおっしゃいますように、20店舗あるんですけども、なかなか商品が出てこないということが一つございます。出てきても、パンとかそういったものが出てきますと、割と早く売れてしまって、今、上がっているものは、ビールだけというふうな状況です。

私どもとしましては、そこに食品が上がってこないで、食品ロスはないものと、いいほうに考えているところもありますが、確かに御登録いただいているユーザーの方にしますと、そこに何も食品が出てこないということは、あまり面白くないなというような御感想を持たれる方も多いかと思いますが、そういったところについても、今、登録されている20店舗を中心に、もう少し何か出していただけないかというようなことで、周知に回っていききたいというふうに考えておりますのと、今も、ぶんきょう食べきり協力店とかソコチカラなどの登録している店舗にも周知をして、登録していただけるようにはお話はしているところですので、そういったこれから新たな店舗についても登録していただけるように開拓していきたいと考えております。

○浅田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 出てこないから食品ロスはないとは言えないと思うんですね、そこは。食品ロスは、結構僕はあると思います。だから、そこをどうやってここに登録していただくかというところのほうに持っていかないと、食品ロスはありませんというのは、ちょっと違うかなと思いますので、これも今後どうやったらうまく回転していくかということも踏まえて、御検討していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○浅田委員長 では次は、宮崎委員。

○宮崎委員 私からは1点、263ページの環境対策推進費の4番、地域美化活動について、お聞きいたします。

こちらに関しましては、公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例、同条例施行規則等に基づき、喫煙マナーの向上及び地域環境美化を促進するため、地域と共同した啓発活動及び巡回指導を行っていくということなんですけれども、こちら、2021年4月に健康増進法の改定によって、区だけでなく、全国各地の喫煙所の状況も含んだ、喫煙者の喫煙環境にもこちら大きく変化が起きました。それまでは、多くの飲食店、そして喫茶店やカフェや、あとカラオケ店など、それまでは比較的喫煙をしやすい環境だった場所も、助成金等を活用して、店舗内に喫煙所を造るようにする流れが主流になっております。

そうした流れになってきている中でも、いまだに路上喫煙が問題になっております。以前にも地域の方から、区内のある大学内の喫煙所が撤去されてしまって、その大学に通う大学生の方たちが大学周りの路地裏等で喫煙をされていて困っているの、どうにかできないかという御相談を受けたりしました。そのときは、区の環境政策課さんにいろいろと御協力もいただけて、対応もしていただいて、その大学に働きかけなども行っていただけたことは、本当に感謝しております。

○浅田委員長 宮崎委員、申し訳ない、3時になったので、ここでちょっと切らしていただきます。で、3時30分から再開、宮崎委員のその途中からの質問になります。申し訳ないです。

午後 3時00分 休憩

午後 3時30分 再開

○浅田委員長 それでは、予算審査特別委員会を再開いたします。

先ほど開催した理事会におきまして、委員会の今後の進行について協議が行われました。協議の結果、質疑時間について、当初、委員長からお示しした1人当たりの持ち時間のまま進行することが確認されましたので、御報告申し上げます。

それでは、宮崎委員の質問の途中からお願いいたします。

○宮崎委員 先ほどの続きになりますが、文京区は「文の京」として、多くの教育機関、そして大学等がある地域です。私が前に対応させていただいた路上喫煙に関する件も、現段階では、その大学とその近辺地域の一つの問題として捉えることかもしれません。ただ、今後、世の中の喫煙状況も刻々と変わり、今回のケースのような問題が区内のほかの大学、もしくは大学ではなくても、新しく越してきた団体や企業などが今回と同じような環境になってしまって、新たな問題が出てくるかもしれないとも危惧されます。

ここで、質問なんですけれども、区道での路上喫煙に関しましては、電柱や歩道にステッカーを貼っての周知や、あと巡回指導等での対応はしていただいていると思いますが、文京区内の区道以外での路上喫煙に対しての対応は、どのように今、対応しているのか、お聞かせください。

○浅田委員長 橋本環境政策課長。

○橋本環境政策課長 区道以外、公道以外の例えば私道ですとか私有地ですとか、そういったところの対応でございますが、そういった部分は、区が禁煙という制限をかけることはできませんので、現在の条例では、迷惑行為のないように配慮することということにしております。その趣旨の下で、主にマナー巡回の指導員が、苦情等があればそこに向かいまして、趣

旨を説明して、注意・指導をさせていただくというようなことをしております。

また、周知看板、そういったものも状況に合わせて無料で配布しておりますので、そういったものも利用させていただくというようなことをさせていただきます。

○浅田委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。そうですね、区道以外の場所だと、そういった条例の関係でもそういった対応になっていくと思いますけれども、そういった様々な対応をさせていただいて、本当に感謝しております。

もう一つの質問なんですけれども、区内での路上喫煙を減らすなど、喫煙マナー向上のために今後どこに力を入れていくのか、それを最後にお聞かせください。

○浅田委員長 橋本環境政策課長。

○橋本環境政策課長 路上喫煙対策、喫煙マナーの向上と、そういったものにつきましては、周知や啓発活動といったものが重要だと考えてございます。先ほど申し上げた喫煙マナー指導員が区内を巡回して、注意・指導を行っているところですが、特に駅前周辺とかそういうところにおいては、地元町会ですとかそういったところの協力を仰ぎながら、そういった喫煙マナーの向上や地域美化活動の推進に努めているところでございます。

また、マナーアップ活動という自主的な取組を支援する事業もございますので、そういったことを併せて、また巡回指導員の指導の仕方の工夫なんかも今後もしながら、より一層そういったところで理解を得られるように活動をしていきたいというところを来年度特にしっかりと行っていきたいと考えてございます。

○浅田委員長 宮崎委員。

○宮崎委員 ありがとうございます。私も前、この問題に対して取り組んだときは、路上喫煙の問題、そして各地域の方々と路上喫煙を実際にされている方とのそういった関係性なども見て、本当に難しい問題だと感じました。喫煙でも禁煙でもなく、分煙をしっかりと行っていくことで、喫煙者も禁煙者もお互いの主張、立場を押しつけ合うような状況が起きないようにしていくことも大事かと考えます。今後も、今、課長が言われたような、区内における路上喫煙を含めた受動喫煙の防止強化を、ぜひとも今年度の取組で行っていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○浅田委員長 では次に、宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。

初めに、今、宮崎委員の質問された地域美化活動のところの屋内喫煙所設置費助成についてですが、来年度は686万円の予算ということでございました。歳入のところ、特別たばこ税が来年は約7,000万円増が見込まれているということで、ある意味、たばこを吸う方のおかげでいいですか、そういった予算がありますので、一般財源として使わせていただくということになります。そういった意味でも、やはり吸う人、吸わない人がよい関係で共存できるように、この屋内喫煙所設置費助成の事業については、しっかり強化をしていっていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか、意気込みをお伺いしたいと思います。

○浅田委員長 橋本環境政策課長。

○橋本環境政策課長 屋内喫煙所につきましては、今年度、何とか2件、新規の物件を成立させることができました。来年度に向けましては、さらに賃料が補助できる重点地域、これの拡充を今検討してございますので、そういったところにも注力しながら、より一層新規の屋内喫煙所の設置というのを目指してまいりたいと考えてございます。

○浅田委員長 宮本委員。

○宮本委員 ありがとうございます。ぜひ、よろしく願いいたします。

続いて、ちょっと戻るんですが、地球温暖化対策推進事業のところでございます。

これまでも様々取り組んでいただいております。来年度は様々な購入助成を拡充していただくことで評価しております。総括質問でも取上げさせていただきました。

先ほど沢田委員が少し引用していたペロブスカイト型の太陽電池については、国も今、国策として力を入れていますし、東京都も来年度も社会実装の実験をしていくということで、非常に技術が高いということでございますので、これについては、自治体としてすぐにできることも少ないとは思いますが、しっかり注視をして、何か手挙げとか、分かりませんけれども、何かそういった国からも都からも何か示すものがあれば、しっかり挑戦していただきたいと思っておりますが、見解をお伺いしたいと思います。

○浅田委員長 橋本環境政策課長。

○橋本環境政策課長 ペロブスカイトにつきましては、やはり以前より大変注目しておる新技術でございます。文京区のような特に都心部の地域におきましては、やはり建物が密集しておりますので、そういった太陽光のポテンシャルというのは、地方に比べれば非常に低い部分でございます。そういったところでも、壁に貼れたりとかそういった自由度の高いペロブスカイトというのは、そういったところに非常に活躍できる余地が大きいんじゃないかなと思っております。

現在、東京都においても、共同実験のようなことをしていますし、他区でもそういうことをしている区もあるようですので、そういったところの情報をしっかりと集めて、今後もしっかりと研究してまいりたいと考えてございます。

○浅田委員長 宮本委員。

○宮本委員 ぜひ、よろしく願いいたします。技術が非常に速いスピードで進んでいまして、中国に負けないようにということで、今、国でも進めていますので、よく注視していただきたいと思えます。

続きまして、265、267ページの清掃事業、リサイクル事業のところでございます。先ほど山本委員から、地域の清掃集積所での区として何かできないというような質問がありまして、私どもの地域でも、やはり当番が出せないという、高齢化や共働きが進んでいるということで、そうしたお声もありまして御相談をいただいたりしております。その都度、清掃事務所の皆様に御相談して、丁寧に対応していただいて、個別収集などもして対応していただいているということもございます。ありがとうございます。

先日、地域のアパートの大家さんからちょっと相談を受けまして、そのアパートの大家さんは、アパートのごみ収集所がそのアパートの中にないので、地域の集積所に出しているそうなんです、そのアパートの住民の方が。出しているがゆえに、アパートの大家さんに、その担当者を出してくれというふうに地域の方から言われて、その大家さんは人を雇って、毎回有償でその当番を出しているという取組をしているということでもございました。初めてのケースで私は驚いたんですけれども、ある意味、こうした取組を区でも実施していくということが有効ではないかなというふうに考えますけれども、いかがでしょう。

○浅田委員長 岩田文京清掃事務所長。

○岩田文京清掃事務所長 一つのアパートの大家さんが有償でごみを整理される方ですかね、を雇ってられるという案件でございますが、清掃事務所といたしましては、収集をする仕事がメインでございまして、そこに対して、それぞれ個別のアパートごと、町会もしくはその集まり、それぞれの事情に対して、そこまでアプローチというのは現在かけてございません。ただ、そこにアプローチをかけるというより、先ほどの御回答とも少し重複するんですけれども、御相談があったときには、丁寧に話を聞きながら、ではこういう場合はどうしていかうとか、御高齢の方だけであつたらどうしていかうとか、そういうふうな形で丁寧に回答させていただいております。

○浅田委員長 宮本委員。

○宮本委員 はい、分かりました。引き続き、ケース・バイ・ケースで対応をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

最後に、267ページのリサイクル事業のところでございます。

令和7年度にプラスチックごみの分別回収を目指して、来年度は周知啓発などに取り組まれるということでございますけれども、一方で、今、毎年夏場、非常に暑い時期がこの数年続いていまして、ペットボトルがかなり多くなって、ごみとしても増えているというふうにお伺いしております。自治体によっては、このペットボトルの活用を、特に夏場ですね、減らす目的で、マイボトルを推奨して、地域の活動センターなどに給水所を設けたりして、マイボトルの推進をしている自治体などもございますが、区としても、こうした取組を参考にさせていただいてはいかがかと思っておりますけれども、お伺いしたいと思います。

○浅田委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 マイボトルの活用につきましては、今、委員がおっしゃいましたように、ペットボトルの排出を抑制できるということで、非常に有効なものだと考えております。また、そういった給水施設を設けることで、夏場の熱中症対策にもなるということは、こちらのほうでも研究はしてはしておりますが、今後、区内の施設においても、そういった施設を整備することができるかどうかについても検討してまいりたいと考えております。

○浅田委員長 では次は、上田委員。

○上田委員 ありがとうございます。

267ページのリサイクル事業費、食品ロス対策やリサイクル啓発などについて、伺います。物価高などもあり、環境に優しいエコな生活を目指すことは、エコロジーというだけではなく、エコノミーだなどしみじみと思う今日この頃でございます。

令和6年度は、経済課と連携し、エシカル消費の啓発、食品ロス対策に取り組まれることを評価いたしますが、文京ソコヂカラ、できることからサステナブルにや、タベスケなどは、言ってみれば、BtoCの事業がほとんどであります。これはこれで大切だというふうには思うんですけれども、今、さらにBtoBの取組、事業者間で産廃などをごみにしないでリサイクルする仕組み、アップサイクルが注目されております。

墨田区は、区内企業のアサヒビールがありますから、アサヒビールホールディングスと連携し、区内カフェ等からコーヒーかすを収集・乾燥・再資源化し、アップサイクルカップを製造し、再度カフェ等で活用する取組などを始めています。

文京区でも、墨田区など先進自治体の事例を研究し、アップサイクルに取り組んでいかれ

てはどうでしょうか、伺います。

○浅田委員長 有坂リサイクル清掃課長。

○有坂リサイクル清掃課長 本区におきましては、今、2Rの推進、加えてリサイクルの促進ということに注力しているところでございます。今、委員がおっしゃいますように、アップサイクルの取組などにつきましても、今後は、そもそも廃棄物を出さない、サーキュラーエコノミーの取組についても、先進自治体の事例等を研究してまいりたいと考えています。

○浅田委員長 よろしいですかね、皆さんね。

以上で、9款資源環境費の質疑を終了いたします。

続きまして、10款教育費の質疑に入ります。

事項別明細書の266ページから297ページまでの部分です。

財政課長の説明を求めます。

進財政課長。

○進財政課長 それでは、10款を御説明いたします。

266ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費1,280万4,000円、1番、委員報酬、委員報酬の改定に伴う増でございます。

2目事務局費11億1,438万円でございます。

270ページをお開きください。

3目教育センター管理費2億5,771万円。5番、施設維持管理費、教育センターにおける各種管理委託の実績見込みに伴う増でございます。

2項学校教育費、1目学校・幼稚園管理費86億6,937万8,000円。277ページの18番、教育情報ネットワーク環境整備、情報通信機器に係るリース料等の増でございます。

278ページをお開きください。

2目教育指導費9億8,671万5,000円。281ページの28番、学校支援関係事業、校内居場所指導員の配置等に伴う増でございます。

280ページを御覧ください。

3目教育振興費1億334万5,000円。1番、要保護・準要保護児童等各種補助、学校給食無償化の実施による事務整理に伴う減でございます。

282ページをお開きください。

4目学校給食費19億4,200万6,000円。5番、学校給食費無償化事業の実施に伴う増ござ



います。

5目学校・幼稚園保健費1億8,641万円。学校・幼稚園PCR検査経費の終了に伴う減でございます。

284ページをお開きください。

6目学校・幼稚園施設整備費67億2,306万2,000円。3番、明化小学校改築、改築工事費の出来高見込みに伴う減でございます。

292ページをお開きください。

3項校外施設費、1目八ヶ岳高原学園管理費7,941万3,000円。1番、運営維持管理費、光熱水費の実績に伴う増でございます。

2目柏学園管理費975万3,000円。1番、運営維持管理費、樹木伐採費用の減による減でございます。

3目移動教室事業費1億1,368万1,000円。1番、八ヶ岳高原学園移動教室、バス借り上げ単価の上昇等に伴う増でございます。

4目自然体験教室事業費448万5,000円。1番、自然体験教室、事業実施の見送りに伴う減でございます。

294ページをお開きください。

4項社会教育費、1目社会教育総務費1,946万2,000円でございます。

2目文化財費9,512万6,000円。1番の(9)文化財収蔵庫改修、工事の完了に伴う減でございます。

5項図書館費、1目図書館総務費1億7,589万8,000円でございます。

296ページをお開きください。

2目図書館事業費13億8,848万3,000円。2番、電算関係経費、図書館資料へのICタグ貼付け等に伴う増でございます。

3目図書館維持管理費1億738万5,000円。1番、館舎維持管理、図書館内の閲覧環境整備に係る備品購入の増でございます。

10款の説明は以上でございます。

○浅田委員長 ありがとうございます。

では、御質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

それでは、依田委員。

○依田委員 よろしく申し上げます。まず、283ページの学校給食費無償化事業のところから

お願いします。

こちらの給食費無償化なんですけど、まず本年度から来年度に——本年度の途中から無償化事業が始まっておりますけれども、その段階では、本年度の給食費の徴収をやめるという方式であったと思います。で、少し前から給食費に関しては、別で区から補助は出ておりました、新年度はそれが合わさった単価でなって、全体が無償化となっているかと思えます。

さはさりながら、先日、一般質問でも申し上げたんですけども、こここのところの物価の高騰というのが特に食品に関して急激に来ておまして、これで公費で見られることになったので、かつては給食費を値上げするというのはなかなか難しく、過去の例も10年に一遍とかそういうレベルだったとは思うんですが、これから公費で見られるということで、毎年の予算で組んでいくということになれば、その単価も含めて、非常にフレキシブルに見直しができるのかなと期待しておったところなんですけども、実際は単価が変わっていないということでありまして。そのなぜ変わっていないのか、なぜ大丈夫なのかというところを教えてください。

○浅田委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 来年度の給食費の単価というところで申し上げますと、従前、今年度まで物価高騰分ということで別に計上していたものを単価のほうにのせております。さらに、牛乳の値上がりを加味した分を合せて、1食当たり単価を小学校で20円、中学校で25円増額する予定でございます。

給食の単価につきましては、給食担当の校長、副校長、栄養士、栄養教諭、あと我々学務課職員を構成員としました学校給食費検討委員会において、毎年協議を行っております。今年度の状況等を踏まえて、十分に児童・生徒たちへの給食の提供が可能だというようなところも見込んだ上で、単価のほうは決定しているというような状況でございます。

○浅田委員長 依田委員。

○依田委員 失礼しました。牛乳の値上がり分は、そのままスライドでのせていくということでしたね。失礼しました。

前回の給食費の改定が2014年ということで、その前は2008年ですかね、2014には消費税の値上げもありましたので、それに合せて単価を上げているということかと思えます。食品の物価を見ると、これは食品全部ですけれども、2008年から2014年にかけては、これ多分消費税も込みだと思うんですが、3%ぐらいしか上がっておりません。それに対して、給食の単価は7%ぐらい上げているということです。

2014年から2023年を見ますと、2020年基準で91.7ポイントとから今、112.9まで来ています。2割以上上がっていると、23%、食品の値段が上がっているという中で、今回、補助とかその牛乳の分の値上げを加味しても、6、7%、7%ぐらいかな、の単価の引上げになるわけです。

あまりにも乖離があるので、今、検討会を開いて、大丈夫だというふうにおっしゃいましたけれども、何かにわかに納得できるものではないと。なぜ、どうして大丈夫なのかということをもうちょっと詳細に、納得できるように教えていただきたいと思います。その食材の中身の見直しなのか、それとも作る量の見直しなのか、それとも作り方なのかとか、メニューとか、いろいろあるとは思いますが、各校もちろんそれぞれの工夫があるとは思いますが、もう少し具体的に教えていただけないでしょうか。

○浅田委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 実際、給食費の値上げ等を検討する際、これまでもそうなんですけれども、各学校、サンプル校だったりするんですけれども、そういったところで、どれだけ食材費のほうで値上げ等があったかというようなところで、コロナ禍のときに実際1食当たりの単価を上げた際も、そういったところを鑑みて、給食の単価をどれだけ上げるかというところを検討してきたところです。

今回につきましても、今現在、提供している給食というようなところで、当然、給食はおいしいものでなければならぬし、安全で安心なものでなければならぬという前提がありますが、その中で各校の状況を見て、きちんと給食を提供できるかどうかというようなところを判断したものであります。事細かに一つ一つ品目をというようなところはございませんけれども、実際の現場の声、現場の状況、そういったものを踏まえて決定しているという経緯はございます。

○浅田委員長 依田委員。

○依田委員 大変申し訳ありませんが、すみません、具体的に御答弁をお願いしたいんですけれども、残念ながら時間はたっぷり余っているので何度でも聞けるんですが、今ですと、具体的な事例が一つもなかったのも、一つでも事例を言っていたかかないと、ちょっと回答になっていないというところで、すみません。

○浅田委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 ちょっとここで品目を挙げてというようなところはいたしませんけれども、いわゆる現場の実情というところはきちっと見ております、我々としてもですね。その中で、

給食のほうの、今のレベル感できちんと提供できるかというようなどころを見ております。給食については、学校の栄養職員が施設とか整備面の最大限の活用を踏まえた上で、さらに児童・生徒に必要な栄養価、あるいは食育の観点から、献立を考えているというようなどころもございます。なので、単価を上げないからおいしい給食は提供できないというところではございませんので、そういったところも加味した上で、給食費の単価というものは決めているところでございます。

○浅田委員長 依田委員。

○依田委員 大変申し訳ありませんが、全然説明になっていないんですね。せめてもうちょっと、残飯が多いので作る量を減らすとか、食材の中身を見直すんだとか、メニューを変えるんだとか、そういう話があればまだいいんですけれども、今の御答弁だと、そういう話すら何一つなくて、現場からの声で大丈夫ですというだけだと、何とも言えないというか、その点に関しては、各方向工夫があるのは分かりますし、それをどれだけ教育委員会がしっかり把握しているのかということにもまず不安があるわけですし、今の御答弁ですと、ちょっと何というか、本当に大丈夫かしらと、現場に負担を押しつけているだけじゃないかなというふうにも思えてもしまうのですが。

当然、年々物価が上がっておりまして、今、足元でも上がっているわけですよね。ですから、全く同じ作り方をしている、お金が足りるということはありません。当然、現場から予算増の要望が出ているかどうかも含めてなんですけど、もう少し詳しく取組というものを教えていただけないでしょうか。今、ここで申しませんというふうに言われてしまうのは、ちょっと困るなというふうに思うんですが。

○浅田委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 給食を提供するに当たっては、当然、食材費だけではなくて、人件費、光熱費、そういったものを一般的に全部含めての提供ということになってまいります。例えば文京区でいえば、給食のほうは委託というような形を取っていて、そういった実際に調理をする人たち、そういったところにも負担がいかないようにというようなどころで、委託する経費というものは、当然、人件費の向上とかによっても上がってくるものはきちんと加味していたり、そういった、今、委員がおっしゃった、周辺の状況も含めて、こちらは対応しているところでございます。

実際に、今、御質問にあるのは、あくまで食材費というようなどころでございまして、実際の給食の状況を申し上げますと、学務課のほうにも栄養士、栄養職員がおります。定期的

に各学校の栄養職員と連絡会というところを開いているところではございますので、そういった現場の状況というのは、きちんと把握した上で、こちらの給食業務、給食の提供というところを行っているところではございますので、そういう現場への負担だとか、今、御指摘がありましたけれども、そういったところはきちんと話を聞きながら、給食の提供というところは行っているところではございますので、食材の具体的な品目がないというところをもって、現場に負担が行っているというような認識は、私どもとしては持ってはございません。

○浅田委員長 依田委員。

○依田委員 すみません、あまり私、自分語りはしたくないんですけども、私、マスメディアにしまして、人に物事を伝えるに当たっては、もちろん、ざっくりとした全体としての理念というか、制度も当然必要なんですが、やはり具体的なエピソードがないと伝わらないというのがありまして、今のところ、なぜ、この食材費が高騰する中で、この単価を据え置いたままで給食が維持できるのかというところの具体的な説明が一つもないんですね。教育委員会のほうでしっかり把握されているという御答弁はあったんですが、で、もちろん教育委員会が把握していないとは思わないんですけども、では具体的にどのように、食材費がどんどん値上がりする中で、同じだけの食材費の総量で、同じおいしさ、栄養価、充実した給食というものが作れていけるのかというところの納得いく御説明が少しでも欲しいんですが、いかがでしょうか。

○浅田委員長 今、質問されているのは、ほうれん草を小松菜にするとか、牛肉を鶏肉にするとか、そういう努力はされていると思うんですが、学務課長、いかがでしょうか。

○中川学務課長 今、委員長がおっしゃるとおり、その食材の選択、当然ですけども、野菜等は高騰する場合もございますので、その時期、その時期に応じて、同じ栄養価で、同じおいしさを提供できるものということで、こういった部分については、学校栄養士等を中心に、ふだんから工夫をしたり、努力をしたりというようなことはございます。なので、例えば献立を変えずに、全て従前の給食を賄うというようなことがあれば、それは場合によっては、今、補助している給食費だけでは足りないというようなこともあるかもしれませんが、やっぱりそこというのは、無償化したから無尽蔵に給食の単価を上げていくというようなことではなくて、一定、現場の工夫もあったり、その中で現場の要望もあったりというようなことで、給食費を上げていないというような御指摘がありますけれども、我々、コロナ禍のところにおいても、ほかの区に先駆けて、補助のほうも実施しているようなところもございますので、そういったようなところで、必要なものについては、必要な予算を、これまで

議会の承認も得てつけていただいているというようなところでもございますので、そういった給食の提供に当たって、現場の声を聞いていないとかというな事実はございませんし、我々としては、無償化以降も安全安心な給食を提供しているという認識でございます。

○浅田委員長 依田委員。

○依田委員 何か足らぬ足らぬは工夫が足らぬという感じなのかなと思いますけれども、いずれにしても、もうデフレの時代は完全に終わって、ちょっと食品だけ上がっているのはあれなんですけれども、今、足元でも全ての物価が上がるというような状況になっていくかと思っておりますので、工夫だけでは当然限界が来るとのことかと思っております。来年度に関しては、取りあえず、今の説明がありましたけれども、さらに次年度以降、食品の高騰というものもあれば、柔軟に給食の単価も見直して、充実した給食が提供できるようにしていただければと思います。

次なんです、277ページのスクール・サポート・スタッフの配置支援事業なんですけれども、ごめんなさい、これと、ちょっとどこにこれが入っているのか入っていないのか分からないんですが、もう一つ、今、区のほうで募集をかけているエデュケーション・アシスタントというものがございます。

こちら、東京都が次年度から大幅に配置を拡充するというにしております。都内全校に配置できるだけの予算を一応つけてはいるんですけれども、このスクール・サポート・スタッフというのは、様々な学校の事務も含めて担える人材ということだと思います。

このエデュケーション・アシスタントというのは、またややこしくて、副担任相当の役割を担う者ということで、区としては、全校に配置すべく、今、募集をかけているところかと思っております。このエデュケーション・アシスタントに関して、どのような役割を区としては担ってもらつつもりかというところを1つお願いいたします。既存の様々な学校支援のスタッフとの比較も含めて、お願いいたします。

○浅田委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 御指摘のエデュケーション・アシスタントにつきましては、当初予算を作成する段階では、都から示されませんでした。そのため、現在、予算には計上してございません。ですけれども、都からこういった補助をするということが示されたので、文京区教育委員会としても積極的に活用するというところで、現在、募集をかけている状況でございます。

委員の御指摘のとおり、東京都は全ての小学校に対して、このエデュケーション・アシス

タントを配置すると言っていますので、本区においても、全ての小学校20校に対して1名の配置をすべく、今、準備をしているところでございます。

具体的な業務としては、東京都が示しているのは、小学校低学年に対して、負担業務として、児童の関わり等を含めてさせるというふうに言っていますので、その方針に基づいて、本区としても運用する考えでございます。

○浅田委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。既存のスクール・サポート・スタッフのほかに、エデュケーション・アシスタントというので、低学年という限定はありますけれども、これも教室の中に入って、いろいろ役割を担ってもらおうということかと思えます。低学年だけということではありますけれども、いろんな学校さんで結構教室が落ち着かないみたいな話はよく聞きますので、単純な学習支援ということだけじゃなくて、何というか、見張っててもらおうという言い方はおかしいんですけども、やっぱりちょっと心配な子に付き添ってもらおうとか、そういった形で活用できればいいのかなと思えますが、あまり役割をかつちり固め過ぎると、校長先生としても使いづらいみたいなのところもあるかもしれないんですが、そのあたり教育委員会としては、学校にそれなりに役割はお任せするという感じのイメージでいいのでしょうか。

○浅田委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 このエデュケーション・アシスタントについては、先ほどから言っているように、都が示している方針に基づいて実施しなければ、補助されない可能性もございませう。そういった点では、エデュケーション・アシスタントについては、小学校低学年のみの活用になると思いますが、ただ一方で、スクール・サポート・スタッフについては、来年度予算を増額していて、人員を増員する予定でございませうし、従前から文京区教育委員会としては、教育課題対応として、万が一そういった学級が落ち着かないような状態が発生した場合には、非常勤教諭を配置するということの事業も行っています。

それから加えて申し上げますと、小学校については、従前から24時間講師とあって、区が持ち出している非常勤教員を全校に配置していて、校長先生の裁量で活用できるようにしておりますので、今、言ったあらゆる人材を活用して、学校の安定化を図るように校長先生方は御尽力いただけるものと認識をしております。

○浅田委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。学校の中に多分いろんな立場の方がいらっしゃって、手

伝ってくれるのは大変ありがたいんですけども、多分、校長先生も非常に大変だろうなというふうに思います。教育委員会としても、それをうまくサポートしていただければと思います。

次に、279ページの日本語指導員の派遣、ここでいいのかな、なんです、小学校で外国人児童は以前から増えているところなんです、日本語がしゃべれない児童さんが結構いらっしゃるというふうには聞いております。特に、中国とかから来られる方がいらっしゃる、なかなか、特定の名前を出していいのかわかりませんが、ブランド志向というか、言ったほうがいいですかね、誠之小学校とかは、結構、中国でもよく名前が知られているようで、わざわざその学区に移り住んでこられる方がいらっしゃる。

以前でしたら、日本の中で、ある程度、経済的な基盤とか社会的な基盤を持っていらっしゃる方が文京区に移り住んでくるとか、または、少なくともお子さんが未就学の段階で来られて、日本語をある程度マスターしてから小学校に上がるということが多かったと思うんですが、今は1年生からやってくるとか、または何なら学年の途中でやってくるみたいなことが増えているようです。

まず、お聞きしたいのは、日本語がしゃべれない、まだまだできないという場合は、そうやって区がサポートしているということかと思えますけれども、実際、指導を受けているお子さんというのは、どのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○浅田委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 3学期の3月12日今日現在の状況でございますが、全部で小・中学校を合せて90人と認識をしております。

○浅田委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。恐らく、コロナ中は当然行き来ができませんでしたので、新規の方というのはほとんどなかったと思うんですけども、恐らく、ここ数年で何か急激に増えているようなイメージはあります。少なくとも外国人の児童は相当増えていて、その中に相当数日本語がまだまだできないという方がいらっしゃるかと思います。

これまでの日本語ができないお子さんで現地校に入るとするのは、全国的に見ると、数は少なく、残留孤児であるとか、日系人であるとか、そういう特別な事情がない限りは、通常、あまり現地校にお子さんが入るということはなかったと思うんですが、そもそも、そうじゃないと親のビザが、滞在許可が通常は出ませんので、今も中国から来られている方は、当然、大卒で何らかの就労のビザを持って日本に来られているんだと思います。そういう意



味では、しっかりした経済的基盤もあり、学歴もあるという方が来られているんだと思いますので、本当でしたら、家庭でしっかり日本語教育をしてほしいところなんですけれども、そうはいつでも義務教育ですので、当然、授業についてこれない、あと、周りの子とコミュニケーションを取れないということになれば、支援していくということは当然だとは思いますが、ここについては、来た人に対して対策するということなので、なかなか見通しというのは読めないところだとは思いますが、そうはいつでも、きめ細やかな対応はしていただけたら、いずれはよき市民、住民として大きく育ってくれると思いますので、そのあたりの配慮をお願いいたします。なので、ちょっと意気込みというか、伺えればと思います。

○浅田委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 日本語が十分じゃないお子さんを含めて、文京区としては、「個が輝く」ということを教育ビジョンに掲げていますので、例えば障害のあるお子さんを含めて、様々なお子さんが多様化している。その多様化に対しては、きめ細かく支援、対応していくことが必要だというふうに認識しています。引き続き、今言った日本語の十分じゃないお子さんを含めて、全ての子どもたちに支援が行き渡るようにしてまいりたいと存じます。

○浅田委員長 依田委員。

○依田委員 どうもありがとうございます。よろしくお願いします。

次が、285か287ページなんですけど、小学校の改築等々でお願いします。

まず、小日向台町小学校なんですけれども、先日、茗荷谷研修所という、学校外の敷地をお借りして、幼稚園、児童館を一時的に仮校舎として使うということに決まりました。その節は大変ありがとうございました。

まだ校舎の設計をする業者が決まったところで、これから契約自体を結ぶというところだとは思いますが、現状、仮校舎の活用も含めた改築全体計画、仮校舎の活用も含めての設計で契約を結ぶということだとは思いますが、それによって、特に一番気になるのは工期なんですけれども、工期がどの程度短くできそうかというところの、向こうさんの言い分も含めて、見通しみたいなものがあれば、伺えればと思います。

○浅田委員長 中川学務課長。

○中川学務課長 事業者のほうを選定されたというところで、プロポーザルのときに、それぞれ工期の短縮の工夫等については、各事業者からも言っていた中で、今回の事業者に決まったというところでございます。

今現在ですと、事業者とは顔合わせをして、これからしっかり詰めていくというところなので、具体的な工期というところをまだ言えるような状況にはなっておりませんが、最初に委員がおっしゃった茗荷谷研修所のほうで、言ってみれば、幼稚園と児童館・育成室を一旦そちらのほうに逃がせるというところもありますので、一定の工期の短縮というところは図れると思うんですけども、それも含めて、どの程度の工期になるかというところは、今後、事業者とも話をした上で、当然ですけども、皆さんのほうにも話をしていくという流れになると考えてございます。

○浅田委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。もちろん、一部外に出せるということで、工事自体はやりやすくなると思うんですけども、かといって、一方で、運動施設をどうするかという話がありまして、それに対して、今のところバスでどこかへ連れていくという、先日の柳町小学校と同じような同じような解決策を考えていらっしゃると思うんですが、今ですと、そもそも学校の周りにバスを止める場所もないということで、仮に幼稚園とか児童館が移転すれば、そういったバスを止めたりする場所もできるのかなと思っておりまして、丸々全部、どういった分が工期短縮に使えるのかどうかもちょっと分からない部分があるんですけども、いずれにしても、この建て替え中の教育環境が少しでも悪化しないようにということを御配慮いただければと思います。

もう一つ、湯島小学校の増築についてなんですけれども、先日、湯島総合センターの建て替えに伴って、湯島小の敷地内にあるアカデミーと高齢者福祉施設を新しい湯島総合センターに移しますという方向性が示されたところです。その場では、教育委員会の方はいらっしゃらなかったもので、ちょっと改めて伺いたいんですけども、湯島小学校に関しては、喫緊の児童教室増の対策として、今、校庭がある場所に校舎を増築することが決まっておりますというか、もう工事が始まっていますよね。なかなか、湯島総合センターの建て替え、そのアカデミーの移転というところと増築というところが非常にちぐはぐな感じがありまして、もちろん、今すぐ必要なので増築しますということであるとは思いますが、さはさりながら、一方で、アカデミーとかがなくなれば、そこに教室が造れますよということにもなると思うんです。

最終的な湯島小の姿がどうなるのかというところ、今、どう見込んでいるのかというのを聞きたいんですが、なぜかという、アカデミー等々の移転という話が全くない状況で、増築をしますと。増築で、今後の生徒増に対応できますという御説明だったと思います。その

増築に関して、仮設の校舎ですよという説明も特になかったと思います。それだけを考えて、では何でアカデミーが移転するのという話にもなりますし、アカデミーが移転して、そっちに教室を造るんだったら、その増築の校舎は要らなくなるのということにもなりますけれども、でも仮校舎という説明はなかったよなということにもなるんですが、教育委員会として、湯島小学校の最終的な姿というのはどのように見込んでおるのでしょうか。

○浅田委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 湯島小学校の増築につきましては、今、委員からお話がありましたとおり、現在、工事を進めているところございまして、令和7年1月の完成を目指して、少なくとも令和7年4月の教室増対策に間に合うようにということで、工事を進めているところでございます。

今回、増築校舎につきましては、重量鉄骨造で6教室を確保することにより、既存の校舎で15教室ある教室と加えまして、全部で21教室まで対応し得る学校になる状況になっております。

現在、我々の手元にございます児童数の推計を検討いたしますと、令和10年には、この21教室、場合によっては20教室までは埋まる方向で検討されているところですので、直ちにその段階で教室をどうするかという問題にはならないところかなと思っているところですが、さらにその先に進んでいった中で、湯島総合センターの計画も進み、あるいは今、湯島小学校にある施設が一部そちらに移転するというような流れになったときに、その段階で児童数の状況も検討しながら、学校の活用については適切に判断していきたいと思っております。

○浅田委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。これは先日の委員会でも言ったところなんですけれども、要は、そのとき考えるということですよ。何か、一応この増築の校舎で足りるといっておいて、かつ移転するというのがまた非常に分かりにくいところでして、それだったら移転で空いたところにどれだけ教室が入るのか分かりませんし、もちろん予想を超えて児童が増える可能性もあるので、その余地を残しておきたいというのは非常に気持ちは分かりますし、むしろ今までの文京区政でそういうことがなかったので、驚いているというぐらいなんですけれども、余裕をもって何かをつくるというのは非常に素晴らしいことだと思いつつ、やっぱりちょっと説明が分かりにくい部分があるかなと思いますので、なるべくいろいろと幅広に見通しは示しておいていただけたらありがたいと思います。つまり、今のところはよ

く分からないということだと受け止めました。

次です。297ページの図書館のところなんですけど、先日、建設委員会で、あくまで建設委員会というところでちょっと遠慮して言わなかったところなんですけど、小石川図書館の建て替えについてなんですけれども、図書館に関しては、今のところのイメージにおいては、建物が地上2階で地下2階ということになっていまして、図書館部分が結構フロアでばらばらになっているというところで、ちょっと見た方から結構御批判もあるところかと思えます。

この建蔽率に関しては、12%というところでフルで使っているんで、ワンフロアが広い建物ができますよということなんですけれども、一方で、別に高さ制限にもまだまだ余裕がありますし、容積率というところでも余裕があるという状況かと思えます。

図書館の運営者の方とかに聞くと、今、図書館というのは、ただ本を貸し出すというだけではあれば、別にスペースはそんなに要らないような時代になっているかとは思いますが、一方で、滞在型の図書館というものが増えていまして、中で滞在しながら様々な本に親しんだりとか、調べ学習とかもそうなんですけど、1日を過ごしたりというような形の利用も増えていて、だからこそ図書館の意義があるというような感じにもなってきているかと思えます。

先日、文教委員会の中では、多分、飲食スペースをどうするかという話もあったかと思うんですが、そのカフェを造るか造らないかは別として、学生さんとかが1日滞在するのであれば、お弁当を持って来て食べるようなスペースとかもあったらいいですし、かつ閲覧室とか、閲覧室も1人用の閲覧室だけではなくて、みんなで集って見られるようなスペースみたいなものも、あればあったにこしたことはないと思うんです。

要は、何が言いたいかというところ、建物自体はもう少し余裕をもって造ることは、法規制上は可能かとは思いますが、図書館さんとしては、これで十分な機能で、十分に足りると思っていられるのか。または、もっと床があればあったでうれしいのかというところを伺えればと思います。

○浅田委員長 宇民真砂中央図書館長。

○宇民真砂中央図書館長 小石川図書館のこの一体的整備に当たってのボリューム感の話かと思えますけれども、今回の中間のまとめにおきましては、今、お話しいただいたような、例えば飲食スペースとしてというところにおいては、1階の共有部分として、ロビーをフリースペースとして、そこで飲食は可能というようなことは盛り込んでいるところになっております。

図書館の規模的なところですが、まずは基本となる蔵書の規模というところで、こちらにつきましては、小石川図書館としての蔵書は同規模を想定していますけれども、今、全体が10館体制を取る中で、そこの貸出しをより進められるように、プラスで共同書庫を5万冊ということで、追加で組み入れているところになっております。そういったところでの機能の拡充ということは盛り込んでいるところです。

また、今、お話をいただきました学習をするスペースですとかそういったものも、新たにグループ学習室を20席程度、また閲覧学習室につきましても席を増やすなど、一定のそういった、ここで滞在をするということを意識した部分での拡充というのは盛り込まれているものです。そのあたりの規模感については、蔵書数で他の自治体等で整備をしている図書館の規模、そういったものを参考にしながら、一定の規模を据えたところとなっております。

そういったところがございますので、今後、皆様の御意見をいただいた上で、例えば学習室など、より広いスペースが必要だと、そういった要望等があれば、そういったことを踏まえて、今後のこの基本計画を取りまとめる際には、そのボリューム感についても再度検討してまいりたいと考えております。

○浅田委員長 依田委員。

○依田委員 ありがとうございます。公園も含めて、まだ決め打ちではないというお話だったんですが、図書館に関しても要望があれば、拡大の余地があるのかなと思いました。それはちょっといろいろと皆さんの意見を聞いてみたいと思いますし……。

○浅田委員長 依田委員、あと4分になりました。どうぞ。

○依田委員 ということで、またそれもいろいろと要望していきたいと思えます。

取りあえず、ではこれでおしまい、はい。

○浅田委員長 では続きまして、ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。私も時間がたくさん残っているみたいなので、頑張っ  
てまいります。

まず、277ページの29番、スクール・サポート・スタッフのことについてなんですけれども、これは重点の3番にも入っているんですけれども、学校の教員の方のサポートするスクール・サポート・スタッフの充実をしますという施策なんですけれども、現状の配置の状況とか人数とかについて、教えてください。

○浅田委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 現在は、ちょっと正確なことは後で御答弁させていただきますけれども、

全校に1名ずつ配置していて、大規模校については複数配置をしている状況でございます。

○浅田委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 それで、各校1名、大規模校には複数ということなんですけれども、実際、学校の先生とお話しする機会があって、現場の方からの要望で、やっぱりもっとスクール・サポート・スタッフさんの数を増やしてほしいというお声を複数の先生から伺ってしまして、今、結構この事務作業に追われて、先生が児童と向き合う時間がなかなか取れなかったりということがあるので、例えばなんですけれども、これ今後さらに増員する予定とかのスケジュールを、決まっているものがあれば教えてください。

○浅田委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 先ほど答弁が漏れておりましたけれども、複数配置しているのは5校です。全部で35名を配置している状況でございます。

それで、来年度予算につきましては、今、委員の御指摘のとおり、学校からもこのスクール・サポート・スタッフの配置について御要望もいただいておりますし、昨今の教員不足等の対応も含めて考えれば、やはり教員でなくてできる仕事については、こういったスクール・サポート・スタッフを有効に活用していくことが大変重要だと認識をしております。子どもたちの学びを保障する観点からも、やはり増員をしていくということが必要だということから、今回、35名だったものを42名に増員をして、配置する計画でございます。

○浅田委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 増員の予定ということで、ありがとうございます。

あと、先ほど依田委員の質問であったんですけれども、エデュケーション・アシスタントという、全校配置に向けて準備しているというところなんですけれども、スクール・サポート・スタッフさんはあくまで事務作業の後方支援みたいな形になると思うんですが、エデュケーション・アシスタントさん、低学年につく職の方というのは、例えば見守りをして、多分、スクール・サポート・スタッフさんが見守るだけだと思うんですけれども、指導的なものもされるんでしょうか、この方は。

○浅田委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 厳密に言うと、この方々は教員免許を有しておりませんから、教育としての関わりということは原則できないんですけれども、ただ、見守りという、委員の御指摘の中でいえば、例えば簡単なことを聞かれたときに答えるというようなことは当然あると想定をしております。

○浅田委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 分かりました。ありがとうございます。

あと、スクール・サポート・スタッフさんと重なるところもあるんですけども、同じ重点施策の4番、スクールソーシャルワーカーさんとスクールカウンセラーさんのところについてなんですけれども、これも今、全校に配置していただいているということなんですけど、あと、これは不登校の問題にもつながることだと思うんですけども、御答弁で、不登校が小学校で今173人、中学校で183人という話があったんですが、現状このスクールカウンセラーさんと児童のやり取りというのは、どういった形で行われているかというのを教えていただけますでしょうか。

○浅田委員長 木口教育センター所長。

○木口教育センター所長 まず、スクールカウンセラーにつきましては、区のスクールカウンセラーが各小・中学校に週に2日、都のスクールカウンセラーが週1日、一部の学校は2日行っている学校がありますが、基本的には合せて週3日、学校にスクールカウンセラーが行っております。

子どもたちとの関わりにつきましては、まずは子どもたちから、あるいは保護者からの相談を行い、特に子どもの心理的な支援ですね、ちょっとカウンセリング的なことを行って、子どもの悩みを受け止めて助言するようなことを行うほか、その相談以外では、例えば学校の中を巡回したり、時には授業参観などもして、相談以外の場面でも、子どもたちの様子をしっかりと把握するように努めております。

あわせて、担任の先生ですとか、校内の関係する教職員とも連携しながら業務を進めているところでございます。

○浅田委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。授業を参観したり等もしていますというお話だったんですけども、まず先ほど学校の環境がちょっと落ち着いていないところもあるというようなお話があって、実際、私の子どもが通っていて、PTAをやっている学校でも、授業時間に学校の中に入って、授業しているところを見たりすることがあるんですけども、やっぱり落ち着きのないクラスというのはあって、そういうところには担任の先生のほかに、ソーシャルワーカーさんとかカウンセラーさんとかサポートスタッフさんが入られているんですけども、やっぱり指導ができないというか、言い方は悪くなるかもしれないですけども、ただ単に見守っているだけで、注意したりとか席に着いたりとか戻るように促したりと

いうのができないというのが見て取れるんですけども、そのあたりというのは、この方たちも与えられたところで業務されていると思うので、難しい問題だとは思いますが、例えば立ち上がっている生徒がいたら、着席を促したりだとか、そういうことというのはできる仕組みになっているのでしょうか、どうでしょうか。

○浅田委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 スクールカウンセラーは、相談することが業務ですから、第一義的に子どもに注意するということが、本来の業務に当たらないと思います。ただし、もちろん目に余るようなことがあれば、大人として注意するということがあってもいいと思いますが、基本的にはない。ただ一方で、本来、先ほど言ったに、相談をすることが求められる職にあつて、相談しにくくなる人間関係をつくっては、本来の業務を遂行できなくなります。そういった部分では、やはり常に子どもから相談されやすい人間関係づくりをすることが、まず第一義的に目指さなければいけない職務だというふうに教育委員会としては認識してございます。

○浅田委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。確かに、相談しにくい環境をつくってはいけないというのは、おっしゃるとおりだと思います。

それで、スクールカウンセラーさんへの相談の仕方についてのところなんですけれども、やっぱり相談する児童というのは、いじめとか人間関係であつたりとかという問題を抱えている児童が多いと思うんですね。やっぱり何が一番ハードルかというところ、カウンセラーさんに話しかけるのがまず第一のハードルと、校内にいるカウンセラーさんと話しているのをほかの児童に見られるとか、その周りの目というのが多分すごくハードルになっていると思うんです。それで結局、相談ができなくて、不登校になってしまうというような児童がかなり多くいると思うんですけども、例えばですけども、今、全児童にタブレットが配布されて、ICT教育ということでやっているのだから、例えば直接スクールカウンセラーさんと顔を合せて、あくまで入り口での話なんですけれども、例えばタブレットを介してコミュニケーションを取って、まず相談を持ちかけてから、例えば保護者の方も交えた対面だつたりとか、そういうふうにする工夫とかというのは、現在検討はされているのでしょうか。

○浅田委員長 木口教育センター所長。

○木口教育センター所長 委員の御指摘のとおり、確かに相談する側のいろんなデリケートなお気持ちには配慮する必要があるかと思っております。1つ関連でやっておりますのが、小学校5年生と中学校1年生に関しましては、全員面接ということで、特定の方だけではなく、



全員がスクールカウンセラーと面接するような機会を設けていまして、そういったところでいろんな悩みなども伝えるような場面も設けているところがございます。

また、先ほど少し出ました校内巡回などの際に、さりげなくスクールカウンセラーのほうとお子さんのほうで少しやり取りすることもございますし、あと、一部のスクールカウンセラーではございますが、直接会わずに気持ちを伝えることができる、ちょっとした箱を置いたりしているような事例もあるところがございます。

まずは、こういったきめ細やかな対応をさらに進めることに努めまして、委員の御指摘のタブレットについては、まだ現在、検討はしておりませんが、より相談しやすいスクールカウンセラーの事業運営は目指していきたいと考えております。

○浅田委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。

あと、この見守りをされているワーカーさんとの話とも重なってくるんですけども、授業の環境についてなんですが、結構今、オープン教室というのがよく見られて、私も区内の小学校を全部見たことがあるわけではないんですけども、教室のドアが基本開け放たれていて、オープンスペースで授業をしているというところが多く見られるんですね。

いい面もあると思うんですけども、実際、私が見た、自分の子どもが通った小学校ですと、落ち着きのないクラスは、児童が出ていってしまったり、授業中に教室から出ていってしまったりとか、あと一番驚いたんですけども、僕らが小学校へ行っているときって、授業中にトイレに行くときは、先生に、すみません、トイレに行ってもいいでしょうかと言って、許可をもらって、行って帰ってくるという形だったんですけども、今は許可を得ずに、行きたくなったら自由に行ってもいいという状況になってしまっていて、それはそれで別の問題なんですけれども、いつの時代でもちょっと落ち着きがなくて、先生の言うことを聞かなくて、廊下へ出て行っちゃう児童というのはいたと思うんですけども、教室が閉鎖空間じゃなくて、オープンになっていることによって、そういう性質でない子もつられて出ていってしまうというか、もちろんオープンなスペースで授業するのがメリットもたくさんあると思うんですけども、そこは逆にデメリットを生んでしまっている面もあると思うんですけども、20校小学校があるんですが、構造的にオープンになっている学校とか、どのぐらいなのかなというのが、分かっている範囲で大丈夫なので、教えていただければ。

○浅田委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 湯島小学校であったり、窪町小学校であったり、誠之小学校であっ

たりと複数の学校でオープンの教室を構えておりますけれども、正確な数につきましては、確認いたしまして、後ほど報告いたします。

○浅田委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。で、誠之小学校、今、名前が出たんですけれども、実際、誠之小学校もオープンにはできるんですけれども、閉めることもできて、基本、なぜか開いているんですね、いつ行っても。公開授業のときは開いているのはもちろんなんですけれども、ふだんの授業のときにも開いていて、例えば4時間目とか5時間目の時間に行くと、給食の配膳をカートでがらがらやっているのが教室の中から見えちゃったり、音が聞こえたりとか、あとは隣のクラスで映像を使った授業していると、その映像の音声が隣まで聞こえてしまうというようなことがあって、校長先生にちょっと閉めてやってみたらいかがでしょうかという話をしましたら、多少、落ち着きは見られたということがあったので、オープンの学校については、教育委員会のほうから、開けて授業をするようにとか閉めて授業をするようにとかという通達とか指導というのは、特別何かされているんでしょうか。

○浅田委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 特段、教育委員会から通達等を出している事実はございません。

○浅田委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。これ、誠之小学校でちょっと落ち着きのないクラスというのがちょっと課題になったところがあって、PTAの本部役員さん何人かでちょっと見守りに行ったりとかということがあったんですけれども、当該クラスの扉を閉めて授業をすると、やっぱり一定の効果は見られたかなというのが共通認識なので、閉めて授業しなさいと通達を出すのもおかしいんですけれども、現場の先生に聞くと、閉めてやってみたらどうですかという、え、閉めていいんですかというような返答が返ってきて、やっぱりオープンにしてやらなければいけないというのを現場の先生も思っているかもしれないので、そのあたりの確認というのを各学校とぜひできたらやっていただければなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○浅田委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 先ほど来議論されていることですが、オープンスペースは、多様な学びを生み出すということから導入されている経緯がございます。そういった部分では、それを活用してどのような教育を発展的にしていくかということは、学校の裁量として任されています。もっと言うと、教育計画も学校がそのために作成権限を持っているわけですか

ら、子どもの実態や地域の実態、保護者のニーズ等を踏まえて、適切に学校長が御判断すべきものだと思いますし、今、言ったように、状況によっては、当然、個別にすることということも必要でしょうし、場合によったら、教育活動の内容によってはオープンにして、多くの子どもたちが交流、意見交換するというような場を設定することも工夫する。

ですから、常に一つの形を常態としてするというよりは、適宜適切に環境を構成することが本来あるべきものだと思いますので、改めてそういった働きかけは教育委員会から各学校にしてみたいと存じます。

○浅田委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

あと、もう一点、依田委員の質問のところで気になったところなんですけれども、279ページの日本語指導員の話が、先ほど質疑が出たと思うんですけれども、誠之小学校、中国の方が多いよねと依田委員はおっしゃっていて、おっしゃるとおりで、大体1学年に1クラス分ぐらいの人数の中国の方が今、在籍されている状況で、PTAからのお便りも、新入学のPTAの案内は中国語版も出して、英語版も出そうかなんていうことをやっていて、これは個人的な意見なんですけれども、日本語の指導というのは、やっぱり子どもが日本の学校に、義務教育ですから、なじむために当然必要なことだとは思っています。

逆に、ちょっと心配しているのが、今、誠之小学校でも、入学して2年生、3年生になっても、しっかり日本語でコミュニケーションが取れない児童というのがやっぱり一定数おまして、日本語のできるほかの児童に通訳みたいなことをしてもらって、授業にもついていけなくて、先生ともコミュニケーションを取れなくて、やっぱりコミュニケーションが取れないので、手が出てしまうみたいな児童が見られるので、そこの辺の、何というんですかね、難しい問題だと思うんですけれども、日本語指導をしっかりやっていますというと、それを当てにして、どっどこれからまた入ってくる方が増えてしまうんじゃないかという危惧もあったりして、そのあたりをどのようにお考えなのかというのをちょっと伺いたいです。

○浅田委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 事業名が日本語指導というふうになっているので、どうしても日本語を指導しているということになりますけれども、第一義的に、どうしても集団で教育活動を行っている以上、教員はどうしても日本語で、特に小学校であれば、英語の授業以外は基本的に日本語で指導しているわけですから、そういった部分では、そこにいる子どもたちに対して、どうしても日本語が不自由であれば、一定程度、なかなかコミュニケーションが十分取

れないということを考えた上で、そういったことを少しでも解消すべく、人的措置をして、その努力をしているわけですけれども、ただ一方で、当然、母国語が必ずしもその子が日本語でないということでは、学校以外の場所でのコミュニケーションを含めて、日本語でなければいけないとかは当然ないと思います。ですから、あらゆる、例えば機器の活用だとか、そういったものを含めて、該当する子どもがよりよい学校生活を過ごせるように教育委員会としては意を酌んでいく必要があると認識をしております。

○浅田委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。この件は、これでよく分かりましたので終わります。

あともう一点、次に、重点施策の5番にある、子どもの校内居場所づくりのところなんですけれども、ちょっと学校になじめない児童・生徒に対応する居場所、別室、これを拡充していきますというお話なんですけれども、12校に拡充するというお話なんですけど、これは行く行くは全校に拡充していくおつもりなんですか、お聞かせください。

○浅田委員長 木口教育センター所長。

○木口教育センター所長 校内別室の指導員の配置モデル校の拡充につきましては、現在、令和6年度の増加する2校について、学校現場のニーズを確認して、現在、選定作業をしております。

こちらの事業につきましては、まずはそういった学校現場のニーズも踏まえつつ、一番事業で重要になってくるのは、別室に配属される指導員の確保が非常に重要になってくるところでございます。きちんと子どもの悩みに向き合っ寄り添える指導員を着実に確保するためには、一度に多くの指導員を確保することはなかなか現状厳しいところもございますので、今回のような2校の拡大となっております。ただ、中期的には、可能な限り拡充を、そういった職員の確保をにらみながら、段階的に拡充をしていくというような考えでございます。

○浅田委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 この校内の居場所については、従来からこれの拡充を言われているわけですけれども、一方で、この事業を導入する以前は、例えば保健室登校であるとか、校長室登校であるとか、あらゆる学校が持っている人材や場所を活用して、工夫をしてきている経緯がございます。ですから、これを導入していない学校においても、先ほど来、いろんな人材を文京区は入れていますから、そういった人材を有効に活用し、子どもたちに対してどういった学びの場を提供することができるかは、学校と連携をしていく必要があると認識をしております。

○浅田委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。何でこの質問をしたかという、不登校が問題になっていて、不登校は決して悪いことではなくて、最近ニュースになりましたけれども、東京都でフリースクール代が月2万円助成になるというようなニュースもあって、不登校って、学校に行かないというのも選択肢の一つだとは思いますが、やっぱり子どもが学校に通っている親の立場とかからすると、いかに不登校にさせない取組をするかというのがすごく大事だと思っていまして、実際、一度不登校になると、学校に戻っても再発率が7割から8割というデータもありますので、校内の居場所、不登校になってしまう前にワンクッション置けるところがあるというのは、とても大事なことかなと思いますので、配置していない、居場所、部屋がない学校に関しても、保健室登校とか校長室登校、取り組んでいますというお話だったので、そこはぜひやっていただきたい。

あと、これは学校の改築のところにもちょっと絡んでくるんですけども、これから改築になる小日向台町小学校、千駄木小学校、そういうところに関して、一般質問でも申し上げたんですけども、教室数に余裕を持たせた設計をぜひしてほしいと。そういう余裕を持たせた設計は、児童が増えて教室数が足りなくなるということも防げますし、もし部屋に余裕があれば、そういう校内での居場所ですとか、そういうところにも活用は可能かな。一般質問では、地域に開放してもいいというお話を私でしたんですけども、地域に開放する前に、やっぱり学校の中で、不登校対策であったりとかというところに活用もできると思うので、ぜひ、その不登校対策の意味も含めて、今後の設計に入る千駄木小学校ですとか、小日向台町小学校、今、動いているところに関しては、今からできる範囲でということになると思うんですけども、そのあたりのお考えをお聞かせいただければと思います。

○浅田委員長 宮原教育推進部副参事。

○宮原教育推進部副参事 御答弁の前に、先ほどのオープン教室の数ですが、先ほどお伝えした3校に加え、本郷小学校と昭和小学校がありますので、全部で5校になります。

それで、御質問にありました居場所づくりを含めた、また児童数増加も考慮した、余裕のある教室配置という改築時の件につきましてですけども、学校の改築に当たりましては、そういった居場所づくりであったりとか、近年、多様な学習内容であったり、学習形態の対応といったことも当然視野に入れた教室数であったり、また配置が大切だなというふうに考えております。

また、児童数につきましても、全国的には少子化という傾向がある中、東京都も大分鈍化

しているところではありますけれども、文京区はやはり社会増が多くて、まだ児童数増も見込まれますので、そういったところも慎重に推移を見ていく必要もあり、また、改築後の教室数について、そこも含めた検討が必要だということは認識しているところでございます。

一方で、都内にあります本区につきましては、限られた学校の敷地を有効に使わなければいけないと。教室数が、教室が大きくなると校庭の大きさがというような、二律背反した関係もございまして、学校の改築に当たりましては、子どもたちの教育環境の充実と様々な余力を持った教室配置といったところもバランスに配慮しながら、検討していきたいと考えております。

○浅田委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 前段で御指摘いただいた、不登校にさせないという御指摘ですけれども、そのとおりだと思います。前提としては、やはり学校教育を所管している課としては、やはり学校に通ってもらいたい学校をつくっていくことがまず第一であって、そして今言ったように、学校に通えなくなるようなことは避けなければいけないと思いますから、そういった部分では、早い段階で、いろんな早期の対応をして、そういったことにならないように、先ほどから繰り返しになっていますけれども、人的な配置を活用して、そういったものにならないように、学校に今後も働きかけをしていきたいと思っております。

○浅田委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。赤津課長の今おっしゃったこと、おっしゃるとおりだと思うんですけども、今回、予算委員会に初めて参加するに当たって、議事録を結構読んでいたんですけども、去年の予算委員会の答弁ですごくいいなと思って、これがあったんですけども、子どもは人と接することで様々な刺激を受け、様々な考え方に接することができる。そこから望ましい生活習慣が身につくということがあるので、多様な観点から学校に登校するということができる範囲で、できる限り促していきたいと。勉強するだけじゃなくて、人間関係であったり、ストレスがかかること、不自由なことも学んだりするのが学校だと思いますとおっしゃっているんですね。だから、人と触れ合うことが、学校の最大とは言わないまでも、非常に大事な部分であるから、登校というものを軸に据えてやっていきたいというふうには思っていますというのは、理事者の方の御答弁だったんですけども、今、赤津課長がおっしゃっていたことも、おおむね同じようなことだなと受け取りましたので、ぜひ、そういった形で進めていただければと思います。ありがとうございます。

これ特に御答弁がなければ、次に行っていいたいですか。

○浅田委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 昨年の理事者ということですから、多分、私の記憶では、部長が御答弁したかと思えますけれども、当然、以前答弁していることと変わりはありません。もちろん多様化学校の設置は国も進めて、いわゆる不登校学校ですね、その設置も進めていますが、あらゆる学びの保障をするという観点が必要だと思えますが、先ほどから言いましたように、学校に行きたいと思ってもらう学校をつくるのが教育委員会の努めだと思いますから、そういった努力を引き続き行っていききたいと思います。

○浅田委員長 ほかり委員。

○ほかり委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

同じような話が続いたので、ちょっと違う話なんですけれども、281ページの21番、健康・体力増進事業というところで、これはどういう施策なのかなと思って、いろいろ調べてみたんですけれども、区立の本駒込幼稚園が東京都の体育健康教育推進校というのに指定されているのを見つけまして、ちょっといろいろ調べてみたんですけれども、発表会が2月に、ついこの間終わったばかりで、見に行けなかったなと思ったんですけれども、これは具体的にどういった取組をされているのかというのを教えてください。

○浅田委員長 赤津教育指導課長。

○赤津教育指導課長 御指摘のとおり、昨年、今年ですね、2か年に渡って都の指定を受けて、実践をしたものでございます。実践に当たって、当該幼稚園では、幼児の運動意欲の継続向上、それから家庭との連携ということが課題で、その改善を図りたいということから実践を始めました。具体的な取組としては、大きく3つの柱を立てて実践をしました。

まず1点目は、保護者参観の取組ということで、保護者との触れ合いを楽しみにしながら、親子で思いっきり体を動かす活動を取り入れて、様々な体の動きを体験できるような事業を実施しました。参加した保護者からは、音楽に合わせて踊ったり、簡単なルールでゲームをしたりしながら、楽しい雰囲気子どもと、子どもが喜んで遊ぶ姿を見てよかったとか、さらには家庭でも一緒に遊んでみようと思ったというような声が寄せられて、保護者の理解啓発につながったものと認識をしています。

もう一つの柱として、ちょうどオリンピックのこともありましたので、オリンピックを講師として招聘し、実際にそういった実践をしている方に触れることで、自分もあこがれを持って、スポーツに親しむというようなことも実践をしました。

最後に、もう一点目の柱としては、幼児が思わず体を動かしたくなる環境を工夫するとい

う取組を園では行いました。例えば、木と木にロープを渡して、そこにビニールの袋のようなものをぶら下げて、子どもがジャンプをします。これは、こちらからしなさいと言ってジャンプをさせるよりは、そういったものに自分で興味を持って積極的に繰り返し実施するような環境をやはり工夫することが、子どもの意欲を引き出し、継続することにつながるということから実践されたものでございます。

引き続き、当該幼稚園での取組を全ての園にも周知徹底した上で、広げていきたいと存じます。

---

○浅田委員長 もう5時になりますので、ここで散会いたします。

明日10時から再開をいたします。お疲れさまでした。

午後 5時00分 散会